

山形県地域防災計画

津波災害対策編

令和4年12月

山形県防災会議

目 次

■第1編 総 則

第1章	総 則	1
第2章	本県の特質と災害要因	7
第1節	自然条件	7
第2節	社会的条件	8
第3節	既往津波とその被害	10
第3章	予想される被害等の状況	12
第4章	山形県の津波防災計画の基本的な考え方	18
第5章	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	20

■第2編 災害予防計画

第1章	地震・津波に関する調査研究計画	21
第2章	地震・津波観測体制の整備計画	24
第3章	防災知識の普及計画	26
第4章	地域防災力強化計画	33
第5章	活動体制整備計画	39
第6章	災害ボランティア受入体制整備計画	41
第7章	防災訓練計画	44
第8章	避難所整備計画	47
第9章	避難誘導計画	53
第10章	災害情報等の収集・伝達体制整備計画	58
第11章	救助・救急体制整備計画	60
第12章	医療救護体制整備計画	64
第13章	津波に強いまちづくり計画	69
第14章	津波防災施設等整備計画	73
第15章	防災用通信施設災害予防計画	77
第16章	孤立集落対策計画	80
第17章	輸送体制整備計画	82
第18章	各種施設災害予防対策関係	95
第1節	交通関係施設災害予防計画	95
第2節	河川・海岸施設災害予防計画	102
第3節	農地・農業用施設災害予防計画	105
第4節	電力供給施設災害予防計画	107
第5節	ガス供給施設災害予防計画	110

第6節	放送施設災害予防計画	114
第7節	電気通信施設災害予防計画	115
第8節	上水道施設災害予防計画	118
第9節	下水道施設災害予防計画	122
第10節	工業用水道施設災害予防計画	125
第11節	危険物等施設災害予防計画	127
第19章	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	132
第20章	文教施設における災害予防計画	135
第21章	要配慮者の安全確保計画	138
第22章	災害救助基金の積立・運用計画	144

■第3編 災害応急計画

第1章	活動体制関係	145
第1節	災害対策本部	145
第2節	職員の動員配備体制	155
第3節	広域応援計画	157
第3節の2	被災県等への広域応援計画	165
第3節の3	広域避難計画	167
第4節	自衛隊災害派遣計画	171
第2章	情報収集伝達関係	178
第1節	通信計画	178
第2節	津波警報・地震情報等伝達計画	181
第3節	災害情報の収集・伝達計画	190
第4節	広報計画	196
第3章	避難計画	203
第4章	避難所運営計画	209
第5章	災害警備計画	215
第6章	海上災害応急計画	220
第7章	救助・救急計画	225
第8章	医療救護計画	229
第9章	遺体対策計画	235
第10章	交通輸送関係	238
第1節	輸送計画	238
第2節	道路交通計画	242
第3節	鉄道路災害応急計画	246
第4節	空港及び公共へリポート施設災害応急計画	248

第5節	港湾・漁港施設災害応急計画	250
第11章	各種施設災害応急対策関係	252
第1節	土砂災害防止施設等災害応急計画	252
第2節	河川・海岸施設災害応急計画	254
第3節	農地・農業用施設災害応急計画	257
第4節	電力供給施設災害応急計画	259
第5節	ガス供給施設災害応急計画	263
第6節	放送施設災害応急計画	267
第7節	電気通信施設災害応急計画	268
第8節	下水道施設災害応急計画	270
第9節	工業用水道施設災害応急計画	272
第10節	危険物等施設災害応急計画	274
第12章	農林水産業災害応急計画	278
第13章	生活支援関係	280
第1節	食料供給計画	280
第2節	給水・上水道施設応急対策計画	283
第3節	生活必需品等物資供給計画	287
第4節	保健衛生計画	291
第5節	廃棄物処理計画	297
第14章	文教施設における災害応急計画	301
第15章	要配慮者の応急対策計画	305
第16章	応急住宅対策計画	308
第17章	災害救助法の適用に関する計画	315
第18章	自発的支援の受入計画	321

■第4編 災害復旧・復興計画

第1章	民生安定化計画	325
第2章	金融支援計画	340
第3章	公共施設等災害復旧計画	348
第4章	災害復興計画	359

第1編 総則

第 1 章 総 則

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害に対処するため、津波災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産並びに県土を津波災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定により山形県防災会議が策定する山形県地域防災計画の一部を構成し、山形県における津波災害対策の基本となる。

この計画の性格は次のとおり。

- (1) この計画は、県、市町村、及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が津波災害対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。
- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、県民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (4) 山形県防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による津波災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第 40 条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを県防災会議に提出する。県防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

3 防災の基本理念（山形県地域防災計画各編共通事項）

山形県では、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成 29 年 3 月、山形県防災基本条例（平成 29 年県条例第 18 号）を制定した。県民、事業者、学校等、自主防災組織等、県及び市町村は、本条例に掲げる基本理念にのっとり、防災の取組みを行うものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町村は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

(1) 周到かつ十分な災害予防

<基本理念>

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、

ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

<施策の概要>

ア 災害に強い国づくり、まちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

カ 防災に関する施策の意思決定の場や地域の自主防災組織の体制・活動における女性等の参画を推進し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

<基本理念>

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）や、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無等といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

<施策の概要>

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の

緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。

キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

サ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。

シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

ス 平常時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

セ 県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

ソ 県及び市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておく

よう努めるものとする。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

<基本理念>

ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

<施策の概要>

ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

エ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。

4 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

(1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

- ・水防法第 15 条第 1 項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制の整備に関する事項（※市町村地域防災計画に記載すべき事項）
- ・特定都市河川浸水被害対策法第 33 条第 1 項に規定する洪水等情報の伝達方法等に関する事項
- ・津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項に規定する津波に関する情報の収集等に関する事項

(2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

津波災害対策については、都道府県地域防災計画等において、想定される地震・津波災害を明らかにして、当該地震・津波災害の軽減を図るための津波防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるものとする。

(3) 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」及びその基となる「国土強靱化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

<基本目標>

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

5 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、

近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

(1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と地方公共団体間及び地方公共団体間の相互支援体制を構築すること。また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

(2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難の指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、地方公共団体は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 津波災害対策の充実に関する事項（津波災害対策編に記載）

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

(8) 原子力災害対策の充実に関する事項（風水害等対策編に記載）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原

子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

6 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (2) 市町防災計画 市町地域防災計画をいう。
- (3) 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (4) 県警察 山形県警察をいう。
- (5) 法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- (6) 県災害救助法 山形県災害救助法施行細則（昭和 35 年県規則第 4 号）をいう。
施行細則
- (7) 避難指示等 高齢者等避難、避難指示をいう。

注 津波に関する避難情報については、基本的に避難指示のみを発令するが、気象庁が、「遠地地震に関する情報」の中で、津波情報が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を発表する場合があることから、市町村は、当該情報の後に津波警報が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

第2章 本県の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地形・地質の特性

(1) 位置及び面積

本県は、東北地方南西部に位置し、東は宮城県、南は福島県及び新潟県、北は秋田県に隣接し、西は日本海に臨んでおり、その面積は 9,323.46 平方キロメートルで、全国 9 位の広さをもっている。その境域は右のとおりである。

方位	地名	緯度・経度
極東	最上郡最上町大字堺田	東経 140° 38' 48"
極西	酒田市飛島	東経 139° 31' 13"
極南	米沢市大字関	北緯 37° 44' 02"
極北	酒田市飛島	北緯 39° 12' 31"

(2) 地形

山形県の地形は、山地、丘陵及び盆地が南北に連なる帯状配列をしていることで特徴づけられる。

日本海側沿岸には庄内平野が広がり、その東側は出羽丘陵・朝日山地をはさんで、最上川沿いに、北から新庄、山形、米沢等の盆地が分布し、さらに、その東側の県境沿いに奥羽山脈が南北に延びている。奥羽山脈は 1,000m 以上の山が多く、ここを源とする最上川水系の河川はいずれも勾配が大きいことから、各盆地には扇状地を形成している。また、庄内平野の沿岸部には、砂丘が細長く発達している。

県内の主要な活断層は、これら平野あるいは盆地と山地との境目に分布しており、庄内平野と出羽丘陵の境界部に分布する庄内平野東縁断層帯や新庄盆地の東縁及び西縁に位置する新庄盆地断層帯、山形盆地の西縁に位置する山形盆地断層帯、長井盆地の北方から長井盆地西縁、米沢盆地西縁にかけて分布する長井盆地西縁断層帯がある。

(3) 海岸

本県の海岸線は、鶴岡市鼠ヶ関の南端から遊佐町吹浦の北端までの延長 122.3 キロメートル及び酒田市飛島の周囲 12.5 キロメートルを合わせると延長 134.8 キロメートルであり、概して湾曲の少ない単調な形態である。

地形的には、岩礁海岸及び砂浜海岸の両形態に分けられる。すなわち、鶴岡市宮沢以北の海岸約 60.8 キロメートルは、秋田県境の遊佐町吹浦の一部岩礁地帯を除いて砂浜海岸となっており、幅 2～3 キロメートルの砂丘が連続しその規模は全国有数のものである。一方、鶴岡市宮沢以南の海岸約 61.5 キロメートルは岩礁海岸であり、断崖が海岸に迫り岸深の形状を示している。

第2節 社会的条件

1 人口構成

令和2年10月1日現在の本県の総人口は、106万8,027人（男51万6,438人、女55万1,589人）、総世帯数は39万8,015世帯である。本県の人口は穏やかな減少で推移し、少子高齢化も進行している。令和7年には、約101万6千人（国立社会保障・人口問題研究所）になると推計されている。

このような中で、65歳以上の老年人口は令和2年10月1日現在33.8%で、全国（28.6%）や東北（32.2%）を上回っており、令和7年には36.0%になると推計されている。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

このようなことから、本県の場合、身体機能の衰え等から要配慮者として位置付けられる高齢者についての対策が、他都道府県以上に求められることとなり、特に、避難行動等に制約が多いと考えられる後期高齢者への対策が重要となってくる。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口に占める老年人口 (65歳以上)の割合(%)	32.3	32.9	33.4	33.8	—
65歳以上人口に占める 一人暮らし高齢者の割合(%)	11.1	11.3	11.6	12.0	12.5

資料：県統計企画課「令和2年国勢調査 人口等基本集計報告書」

高齢者支援課「山形県高齢社会関係データ集」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）

2 地域構造

	人口20万人以上の都市		人口20万人未満5万人以上の都市		県人口に占める 市部人口割合 (%)
	都市数	県人口に占める 割合 (%)	都市数	県人口に占める割合 (%)	
青森県	2	39.7	4	27.1	77.5
岩手県	1	23.3	6	42.5	82.4
宮城県	1	46.4	9	31.8	82.4
秋田県	1	30.9	5	37.5	90.5
山形県	1	22.6	4	34.2	79.8
福島県	3	51.2	7	23.1	82.5

資料：総務省「平成27年国勢調査」

山形県は、地勢的に内陸と庄内に大別され、さらに内陸は、村山、最上及び置賜の3地域から構成されている。これらの4地域は、流域圏や歴史文化を異にしており、住民もそれぞれに帰属意識をもっている。さらに、これらの各地域においては、都市が適度に分散し、その都市を農山漁村が取り巻く地域構造となっている。

具体的には、通勤・通学、買物及び医療等県民の日常生活が展開される圏域として、山形市、寒河江市、村山市、東根市、新庄市、米沢市、長井市、鶴岡市及び酒田市を中心とする8つのま

とまりがみられる。

3 就業状況

国勢調査によると、就業構造は平成 22 年の第 1 次産業 9.8%、第 2 次産業 29.0%、第 3 次産業 59.5%から、平成 27 年にはそれぞれ 9.4%、29.1%、61.5%へ推移している。

このような就業構造の変化を背景に、全就業者に占める雇用者の割合及び就業者に占める通勤者の割合が上昇する傾向にある。

また、本県の特徴として女性就業率の高さをあげることができ、平成 27 年の国勢調査データでは、本県の夫婦のいる一般世帯に占める共働き世帯の割合は 57.9%となっている。

夫婦共稼ぎ率の高さや、全就業者に占める雇用者の割合が上昇する傾向にあるなかで、平日の日中住居にいる者が高齢者のみとなる地域が増大してくることが予想されるので、これらに対する対応も求められる。

全就業者に占める 雇用者の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	77.5	73.3	75.3	76.3
就業者に占める 通勤者の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	78.8	80.6	82.7	83.1
昼間流出人口の割合 (%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	14.5	14.3	14.2	15.1

資料：総務省「国勢調査」

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
女性就業率 (%)	県	50.0	48.8	47.8	49.9
	全国	46.6	46.4	47.1	48.3

資料：総務省「国勢調査」※労働力状態「不詳」を除く。

4 居住形態

山形県は 3 世代同居率が高く(平成 27 年現在 17.8% (全国 1 位)、全国 5.7%)、本県の特徴となっているが、家族観や価値観の変化、ライフスタイルの多様化などにより低下傾向にあり、高齢単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加してきている。

このようなことから、これまでは、3 世代同居率の高さを背景に、大規模地震発生時の避難行動等については、家族内での対応を期待できたが、今後は地域の自主防災組織やボランティアの役割が重要となっていくと考えられる。

3 世代同居率(%)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	28.1	24.9	21.5	17.8

資料：総務省「国勢調査」

第3節 既往津波とその被害

1 主な津波記録と被害状況

(1) 主な既往津波

日本海東縁部では、1833年に庄内沖の地震、1964年に「新潟地震」が発生し、津波や地震の揺れ、地盤の液状化現象などで県西部を中心に大きな被害が生じた。

日本海東縁部は太平洋側に比べて地震の活動度は低いですが、この数十年に限れば、北海道から新潟県の沖合にかけて、大きい地震がほぼ南北方向に列をなして次々と発生した。

本県における主な既往津波は下表のとおり。

	発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)
1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明
2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.5	7～8
3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4～4.7
4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7～2.8
5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0～1.2
6	2019年6月18日22時 (令和元)	山形県沖を震源とする地震	6.7	0.11

※山形県津波災害対策基礎調査報告書（平成8年2月）より抜粋

山形県沖を震源とする地震については、気象庁資料（「津波の高さ」は、津波がない場合の潮位から津波によって海面が上昇した高さの差）

(2) 主な既往津波の被害状況

庄内沖地震及び新潟地震では、日本海側沿岸部で死傷者、家屋倒壊、道路損壊など大きな被害が発生しており、県内では、酒田市、鶴岡市、遊佐町、温海などで被害があった。

主な既往津波による被害状況は、下表とおり。

津波の区分 区分		象潟地震	庄内沖地震 津波	新潟地震 津波	日本海中部 地震津波	北海道南西 沖地震津波
		死者(人)		42	9	—
負傷者(人)			12	91	—	—
住家 (棟)	全壊		475	486	—	—
	半壊		176	1,189	—	—
	床上浸水		110	16	—	—
	床下浸水		—	23	—	—
	一部破損		—	42,077	—	—
非住家被害(棟)		不 明		1,772	—	—
水田	流出・埋没(箇所)		—	787	—	—
	冠水(箇所)		—	42	—	—
その他	道路(箇所)		—	185	—	—
	橋梁(箇所)		4	4	—	—
	山(崖)崩れ(箇所)		—	35	—	—
	堤防決壊(箇所)		—	6	—	—
	鉄軌道被害(箇所)		—	22	—	—
	船舶(艘)		460	4	25	—

※庄内沖地震津波による被災状況は、庄内藩でのものである。

第3章 予想される被害等の状況

1 被害想定調査の実施

県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成26年8月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深））をいう。以下同じ。）を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成28年3月に公表した。

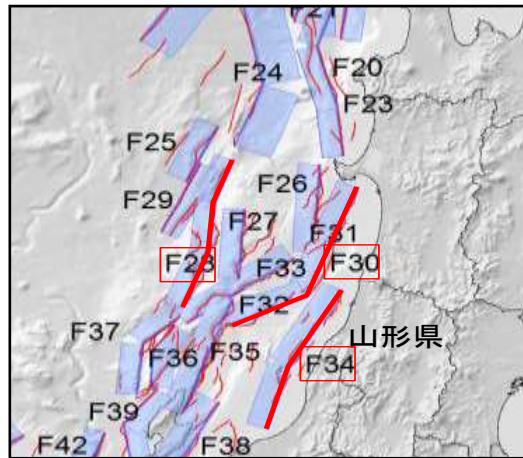
2 被害想定のおえ方

(1) 津波浸水想定の設定

ア 津波断層モデルの設定

県内の沿岸を地域海岸に区分し、各地域海岸で津波水位が最大となるケースを抽出するなど、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、F28断層、F30断層、F34断層（3断層13ケース）を選定した。

図：選定した津波断層モデル（位置図）



表：断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード(Mw)	断層長さ(km)
F28	7.7	126
F30	7.8	153
F34	7.7	124

イ 津波浸水想定の設定

設定した津波断層モデルを基に津波浸水シミュレーションを行い、シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を出力し、「山形県津波浸水想定図」及び「津波浸水想定について（解説）」により、津波浸水想定を設定した。

※津波浸水想定は「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成28年3月に国土交通大臣に報告するなどし、公表した。

【津波浸水想定結果】

津波最高水位	16.3～7.0m
浸水想定面積	1,758ha
高さ 20 cm の 津波到達時間	11～7分（飛島：3～1分未満）

※ この結果は、現在の科学的知見を踏まえ、悪条件下において津波の浸水予測を行ったものだが、想定より大きく、到達時間が早い津波が襲来する可能性がないというものではない。

(2) 被害想定

被害想定は、津波浸水想定で設定した「最大クラスの津波」及び「最大クラスの津波」を発生させる地震による被害を、次により想定した。

ア 被害想定対象地震の設定

被害想定対象地震は、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして選定（津波浸水想定で選定）した、F30断層、F34断層を対象として設定した。

※F28断層については、津波浸水想定の結果、他の2つの断層による被害を上回る可能性がないこと、想定される震度の結果から被害はほとんど生じないと想定されることから対象とはしない。

イ 被害想定の手法及び発生ケースの設定

被害想定は、内閣府※の被害想定手法を基に、冬季の暴風雪など庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏12時及び冬18時の3ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。

※中央防災会議部災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について」

ウ 被害想定項目

想定項目	想定内容	考慮した要因（主なもの）
地震動	震度	工学的基盤上の地震動、地盤モデル
地盤災害	液状化危険度	地震動、表層地質
	急傾斜崩壊危険箇所	震度、潜在危険度ランク
建物被害	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化、急傾斜地崩壊、津波、火災
人的被害	死者、負傷者	建物倒壊、急傾斜地崩壊、津波（避難パターンの違い）、火災
ライフライン被害	上水道、下水道、電力、通信（固定電話、携帯電話）、都市ガス	地震動、液状化、津波、火災、建物倒壊、地形、管種・管径及び管路延長、
交通施設被害	緊急輸送道路、細街路、鉄道、港湾、空港	地震動、建物倒壊、津波、液状化危険度
生活支障等	避難者	建物被害率、断水率
	帰宅困難者	帰宅困難率
	物資不足、	食料、飲料水、毛布
	医療機能支障	医療機関建物被害率、ライフライン機能低下による医療機能低下率
	災害廃棄物	津波浸水面積、建物被害
	直接経済被害	建物、ライフライン及び交通施設被害想定結果

3 想定被害の概要

(1) 被害の規模

全壊棟数は、県全体で、最も被害が多くなる冬 18 時・強風時において、F30 断層の場合に約 10,290 棟、F34 断層の場合に約 5,490 棟と想定される。

人的被害は、県全体で、F30 断層では夏 12 時が最大で死者約 3,290 人、F34 断層では冬深夜が最大で死者約 5,250 人と想定される。F30 断層の場合、昼間人口が多くなる夏の 12 時に津波による死者が多くなると想定される。F34 断層の場合、人的被害の多くが津波によるものである。冬深夜の場合、多くの人々が就寝中のため避難開始が遅れ、さらに積雪により避難にも時間を要すると考えられるため、最も人的被害が多くなると想定される。

【強風時における想定被害の状況】

※太字が最大となるケース。

種別	被害項目	被害単位 (建物の単位：棟、 人の単位：人)	F 30 断層			F 34 断層		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	計	全壊数	7,600	6,920	10,290	4,830	4,490	5,490
		半壊数	20,450	19,210	20,450	19,050	17,730	19,050
	揺れ	全壊数	5,230	4,670	5,230	2,870	2,520	2,870
		半壊数	14,170	12,750	14,170	12,520	11,030	12,520
	液状化	全壊数	160	160	160	150	150	150
		半壊数	4,680	4,820	4,680	4,830	4,950	4,830
	急傾斜地崩壊	全壊数	20	20	20	40	40	40
		半壊数	50	50	50	80	80	80
	津波	全壊数	1,860	1,860	1,860	1,780	1,780	1,780
		半壊数	1,560	1,600	1,560	1,620	1,660	1,620
火災(強風時)	焼失棟数	330	210	3,020	0	0	650	
人的被害	計	死者	2,960	3,290	3,100	5,250	3,250	4,730
		負傷者	3,890	3,020	2,960	3,160	2,500	2,470
		うち重傷者	700	540	540	460	410	400
	揺れによる建物倒壊	死者	340	210	250	190	110	130
		負傷者	3,360	2,470	2,430	2,660	1,910	1,910
		うち重傷者	510	360	360	280	210	200
	急傾斜地崩壊	死者	10	10	10	10	10	10
		負傷者	10	10	10	10	10	10
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0
	津波(早期避難率が低い場合)	死者	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580
		負傷者	530	530	510	500	580	540
		うち重傷者	180	180	180	170	200	190
	火災	死者	0	0	20	0	0	10
		負傷者	0	0	10	0	0	10
うち重傷者		0	0	0	0	0	0	
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地(箇所)	250			370		
ライフライン	上水道	断水人口(1日後)	90,710			117,850		
	下水道	機能支障人口(1日後)	13,050			12,740		
	電力	停電軒数(1日後)	16,290	14,640	19,420	9,780	8,910	10,830
	電話	不通回線数(1日後)	7,110	6,420	8,190	4,370	3,990	4,670
	都市ガス	供給停止件数(1日後)	13,890			13,890		
交通	道路	緊急輸送道路被害箇所	90			90		
	鉄道	被害箇所	220			230		
	港湾	係留施設被害箇所	70			90		
		防波堤被災延長(km)	20			20		
その他	避難者	避難者(1日後)	31,930	29,660	39,300	25,010	23,750	26,780
		うち避難所生活者	19,920	18,550	24,340	15,760	15,010	16,820
		避難者(1か月後)	26,950	24,620	34,240	32,340	31,120	34,030
		うち避難所生活者	8,090	7,390	10,270	9,700	9,340	10,210
	帰宅困難者	帰宅困難者(平日正午)	11,630~16,510			11,630~16,510		
	災害廃棄物	発生量(万トン)	140	120	160	100	90	110
経済被害	直接経済被害額(億円)	10,270	9,700	11,310	8,480	8,000	8,750	

(1の位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。)

(2) 被害の軽減効果

①全ての建物を耐震化することで、揺れによる全壊棟数が大幅に減少する。

【建物の耐震化による被害の差異（建物被害、人的被害）】

	単位	F 30 断層			F 34 断層		
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
揺れによる全壊棟数 (建築年次のみ考慮)	棟	5,230			2,870		
建物倒壊による死者数	人	340	210	250	190	110	130

↓ 耐震化により、最新の建物と同等になるものとして算定

揺れによる全壊棟数 (全ての建物を耐震化 した場合)	棟	430			190		
減少率	%	92			93		
建物倒壊による死者数	人	30	20	20	10	10	10
減少率	%	91	90	92	95	91	92

※減少率については、小数点以下四捨五入している

②避難者全員がすぐに避難を開始しただけで、人的被害（死者）が大幅に減少する。

【避難行動パターンの比較による人的被害の差異（死者数）】

避難行動パターン	単位	F 30 断層			F 34 断層		
		冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
津波影響人口	人	10,280	11,710	10,630	10,250	11,410	10,480
人的被害（死者） (早期避難者比率 が低い場合)	人	2,610	3,070	2,830	5,060	3,130	4,580

↓

人的被害（死者） (全員が発災後すぐに避難を開始した 場合)	人	130	190	240	960	260	660
減少率 (小数点以下四捨五入)	%	95	94	92	81	92	86

※減少率については、小数点以下四捨五入している

4 想定される津波の規模の見直し

平成 28 年 3 月に県が公表した津波浸水想定・被害想定は、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したものである。

今後、最大クラスの津波について、津波断層モデルに関する新たな知見が得られた場合又は国において本県海域における最大クラスの津波の断層モデルについて情報提供があった場合は、必要に応じ、それらを踏まえた見直しを行うものとする。

5 国の長期評価

地震調査研究推進本部が公表している長期評価では、山形県沿岸に津波を引き起こす可能性のある日本海東縁部の主な地震は、以下のとおり。

評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)
長さ	140km 程度	90km 程度	北側 50km 南側 70km	80km 程度
地震規模	マグニチュード 7.8 程度	マグニチュード 7.5 程度	マグニチュード 7.7 前後	マグニチュード 7.5 前後
平均発生間隔	500～1000 年程度	1000 年程度以上	1000 年程度以上	1000 年程度以上
今後 30 年以内 の発生確率 (算定基準日 R3.1.1 現在)	3～6% II ランク	3%程度以下 II ランク	ほぼ 0% I ランク	ほぼ 0% I ランク

※30年以内の地震発生確率が26%以上を「IIIランク(高い)」、3～26%未満を「IIランク(やや高い)」、3%未満を「Iランク」、地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難)を「Xランク」と表記している。

第4章 山形県の津波防災計画の基本的な考え方

1 津波対策の推進

平成23年には未曾有の被害をもたらした東日本大震災が発生するなど、マグニチュード7クラスの大規模地震が、いつ、どこで起きてもおかしくない状況にあるため、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって効果的かつ効率的な津波防災対策を推進していく必要がある。

2 津波防災対策の基本方針

(1) 理念

津波の発生は防ぐことはできないが、津波による被害を軽減することは可能であり、「減災」の考え方を基本に「災害の少ない山形県」から「災害に強い山形県」を目指して、県、市町村及び防災関係機関と県民が一体となって津波防災対策に取り組んでいく。

(2) 目標

ア 「津波防災体制の強化」・・・阪神・淡路大震災以降整備に努めてきた防災体制の一層の充実を図る。

県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する基本事項を定めた地域防災計画を策定して防災体制の整備を図ってきたところであるが、大規模地震・津波が発生した場合において、迅速かつ的確な応急活動体制を確保するため、県、市町村及び防災関係機関は、職員参集、情報収集・伝達などの初動体制の確立、広域災害に対応できる市町村への支援体制や、広域応援体制の整備が必要となっている。

このため、各機関における活動マニュアル整備、広域応援体制の充実など、地震・津波防災体制の強化を図っていく。

イ 「津波に強い県土づくりの推進」・・・津波による被害をできるだけ小さくする。

津波の発生は防げなくても津波による被害を軽減することは可能であり、減災の考え方を基本に、災害に対して弱い立場にある高齢者、障がい者及び児童生徒などを災害から守るための対策や、医療救護・輸送交通体制などの整備、さらに、効率的・効果的な防災行動を取るための実践的な訓練を行うことが必要である。

ウ 「地域の防災力の強化」・・・地域や住民の災害対応力を高める。

大規模な津波が発生した場合、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が平常時から災害に対して備えを強化し、津波が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、行政はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。

このため、住民に対する正しい防災知識の普及と、自主防災組織の育成強化など、地域の防災力の強化を図る。

(3) 津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす

津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるとともに、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設及び河川管理施設等の整備を進めるものとする。

第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

震災対策編第1編第5章「1 防災関係機関等の責務」に同じ。

2 住民の役割

震災対策編第1編第5章「2 住民の役割」に同じ。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

震災対策編第1編第5章「3 防災関係機関の事務又は業務の大綱」に同じ。

第2編 災害予防計画

第1章 地震・津波に関する調査研究計画

1 計画の概要

地震・津波対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び津波に関する調査研究について定める。

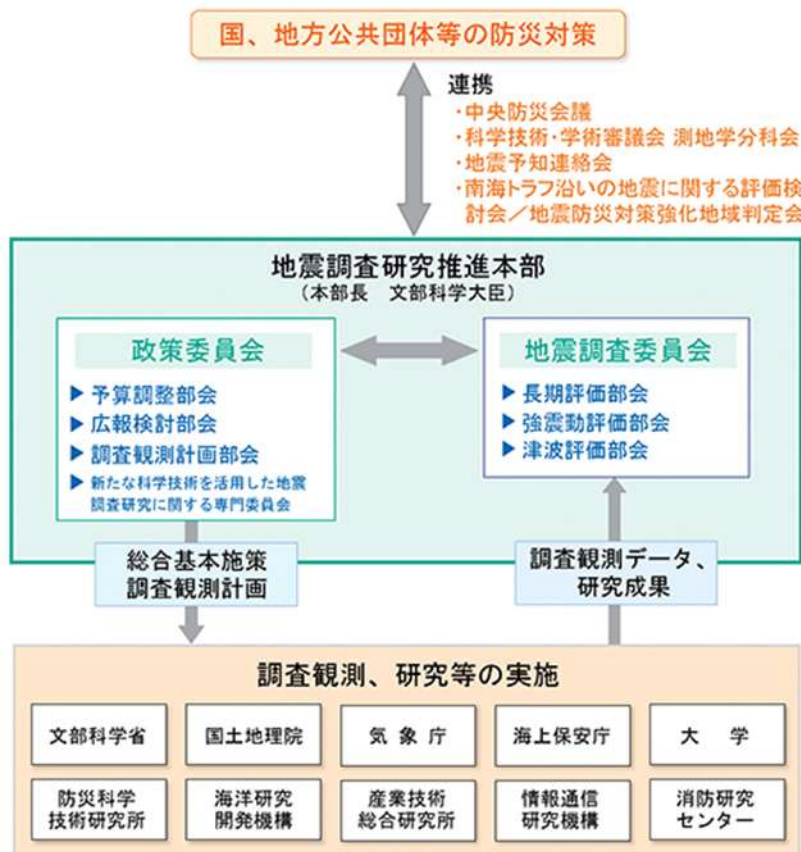
2 計画の体系

項 目	概 要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価 ④ 日本海における大規模地震に関する調査検討会
2 県における津波関係調査研究	① 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施) ② 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施) ③ 山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成26～27年度実施)

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



資料：地震調査研究推進本部

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、海溝型地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県に影響する海溝型地震は次のとおりである。

名 称	最大想定 マグニチ ュード	位 置	長 さ	30 年以内 発生確率
日本海東縁部 (山形県沖)	M7.7 前後	山形県沖	北側 50 km 南側 70 km	ほぼ 0% Ⅰ ランク
日本海東縁部 (佐渡島北方沖)	M7.8 程度	佐渡島北方沖	概ね南北方向に長さ 140km 程度、幅 34km 程 度の矩形	3～6% Ⅱ ランク
日本海東縁部 (秋田県沖)	M7.5 程度	秋田県沖	概ね南北方向に長さ 90km 程度、幅 24km 程 度の矩形	3%程度以下 Ⅱ ランク
日本海東縁部 (新潟県北部沖)	7.5 前後	新潟県北部沖	80km 程度	ほぼ 0% Ⅰ ランク

※発生確率の基準日は R4.1.1 現在 (R4.1.13 公表)

※30年以内の地震発生確率が 26%以上を「Ⅲランク (高い)」、3～26%未満を「Ⅱランク (やや高い)」、3%未満を「Ⅰランク」、地震発生確率が不明 (過去の地震のデータが少ないため、確立の評価が困難) を「Ⅹランク」と表記している。

(4) 日本海における大規模地震に関する調査検討会

日本海側の津波対策を講じる上で、統一的・整合的な津波断層モデルを設定するため、政府は、平成 25 年 1 月に日本海における最大クラスの津波断層モデルの設定等を目的とした日本海における大規模地震に関する調査検討会を設定した。平成 26 年 8 月には、日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書により、日本海における最大クラスの津波断層モデルが示された。

4 県における津波関係調査研究

県では、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や津波に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を地震・津波対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県津波災害対策基礎調査(平成 7 年度実施)

庄内沖(山形県西方沖)の地震空白域において地震が発生した場合に想定される津波について、津波数値シミュレーション計算により、予測される津波高及び浸水域を明らかにし、沿岸

の津波危険性を把握するとともに、防災関係機関が今後検討すべき課題や津波対策に反映させることを目的として実施した。

(2) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(3) 津波浸水想定・被害想定調査(平成26～27年度実施)

政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成26年8月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、今後の防災対策推進の基礎資料として活用することを目的に実施した。

本調査にあたり、県では、平成26年12月に学識経験者等からなる「山形県津波浸水想定・被害想定検討委員会」を設置し、ご意見をいただきながら検討を進め、津波浸水想定を設定し、被害想定を取りまとめた。

第2章 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震・津波に関する研究の推進と地震・津波発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震・津波観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県内における関係機関の地震・津波観測体制	① 気象庁 ② 文部科学省 ③ 国土交通省東北地方整備局 ④ 国土交通省国土地理院 ⑤ 県

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関等の協力により、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては15箇所の整備がなされた。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、酒田港に検潮所、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 国土交通省国土地理院

国土交通省国土地理院は、酒田市飛島及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の海面変動

を観測している。

(5) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（40箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び沿岸市町等の防災関係機関等が、地震・津波による大規模災害時に応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災思想の普及、徹底	
2 津波ハザードマップの整備	
3 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び沿岸市町における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
4 一般住民に対する防災知識の普及	① 分かりやすい防災情報等の発信 ② 啓発内容 ③ 啓発方法 ④ 日常生活の中の啓発 ⑤ 災害教訓の伝承
5 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
6 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、沿岸市町及び防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、県、沿岸市町及び防災関係機関等は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

4 津波ハザードマップの整備

沿岸市町は、県が設定する津波浸水想定等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度・仕組みの構築を図る。

5 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 県及び沿岸市町における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる県及び沿岸市町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 沿岸市町における防災教育

沿岸市町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、沿岸市町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び沿岸市町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

6 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 分かりやすい防災情報等の発信

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、県及び沿岸市町は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行うものとする。また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 啓発内容

県及び沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高い資料等の活用を図る。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じた時又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- (イ) 津波警報等を見聞きしたら、直ちに高台等安全な場所に避難すること
- (ウ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (エ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること
- (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- (ウ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (ウ) 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること

エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 災害時の家族内の連絡体制の確保方法
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

オ 地震・津波発生後の行動等

- (ア) 津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、

正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

- (ウ) 津波発生時の行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 避難所等での行動
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）
- (ソ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(3) 啓発方法

県及び沿岸市町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い防災ビデオの貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所（津波避難ビル等）の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

(4) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

(5) 日常生活の中の啓発

県及び沿岸市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを、まちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みに努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害の実績を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(6) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

7 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震・津波が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び沿岸市町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

県及び沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識

- (ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じた時又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

イ 津波の特性に関する情報

- (ア) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから短時間で津波が襲来する可能性があること
- (イ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- (ウ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- (ア) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- (イ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
- (ウ) 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
- (エ) 避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ること

エ 家庭での予防・安全対策

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施
- (ク) 災害時の家族内の連絡体制の確保方法
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

オ 地震・津波発生後の行動等

- (ア) 津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 津波発生時の行動
- (エ) 自動車運転時の行動
- (オ) 地震・津波発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 避難所等での行動
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

県及び沿岸市町は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布を行い、防災ビデオの貸し出し、防災学習館、ホームページなどの活用を促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所（津波避難ビル等）の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

8 学校教育における防災教育

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は全県的に行われる必要がある。また、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

県及び市町村は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震・津波発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等災害教訓・伝承について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が

自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

9 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生が予想される時及び災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特徴をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

地震・津波発生時には、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ 関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 事業所等における自衛消防組織の育成 ② 企業における事業継続計画の策定促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

沿岸市町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、沿岸市町が行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、沿岸市町に対して助言・協力を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、沿岸市町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

沿岸市町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは沿岸部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 沿岸市町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
- b 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)。
- c 防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)。
- d 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- e 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
- f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
- h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。

イ 自主防災リーダーの育成

沿岸市町は、次の事項に留意し、研修の実施などによる防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成すること。

(ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練

を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

また、沿岸市町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、沿岸市町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

沿岸市町は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材を整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び沿岸市町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所の点検

(エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 地域住民の安否の確認

(ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

(エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

(オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達

(カ) 避難誘導活動の実施

(キ) 要配慮者の避難活動への支援

(ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力

(ケ) 給食・給水活動及びその協力

(コ) 救助物資等の配布及びその協力

(サ) 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

沿岸市町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

沿岸市町は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう沿岸市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び沿岸市町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

(ア) 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設

(イ) 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

(ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以

上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

さらに、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

沿岸市町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解の確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解の確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び沿岸市町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発

を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、沿岸市町、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

県及び沿岸市町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第5章 活動体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生又は発生する恐れがある場合において、災害対策を推進するために設置される災害対策本部等の活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 活動体制の整備	
2 防災関係機関相互の連携体制の整備	① 連携体制の強化 ② 応援体制の充実 ③ 県等と自衛隊との連携体制 ④ 広域的な津波防災対策の推進

3 活動体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害発生時において設置する災害対策本部等の活動体制の整備を図る。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (3) また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。
- (4) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員及び他機関等との連携等について徹底を図る。
- (5) 県及び沿岸市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や民間の人材の確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4 防災関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 連携体制の強化
 - ア 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
 - イ 沿岸市町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- (2) 応援体制の充実
 - ア 県及び沿岸市町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資

機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

イ 沿岸市町は、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

ウ 沿岸市町は、必要に応じて、あらかじめ相互に協定を結び後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努める。

(3) 県等と自衛隊との連携体制

ア 県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに、災害発生時における協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化に努める。

その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

イ 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

ウ 都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(4) 広域的な津波防災対策の推進

県、庄内総合支庁、沿岸市町及び酒田海上保安部等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。

第6章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び沿岸市町等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

県及び沿岸市町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 県

- (ア) 山形県災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 山形県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録、市町村への情報提供
- (エ) 隣接県並びに全国の災害支援NPO・ボランティア団体等との広域交流を通じたノウハウの研究及び蓄積

イ 市町村

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

県関係各課は、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

5 活動環境の整備

県及び沿岸市町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第7章 防災訓練計画

1 計画の概要

地震・津波による災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、沿岸市町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項	目	概	要
1	総合的な津波防災訓練の実施		
2	防災訓練の実施及び指導		
3	地域住民による津波防災訓練		
4	防災関係機関の津波防災訓練		
5	学校の津波防災訓練		
6	船舶等の津波防災訓練		
7	海岸保全施設等の津波防災訓練		
8	防災対策上特に注意を要する施設における 防災訓練		
9	実践的な訓練の実施と事後評価		

3 総合的な津波防災訓練の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波警報等、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を、以下の点に留意して避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含め、継続的かつ定期的を実施する。

特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- (3) 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さ及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること。
また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難訓練等の訓練を実施するものとし、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等を実施する場合には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (7) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努

めること。

- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

4 防災訓練の実施及び指導

県及び沿岸市町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

5 地域住民による津波防災訓練

沿岸市町は、津波による被害のおそれのある地域の住民に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、想定される最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう工夫を行う。

また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

6 防災関係機関の津波防災訓練

防災関係機関は、県や沿岸市町が実施する津波防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

7 学校の津波防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

日常の教育の中で、地震・津波に対する危険性、過去の津波被害の状況、過去の津波から学んだ教訓、津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう以下の点に留意して年1回以上定期的に津波防災訓練を行う。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) 野外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

8 船舶等の津波防災訓練

酒田海上保安部、県及び沿岸市町等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波襲来時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

9 海岸保全施設等の津波防災訓練

県及び沿岸市町等関係機関は、該当する海岸保全施設の操作を踏まえた避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、防災訓練の実施に併せて海岸保全施設等の避難訓練として「山形県飛島漁港海岸陸間操作規則」を考慮した津波防災訓練を実施し、津波襲来時における施設操作の作業及び避難方法等について周知啓発に努める。

10 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震・津波が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、沿岸市町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、防災関係機関を含めて防災体制を組織化し、定期的に情報伝達訓練を取り入れた津波防災訓練を実施する。

11 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関等は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第8章 避難所整備計画

1 計画の概要

地震・津波による災害が発生した場合に沿岸市町が開設する避難所等の指定について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定	① 指定避難所等の定義 ② 指定避難所等の指定 ③ 公共用地の活用
2 指定避難所等の事前周知	
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 福祉避難所の指定	
5 避難路の整備・安全確保	① 避難路の整備 ② 避難路の安全確保
6 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	
7 県による避難所の整備	

3 避難場所及び避難所の指定

沿岸市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、沿岸市町地域防災計画に定めておくとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ沿岸市町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ、沿岸市町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

沿岸市町は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 県が平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所については、沿岸市町は、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図ること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

エ どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、想定される津波高、浸水深を適切に考慮し、地域の実情を踏まえつつ、高齢者、乳幼児及び障がい者等の要配慮者でも、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保すること。

オ 周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進めること。

カ 民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として指定する場合には、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、さらに必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めること。

また、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

キ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で 1～2 m²/人程度、避難所で 3 m²/人程度が目安とされている。

ク 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

ケ 都市公園等のオープンスペースを指定避難所等に指定する場合は、津波浸水深以上の高さを有し、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

- コ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- サ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- シ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- ス 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- セ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ソ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- タ 沿岸市町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 公共用地の活用

県及び沿岸市町は、避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難場所及び避難所の事前周知

- (1) 沿岸市町は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

また、あらかじめ、指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

沿岸市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

国、県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設

に避難することが不適當な場合があること

また、県及び沿岸市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (2) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

沿岸市町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設、設備及び資機材の整備に努める。

- (1) 指定避難所及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。
- (3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (6) バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想されるときには、高齢者・障がい者等が利用しやすいよう、障がい者用トイレ、スロープ等の整備。
- (7) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (8) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (9) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- (10) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

6 福祉避難所の指定

沿岸市町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね 10 人の対象者に 1 人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

7 避難路の整備・安全確保

(1) 避難路の整備

ア 沿岸市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

イ 避難路の整備に当たっては、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等を設置するなど、日頃から住民等に対し周知を図るとともに、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(2) 避難路の安全確保

沿岸市町は、指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

沿岸市町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

9 県による避難所等の整備

県は、大規模災害時における県外からの避難者の受入れや、帰宅困難者の対比場所など、広域的な調整を図る視点から、必要な避難所等の整備に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。

第9章 避難誘導計画

1 計画の概要

地震・津波による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるための避難誘導計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 津波監視体制の整備	
2 避難指示等の発令・伝達	① 避難指示等発令判断基準の明確化 ② 全庁をあげた体制の構築 ③ 津波警報等伝達の迅速化・確実化 ④ 住民への避難指示等の伝達
3 津波避難計画の策定	① 一般住民の避難誘導 ② 避難行動要支援者の避難誘導 ③ 要配慮者施設等における避難行動 ④ 観光客等の避難誘導 ⑤ 船舶等の避難対策
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
6 避難誘導者の安全対策	
7 帰宅困難者対策	

3 津波監視体制の整備

沿岸市町は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示（避難指示を発令）する。

4 避難指示等の発令・伝達

(1) 避難指示等発令判断基準の明確化

沿岸市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ避難指示等の具体的な発令基準の設定に努める。発令基準の策定・見直しにあたって、県及び気象台等は、沿岸市町による発令基準の策定や見直しを支援する。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、国及び県の協力を得つつ避難すべき区域や判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な

避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。

(2) 全庁をあげた体制の構築

沿岸市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 津波警報等伝達の迅速化・確実化

情報の混乱や誤った情報の伝達は二次災害発生の原因となるため、防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町への津波警報等伝達が正確、迅速、確実に実施できるよう情報伝達体制の確立を図る。

(4) 住民への避難指示等の伝達

ア 沿岸市町は、津波警報等、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報等や避難指示等の伝達方法、手段等について明示する。

その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

イ 沿岸市町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア、サイレン、半鐘、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ 伝達協力体制の整備

沿岸市町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

5 津波避難計画の策定

沿岸市町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

沿岸市町、要配慮者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

なお、沿岸市町は、津波避難誘導體制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(1) 一般住民の避難誘導

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び沿岸市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒

歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

イ 沿岸市町は、過去の津波記録、津波浸水想定等を勘案して集落単位で、できるだけ浸水リスクのない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報等・避難指示等の意味合い、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動をとることの重要性などについて住民に対し広く啓発する。

ウ 沿岸市町は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、避難行動要支援者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 沿岸市町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

イ 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導體制の整備に努める。

(3) 要配慮者施設等における避難行動

要配慮者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

(4) 観光客等の避難誘導

沿岸市町は、災害対応に不慣れな外国人や地理・地形に不案内な観光客などの人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(5) 船舶等の避難対策

ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する対策を講じる。

イ 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

6 避難行動要支援者の避難支援計画

沿岸市町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するものとする。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、酒田市飛島における避難計画においては、「山形県飛島漁港海岸陸間操作規則」を考慮したものを策定するよう努める。

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ア 地域の実情に応じた避難所等（沿岸市町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- エ 施設利用者の受入れに関する災害協定を締結した施設
- オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難所等に係る沿岸市町等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保
- イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

8 避難誘導者の安全対策

県及び沿岸市町は、消防職団員、水防団員、警察官、沿岸市町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

また、県及び沿岸市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、これらの者へ避難のための立ち退きを指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

9 帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、県及び沿岸市町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第10章 災害情報等の収集・伝達体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波発生時における県、沿岸市町及び防災関係機関における災害情報の収集・伝達体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
災害情報の伝達体制の整備	
災害情報の収集体制の整備	
被災者等への的確な情報伝達	

3 災害情報の伝達体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、相互に迅速かつ確実に情報伝達が行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など情報伝達体制の確立に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (3) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努める。

4 災害情報の収集体制の整備

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど情報収集体制の整備を推進する。
- (3) 県及び沿岸市町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 被災者等への的確な情報伝達

- (1) 県及び沿岸市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に沿岸市町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- (2) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者などの情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (3) 県及び沿岸市町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう

に、役割・責任等の明確化に努める。

- (4) 県、沿岸市町及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。
- (5) 県及び沿岸市町は、居住地以外の沿岸市町に避難する被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。
- (6) 県及び沿岸市町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第 11 章 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 沿岸市町及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救急・救助支援体制の確保 ③ 消防機関の救急・救助体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救急・救助活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに沿岸市町又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、沿岸市町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 沿岸市町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防機関の救急・救助体制の整備

ア 常備消防機関

(ア) 消防機関は、救急隊員、救助隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の養成に努める。

(イ) 沿岸市町は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団

沿岸市町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、沿岸市町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 通信手段の確保

沿岸市町及び防災関係機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。

ウ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディア活用を検討するとともに、(一社)日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

また、沿岸部の漁村集落が道路損壊等により孤立した場合における、漁船等の海上交通手段の確保についても、体制の整備を進める。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他沿岸市町の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

5 県の対策

(1) 救助・救急隊員の養成

県消防学校における救助・救急隊員の教育訓練の高度化及び消防機関の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害・救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実に努める。

(3) ヘリコプターの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等の医療機関への搬送及び海上等における捜索・救助活動に係る消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビシステムの整備充実に努める。

(2) 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ及びスコップ等の救助資器材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。

第 12 章 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、沿岸市町、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院 ⑦ DPAT（災害派遣精神医療チーム）指定病院
2 医療関係施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療関係施設等の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ ITを活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備 ⑤ 長時間停電対策 ⑥ 食料等の備蓄
3 医療救護活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施
4 医療資器材供給等体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備
5 連絡・連携体制の整備	

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（次ページの表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及びDMA Tを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にD P A Tを派遣する。
① 沿岸市町が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む) ③ 災害拠点病院等 ④ DMA T指定病院 ⑤ D P A T指定病院 ⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMA T指定病院 ② D P A T指定病院 ③ 災害拠点病院等 ④ 災害拠点精神科病院 ⑤ 救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、沿岸市町が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、D P A T活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMA T指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) D P A T指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたD P A Tは、県の要請等により県内外から派遣されたD P A Tとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

県、沿岸市町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及びDMAT指定病院、DPAT指定病院の整備を重点的に推進するとともに、あらかじめ、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）としての機能を山形空港及び庄内空港に整備する。

(2) 医療救護所設置場所の確保

沿岸市町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、沿岸市町地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害救急医療情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 災害精神保健医療情報支援システム

県及び災害拠点精神科病院は、災害時に医療施設の診療状況及び精神科医療の支援ニーズ等を迅速に把握するため、「災害精神保健医療情報支援システム」を活用し、適切な災害時精神科医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

ウ 山形県医療機関情報ネットワーク

県、沿岸市町、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

エ 非常用通信手段の確保

県、沿岸市町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制

を整備する。

(5) 長時間停電対策

災害拠点病院等は、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(6) 食料等の備蓄

災害拠点病院等は、食料、飲料水、医薬品の備蓄の充実に努める。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、沿岸市町からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

また、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外での現場活動、地域医療搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計4～5名程度とし、その装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。細部はそれぞれの派遣元の決定するところによる。

さらに、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。

(2) DPAT派遣体制の整備

県は、DPAT指定病院の協力を得て、被災地内での情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDPATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

DPATの人員構成は、1班につき4名程度とする。メンバーは、精神科医師、看護師、業務調整員で組織され、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(3) DMATチームの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(4) DPATの養成

災害発生時にDPATとして活動する隊員は、県が実施する「災害派遣精神医療チーム研修」など、専門的な研修を受講した者とし、県は、隊員の資質の向上等を図るための研修や訓練の

場の設定に努める。

(5) DHEATの養成

県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するよう努める。

(6) 災害医療コーディネーター等の設置

県は、被災地内外での医療救護班及びDMATの現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送、並びにDPATによる精神科病院の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を円滑かつ迅速に実施するための調整役となる災害医療コーディネーター等を設置する。

(7) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(8) 災害時医療救護マニュアルの整備

県（本庁及び保健所）、沿岸市町、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(9) ドクターヘリの災害時運用要領等の整備

県は、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(10) 災害時医療救護訓練の実施

県は、災害時における医療救護について、効率的かつ安全な医療救護活動体制を整備するため、医療機関と連携した訓練を実施する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

県は、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と協力・連携して、流通備蓄により、災害時に必要となる医薬品・医療資器材を確保する。災害時に不足するおそれのある輸血用血液製剤については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

また、病院等で被災し損傷した医療機器について、速やかな修理等が行われるよう関係団体とあらかじめ調整を行う。

沿岸市町は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県及び沿岸市町は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

7 連絡・連携体制の整備

県及び沿岸市町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

第13章 津波に強いまちづくり計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による被害を最小化するために、県及び沿岸市町等が行うまちづくりの推進について定める。

2 計画の体系

項	目	概	要
1	津波浸水想定の設定		
2	津波に強いまちの形成		
3	軟弱地盤等液状化対策等の推進	① 地盤液状化現象等の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及	

3 津波浸水想定の設定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定する。また、県及び沿岸市町は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。

なお、沿岸市町は国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

4 津波に強いまちの形成

ア 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとするが、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

イ 国、県及び沿岸市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段等の整備など都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、並びに建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 国、県及び沿岸市町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特

に万全を期する。

エ 県及び沿岸市町は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

オ 沿岸市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

カ 沿岸市町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合は、沿岸市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

キ 沿岸市町の地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について沿岸市町長に報告する。

ク 沿岸市町は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ケ 津波災害警戒区域をその区域に含む沿岸市町の長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

コ 沿岸市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

サ 国、県及び沿岸市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

シ 国土交通省、県及び沿岸市町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

ス 主要交通・通信機能の強化

(ア) 国、公共機関、県及び沿岸市町は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努めるものとする。

(イ) 国土交通省、県及び沿岸市町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワーク

システム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

セ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、沿岸市町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

ソ 危険物施設等の安全確保

県及び沿岸市町は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

タ 避難関連施設の整備

(ア) 県及び沿岸市町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(イ) 県及び沿岸市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の特性に応じた避難路・避難階段等の避難関連施設を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう、耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

チ 建築物の安全化

(ア) 県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

(イ) 県及び沿岸市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

(ウ) 県及び沿岸市町は、文化財保護のため消防対策に努めるものとする。

5 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び沿岸市町は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び沿岸市町は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

第14章 津波防災施設等整備計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性・耐浪性の強化及び資機材の整備等を促進するために、県及び沿岸市町等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災中枢機能等の確保、充実	
2 防災拠点施設の安全性確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保 ② 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理
3 消防施設等の整備	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備
4 防災上特に注意を要する施設の安全性確保	
5 耐震診断等の推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

3 防災中枢機能等の確保、充実

- (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

- (2) 沿岸市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

国及び県は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

4 防災拠点施設の安全性確保

- (1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性・耐浪性の確保

県及び沿岸市町は、大規模災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性・耐浪性を強化した施設づくりに努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含

む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- ア 災害対策本部が設置される施設(県庁舎、沿岸市町庁舎等)
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設(保健所、病院等)
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設(警察署、消防署、県・沿岸市町等の出先庁舎等)
- エ 避難収容施設(学校、体育館、文化施設等)
- オ 社会福祉施設等(養護老人ホーム、障がい者養護施設等)

(2) 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性・耐浪性の強化
- (イ) 代替エネルギーシステムの活用を含めた非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

5 消防施設等の整備

(1) 消防施設の整備

沿岸市町は、災害発生時における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

県及び沿岸市町等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

沿岸市町は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び沿岸市町における防災資機材の整備

県及び沿岸市町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

- (ア) 県が整備する資機材
 - a 防災拠点へ配置する防災資機材
 - b 消防防災ヘリコプター用資機材
- (イ) 沿岸市町が整備する資機材
 - a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
 - b 消防本部等が使用する救助用資機材

6 防災上特に注意を要する施設の安全性確保

- (1) 県、沿岸市町及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び要配慮者関係施設等の応急対策上重要な施設について、地震・津波による災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 県及び沿岸市町は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。
- (3) ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、県、沿岸市町及び防災関係機関は、施設管理者に対し以下に示す防災対策等を指導する。
 - ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
 - イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底
 - エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - カ 商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

7 耐震診断等の推進体制の整備

- (1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録
県及び沿岸市町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として構造(木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造)別に耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を県、沿岸市町等で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。
- (2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
大規模な地震・津波により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県及び沿岸市町は、次により被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に努める。
 - ア 応急危険度判定士の確保
県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する沿岸市町に配布する。
 - イ 判定コーディネーターの養成・登録
県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、沿岸市町に配布する。
 - ウ 判定資機材等の整備
県は、沿岸市町と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。
 - エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、沿岸市町、建築関係団体等と協議を行う。また、沿岸市町は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

県及び沿岸市町は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第 15 章 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、地震・津波による大規模災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 沿岸市町防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに沿岸市町では沿岸市町防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。沿岸市町、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 82 機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(3) 沿岸市町防災行政無線

沿岸市町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備である。

イ 移動系無線

沿岸市町庁舎と防災関係機関、行政関係機関、生活関連機関との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

4 通信施設の災害予防措置

(1) 県及び沿岸市町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び市町村等を通じた一体的な整備を図ること。

ウ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

エ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

オ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

カ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

(3) 通信手段の多様化

国、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市町村等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業

者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

県、沿岸市町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、津波警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

県、沿岸市町防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。

また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について教育訓練する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

国、県、市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

第 16 章 孤立集落対策計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模な災害発生時、交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	

3 孤立するおそれのある集落の把握

県及び沿岸市町は、地震・津波に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり海上交通が途絶する恐れのある集落（以下「孤立可能性のある集落」という。）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

沿岸市町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、沿岸市町、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

沿岸市町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

沿岸市町は、住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

沿岸市町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び沿岸市町は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など緊急事態に備え、ヘリコプター

が臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

国、県及び沿岸市町は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

沿岸市町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第17章 輸送体制整備計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、沿岸市町等が実施する輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化 ④ 緊急輸送体制の整備
3 物資拠点の環境整備等	
4 臨時ヘリポート候補地の選定	
5 緊急輸送用車両等の確保・整備	
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

県及び沿岸市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、沿岸市町は、当該ネットワークとの整合を図りながら、域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、県及び沿岸市町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、沿岸市町、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅、主要な工業団地等）、救助物資等の備蓄拠点又は物資拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

- (2) ネットワークに指定する道路の基準
 - ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び沿岸市町道
 - イ 隣接県との接続道路
 - ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
 - エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路
- (3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。
- (4) 緊急輸送体制の整備

県及び沿岸市町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

5 物資拠点の環境整備等

- (1) 県及び沿岸市町は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。
 - ア 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
 - イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
 - ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等
- (2) 県及び沿岸市町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。
- (3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び沿岸市町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6 臨時ヘリポート候補地の選定

沿岸市町は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議のうえ、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

7 緊急輸送用車両等の確保・整備

県及び沿岸市町は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、県及び沿岸市町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

8 緊急通行車両等確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両等の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、事前届出の普及に努め、次により事前届出を受付け、確認に係る事務の迅速化を図る。

ア 緊急通行車両

(ア) 事前届出対象車両

a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第 50 条第 1 項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (a) 警報の発表・伝達、避難指示等の発令に関するもの
- (b) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- (c) 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- (d) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
- (e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (g) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (h) 緊急輸送の確保に関するもの
- (i) 上記のほか、災害の発生防禦又は拡大防止のための措置に関するもの

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

イ 規制除外車両

(ア) 事前届出対象車両

民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

- (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
- (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
- (c) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類

及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県、沿岸市町、道路管理者、県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、災害発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

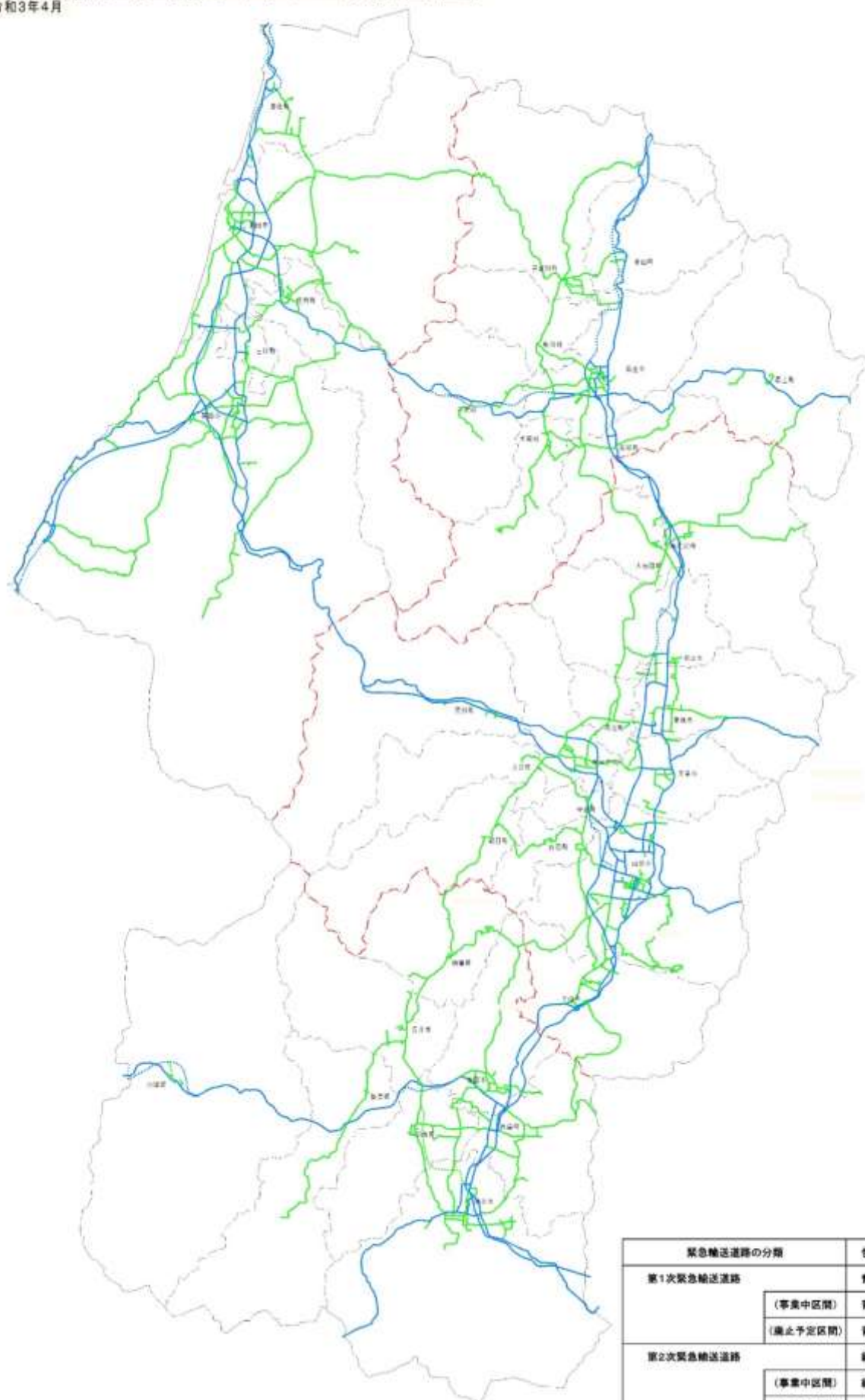
(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は道路外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

(イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

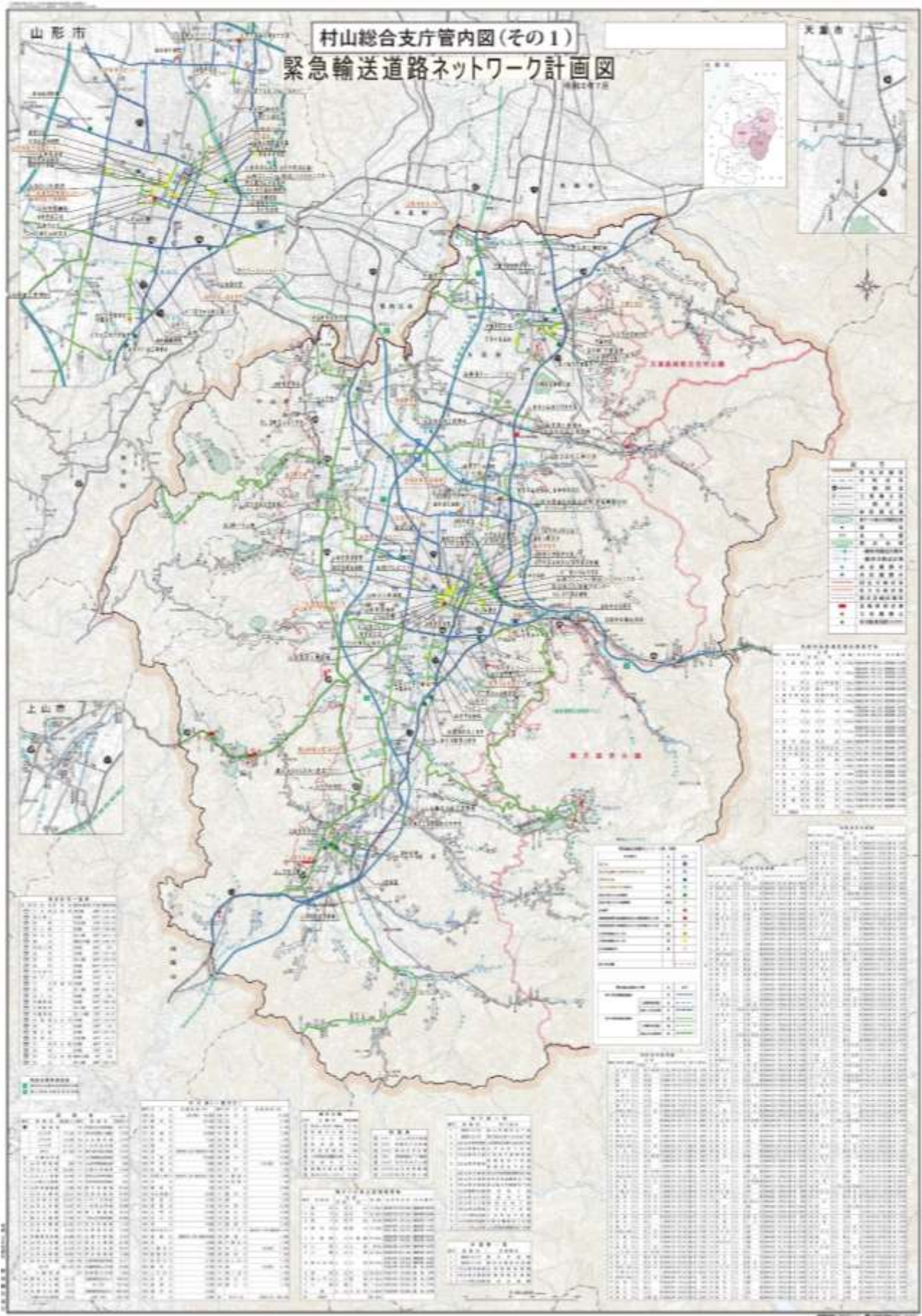
緊急輸送道路ネットワーク計画図

令和3年4月

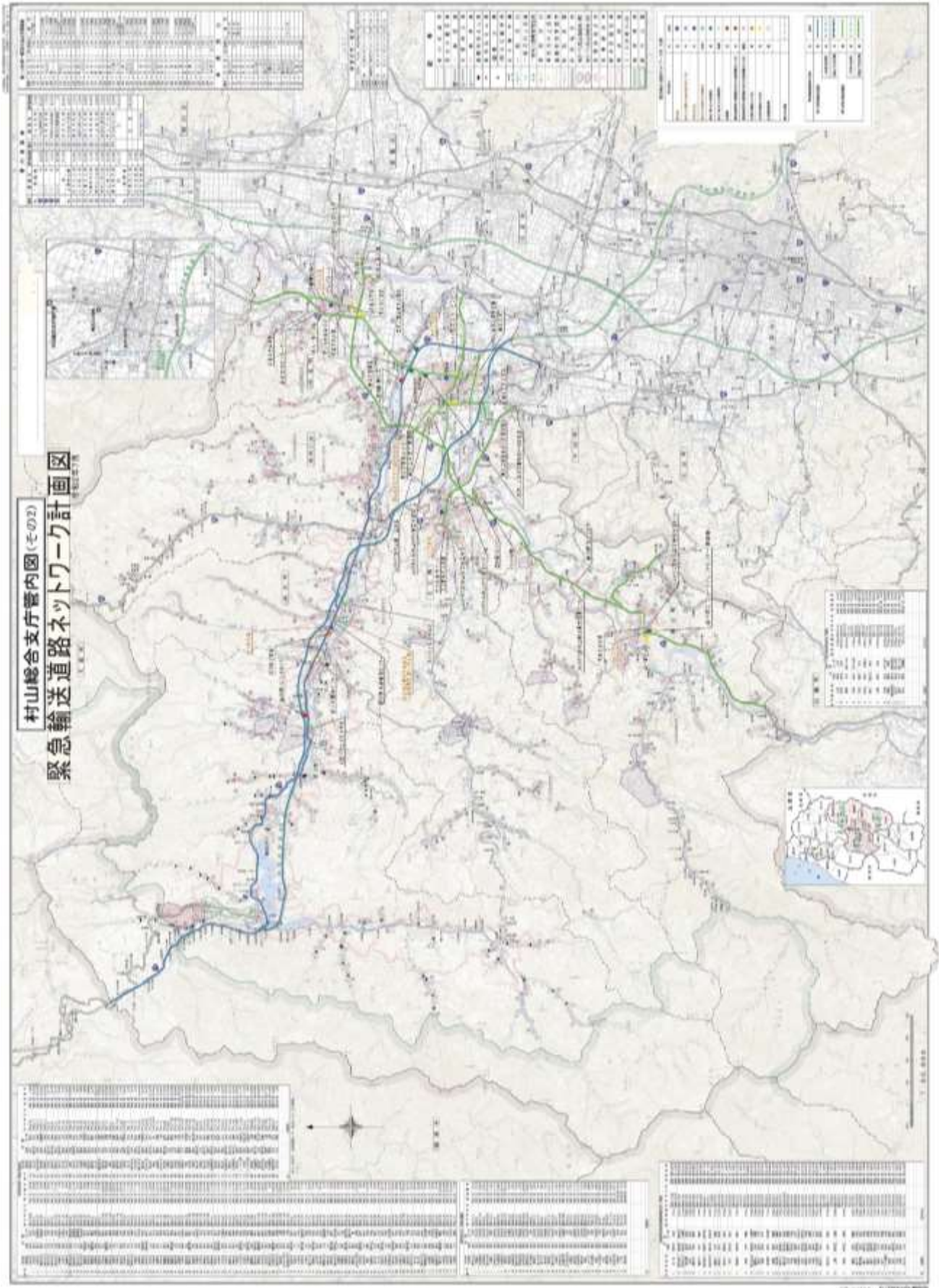


緊急輸送道路の分類		色	記号
第1次緊急輸送道路		青	——
	(事業中区間)	青	- - - -
	(廃止予定区間)	青	⋯⋯
第2次緊急輸送道路		緑	——
	(事業中区間)	緑	- - - -
	(廃止予定区間)	緑	⋯⋯

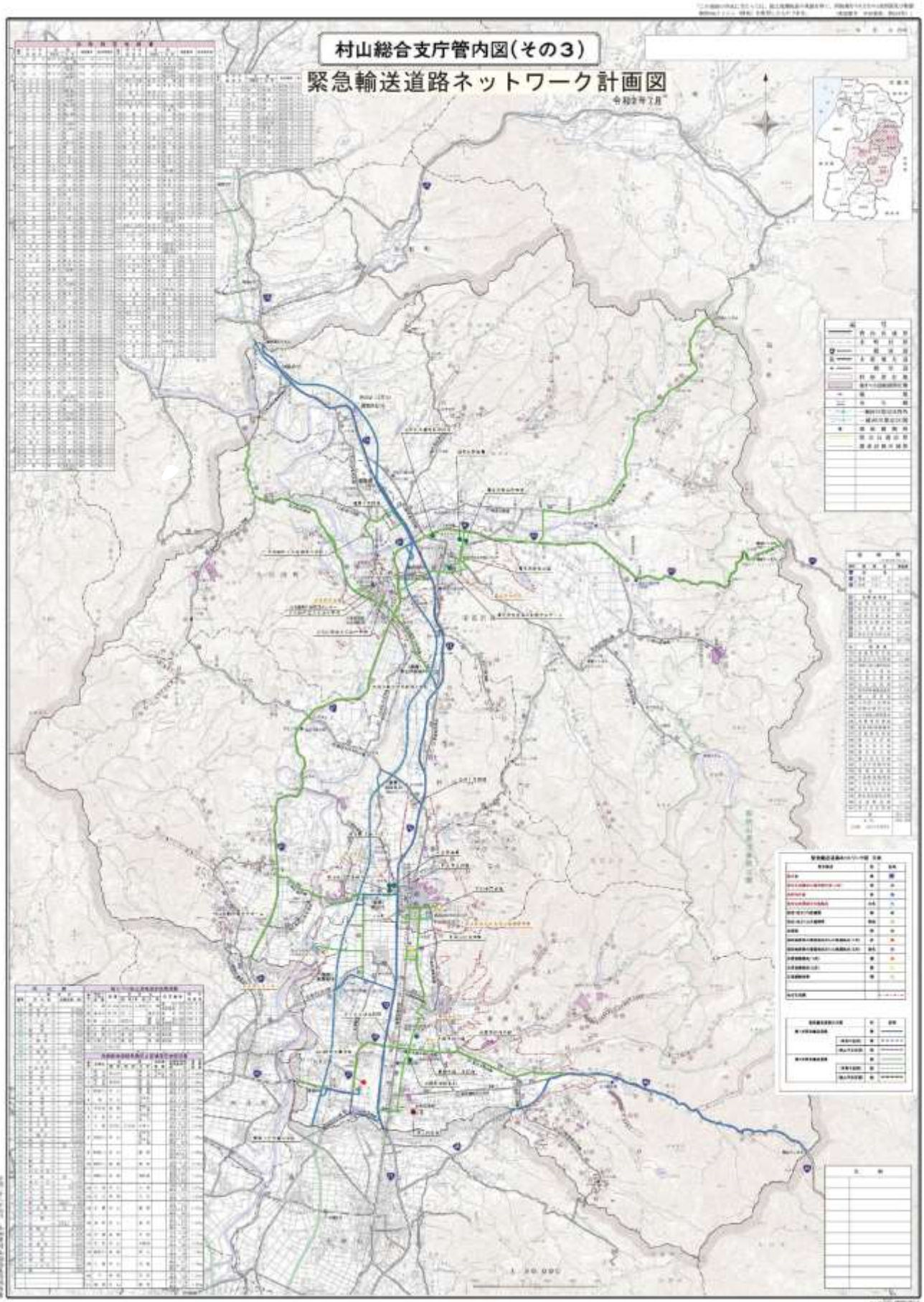
○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）
（その1）



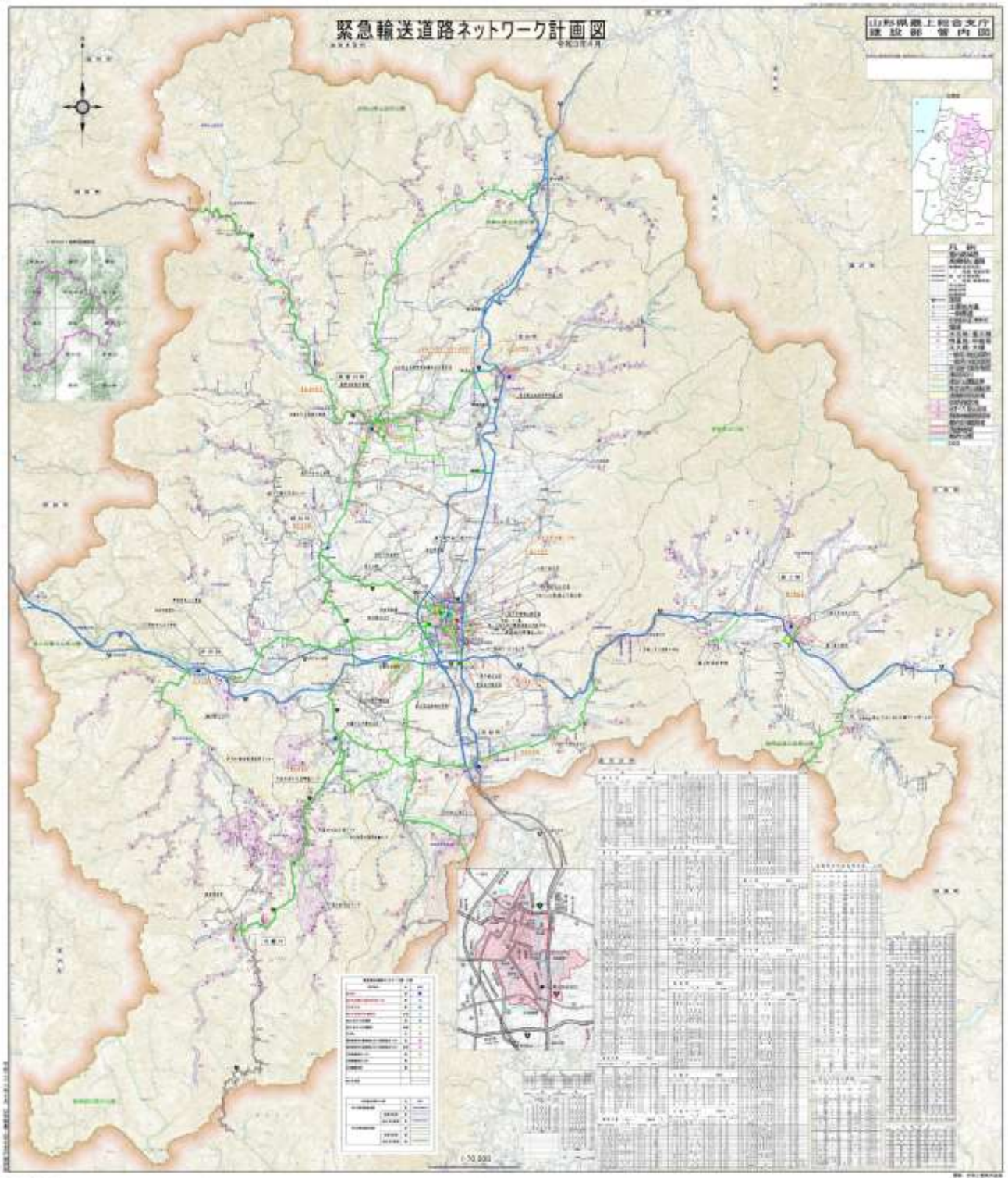
(その2)



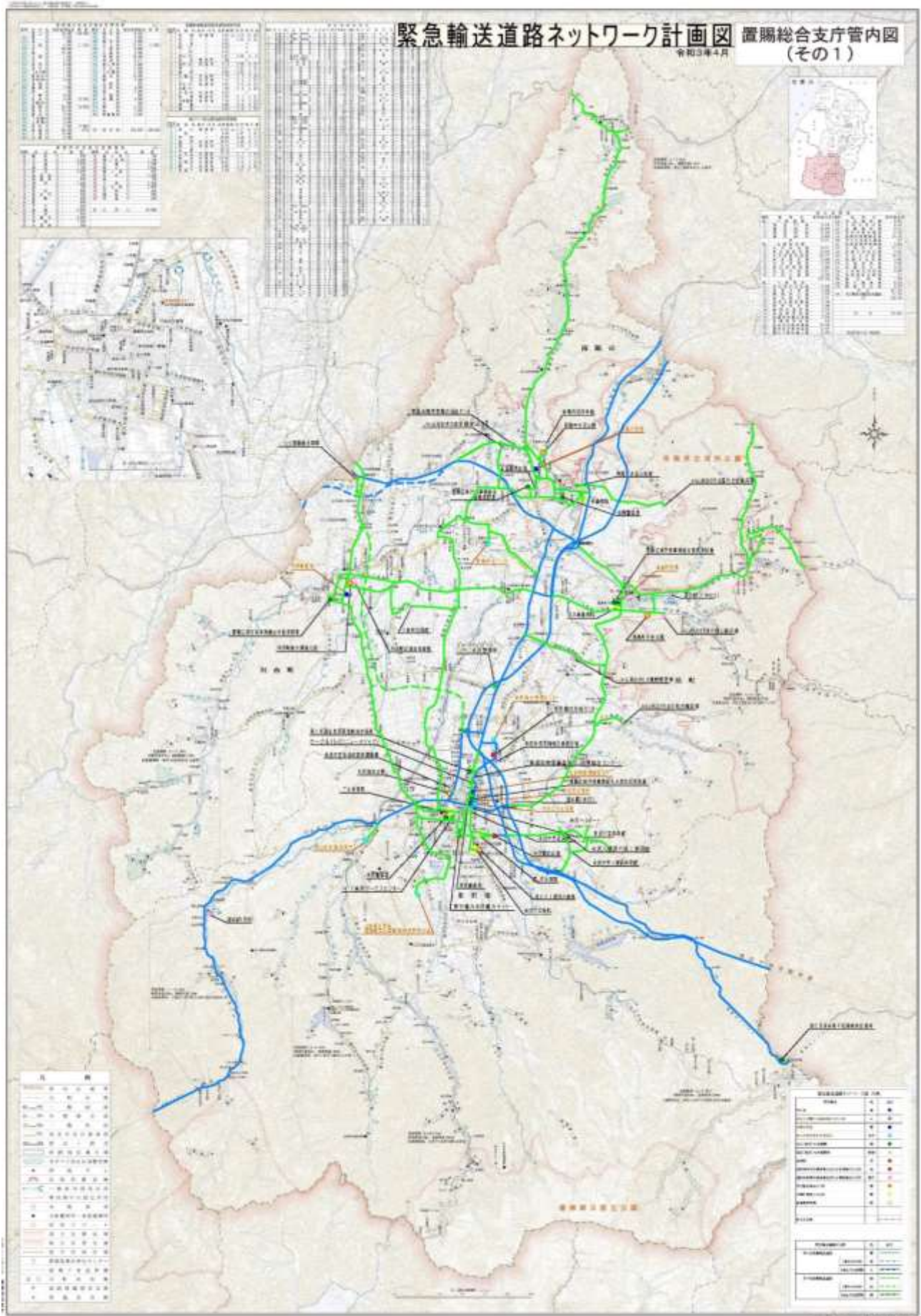
(その3)



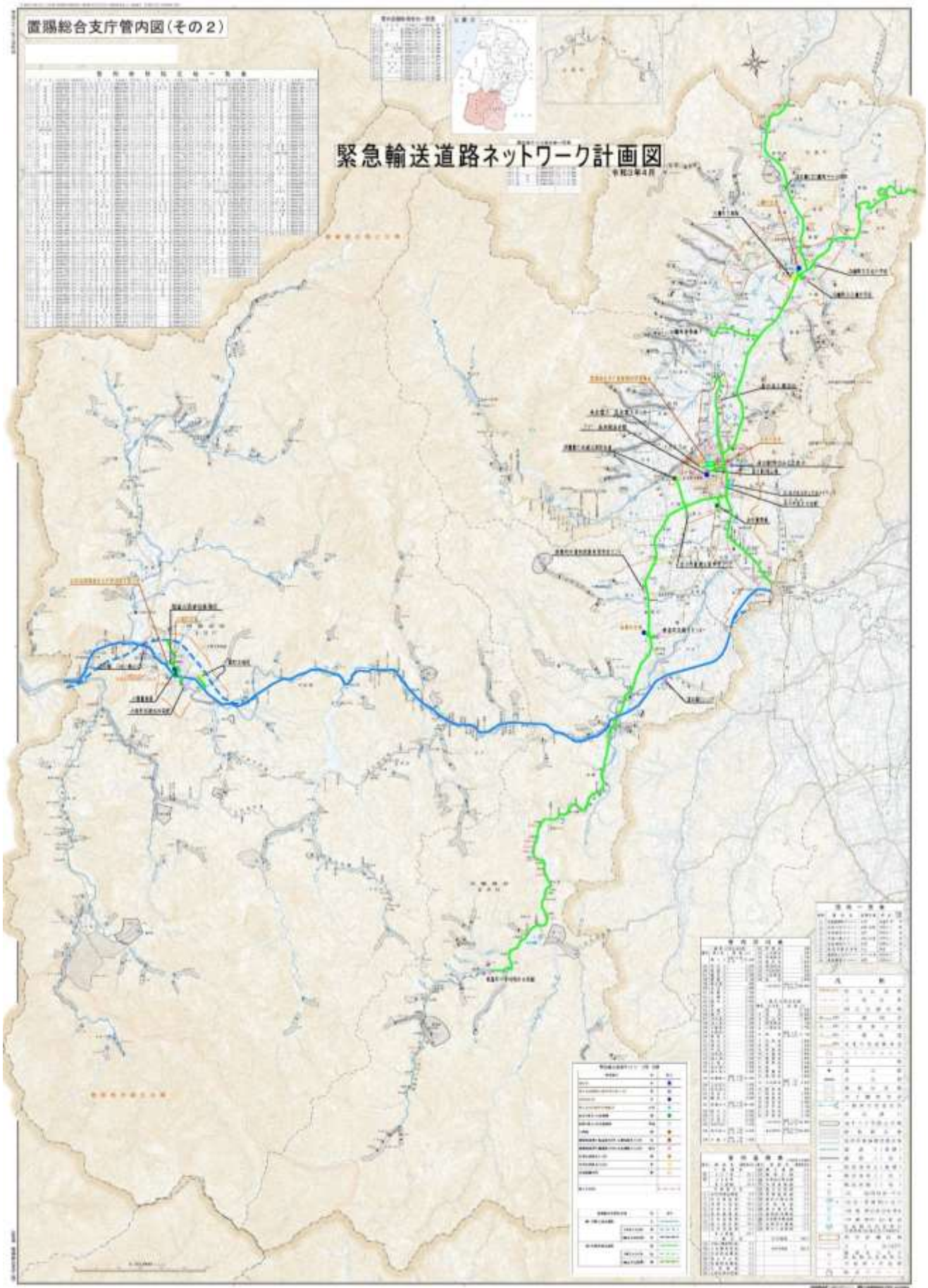
○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）



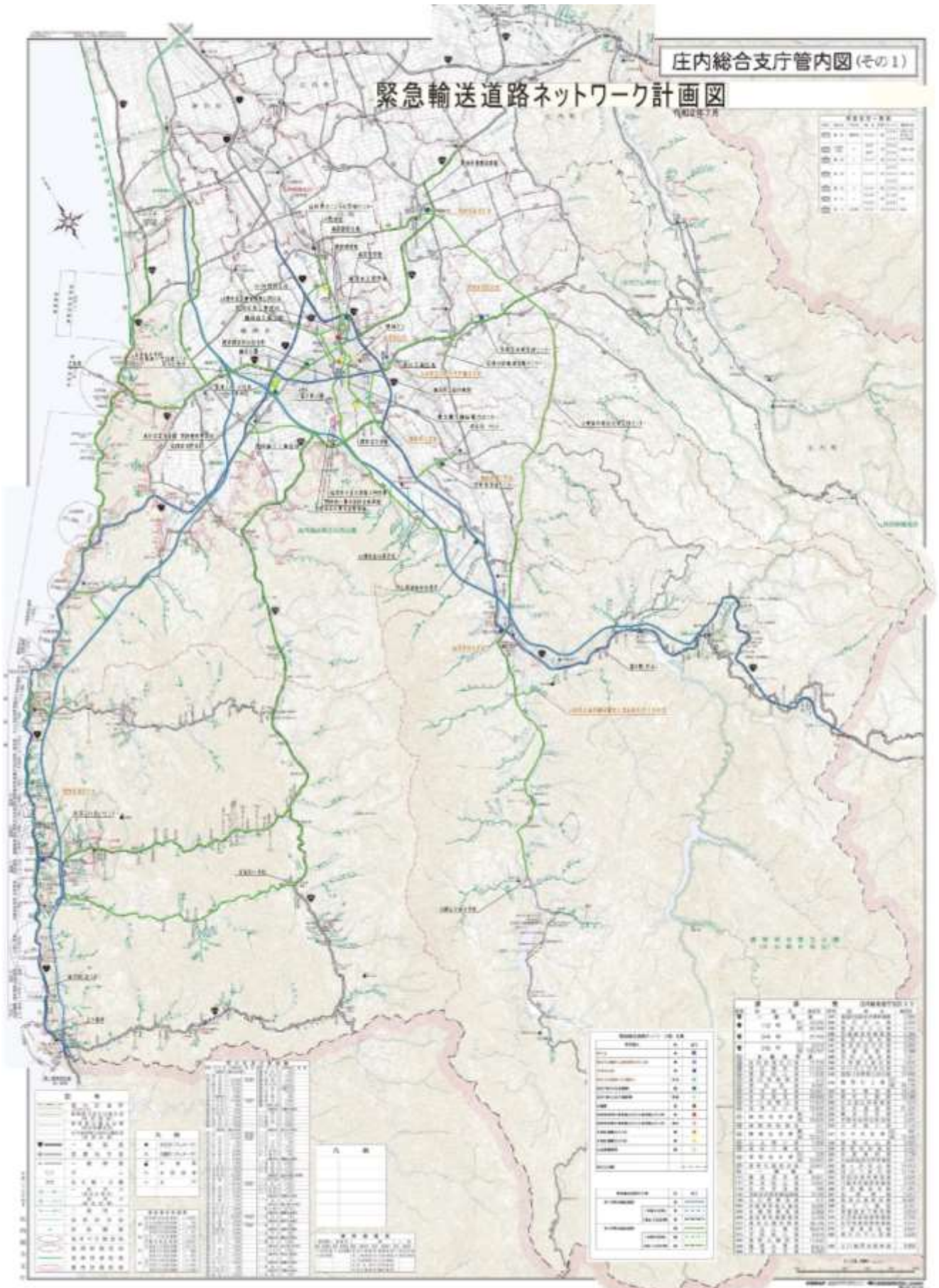
○置賜管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）
（その1）



(その2)



○庄内管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）
（その1）



第 18 章 各種施設災害予防対策関係

第 1 節 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、道路、空港、公共ヘリポート、港湾、漁港及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 復旧資機材等の確保 ④ 施設構造図等資料の整備 ⑤ 二次災害の防止
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 沿岸市町道の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	① 計画的な防災拠点施設等の整備 ② 防災体制の整備 ③ 安全点検等の実施 ④ 人員・資機材等の確保
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施
7 応急復旧のための体制整備	

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確

立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

(4) 施設構造図等資料の整備

各施設の管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路の災害予防

東日本高速道路株式会社及び国土交通省の県内の国道を管理する事務所は、高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路について日常点検、臨時点検を実施し、施設の耐震性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防対策を実施する。

(2) 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の災害予防

一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

災害発生時における道路機能確保のため、所管する道路について危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

災害発生時において、歩道橋が落下する等により交通障害物になることを防止するため、歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについては整備を推進する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェッドの整備

災害発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェッドの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

オ 道路の占用の禁止又は制限

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

カ 防災拠点となる道の駅の整備

市町村と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点にもなりうる、防災拠点となる道の駅の整備を山形県版新広域道路交通計画に基づき推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

- ・休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設
- ・災害時の活動に必要なスペースが確保されている。
- ・道の駅の業務継続計画が策定されている。

(3) 沿岸市町道の災害予防

沿岸市町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(4) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

また、県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結する。

エ 道路利用者への広報

(ア) 災害発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

(イ) 県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(5) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(6) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

(7) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性・耐浪性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

(1) 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防

空港又は公共ヘリポートの施設管理者は、空港機能管理規程等に基づき、土木施設及び航空灯火に関する施設等を点検し、災害予防対策を講じる。

併せて、空港ターミナルビル等の施設についても、各種構造物の耐震化に努めるとともに、震動で転倒、落下又は移動により二次災害を誘発したり、避難の障害となるおそれのある物品については、日常点検の励行により安全の確保に努める。

(2) 災害支援の体制整備

空港は、人命救助や被災者等の移動の拠点となることが想定されるため、空港管理者は、救援機等の空港使用の調整や空港運用時間の延長、災害対応として必要とされる施設の整備、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

(3) 災害時リダンダンシー機能の充実・強化

山形空港又は庄内空港のいずれかの空港が被災した場合に、被災を免れた空港が災害支援を行うことができるよう、各空港において、滑走路延長を含めたリダンダンシー機能の充実・強化を図る。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 計画的な防災拠点施設等の整備

港湾は、海上交通の安定性を活かし、震災時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的

に推進する。

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、外港地区と北港地区に耐震強化岸壁を整備する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

耐震岸壁から主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路内の橋梁については、震災時の救援物資の運搬等を確実にするため耐震強化を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所等としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 防災体制の整備

港湾関係者は、地震発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう、次により防災体制を整える。

国土交通省東北地方整備局及び東北管内港湾管理者は、東北広域港湾防災対策協議会を設置し、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討、東北広域港湾機能継続計画を策定する。また、その計画に基づき、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

酒田港における港湾機能を継続するため、国土交通省等の国関係機関、港湾管理者、海運事業者及び臨海部企業等の港湾関係者は酒田港港湾機能継続協議会を設置し、酒田港港湾機能継続計画を策定する。この計画に基づき、航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を講じる。

酒田港港湾機能継続協議会は、東北広域港湾防災対策協議会において策定する東北広域港湾BCPに基づき、その内容を酒田港港湾機能継続計画に反映し緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

港湾管理者は、各港湾において港湾利用者が安全に避難できるように津波避難対策を講じる。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

(3) 安全点検等の実施

酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、地震発生時に二次災害を引き起こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を行い、護岸等の整備に努める。

(4) 人員・資機材等の確保

港湾管理者は、災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

漁港管理者は、産業基盤施設として、あるいは離島地域や漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期点検、臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。

また、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討し、それに基づき、その所管する発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

さらに、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

なお、飛島にあつては、離島における防災拠点漁港として飛島漁港を位置付け、飛島漁港の勝浦地区に整備した耐震強化岸壁（-4.0m L=80m）を避難及び救援物資の海上輸送の基地として活用する。

8 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

(ア) J R 電話及び N T T 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び F A X

(イ) 自動車無線及び列車無線と其中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

9 応急復旧のための体制整備

- (1) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の立案に努める。
- (2) 国及び港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

第2節 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による河川・海岸施設等の被害の発生を防止し、又は発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	
2 各施設に共通する災害予防対策	① 施設等の整備促進 ② 防災体制の整備 ③ 情報管理手法の確立 ④ 施設の点検・整備 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
3 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 災害危険箇所の調査、整備 ③ 防災体制等の整備

3 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

- (1) 県及び沿岸市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
- (2) また、県、沿岸市町及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用を図る。
- (3) 県、沿岸市町及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理を行う。

4 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 施設等の整備促進

河川、海岸、港湾等施設は、津波災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、各施設の管理者等は、想定される津波被害に対する既存施設等による防護効果を適正に評価した上で、必要に応じ比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して内陸への侵入を防止できるよう津波対策施設や緊急避難施設等の新設・改良の促進を図るとともに、設計対象の津波高を

超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の検討を行う。

(2) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(3) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(4) 施設の点検・整備

平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の確立に努める。

5 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、国が示す河川津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げ等の整備を推進する。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

海岸保全施設の地震・津波に対する安全性を確保するため、山形県海岸保全施設等維持管理計画に基づき計画的に点検を実施するとともに、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な改修を行い、耐震性確保に努める。

また、国が示す津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げや避難路等の整備を推進する。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

ア 災害危険箇所の定期的点検を実施して危険箇所整備計画を策定し、計画的な整備に努め

る。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の改修を行い、耐震性の向上を推進する。

(3) 防災体制等の整備

県は、必要に応じて海岸法に基づき、海岸保全施設の操作規則を制定し、災害発生時における的確な判断と迅速な作業ができるような体制を整備する。

沿岸市町は、津波・高潮警報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、必要に応じて海岸保全施設の操作規則を考慮したハザードマップの作成・周知に努める。

第3節 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や沿岸市町等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 復旧資機材等の確保 ⑤ 二次災害の防止
2 農道施設の災害予防対策	
3 用排水施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震・耐浪設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、県は、沿岸市町や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震・津波による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

第4節 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 防災教育 ② 防災訓練 ③ 防災業務施設等の整備
2 防災関係機関との連携	① 県防災会議等との協調 ② 他電力会社等との協調
3 広報体制の確立	
4 電力設備の災害予防対策	① 電力設備の災害予防対策 ② 代替性の確保 ③ 重要施設への供給体制の強化 ④ 電気工作物の巡視点検 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 災害対策用資機材等の確保及び整備 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の広域運営 ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

3 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

4 防災関係機関との連携

(1) 防災関係機関等との協調

防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

5 広報体制の確立

地震・津波による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的な巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、沿岸市町との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第5節 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による都市ガス供給施設及び簡易ガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 連絡体制の確立 ② 要員の確保 ③ 災害対策本部の設置 ④ 応急協力体制の整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施 ⑥ 防災関係機関との連携
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	① 代替性の確保 ② 施設対策 ③ 緊急措置設備対策
4 災害対策用資機材の整備	

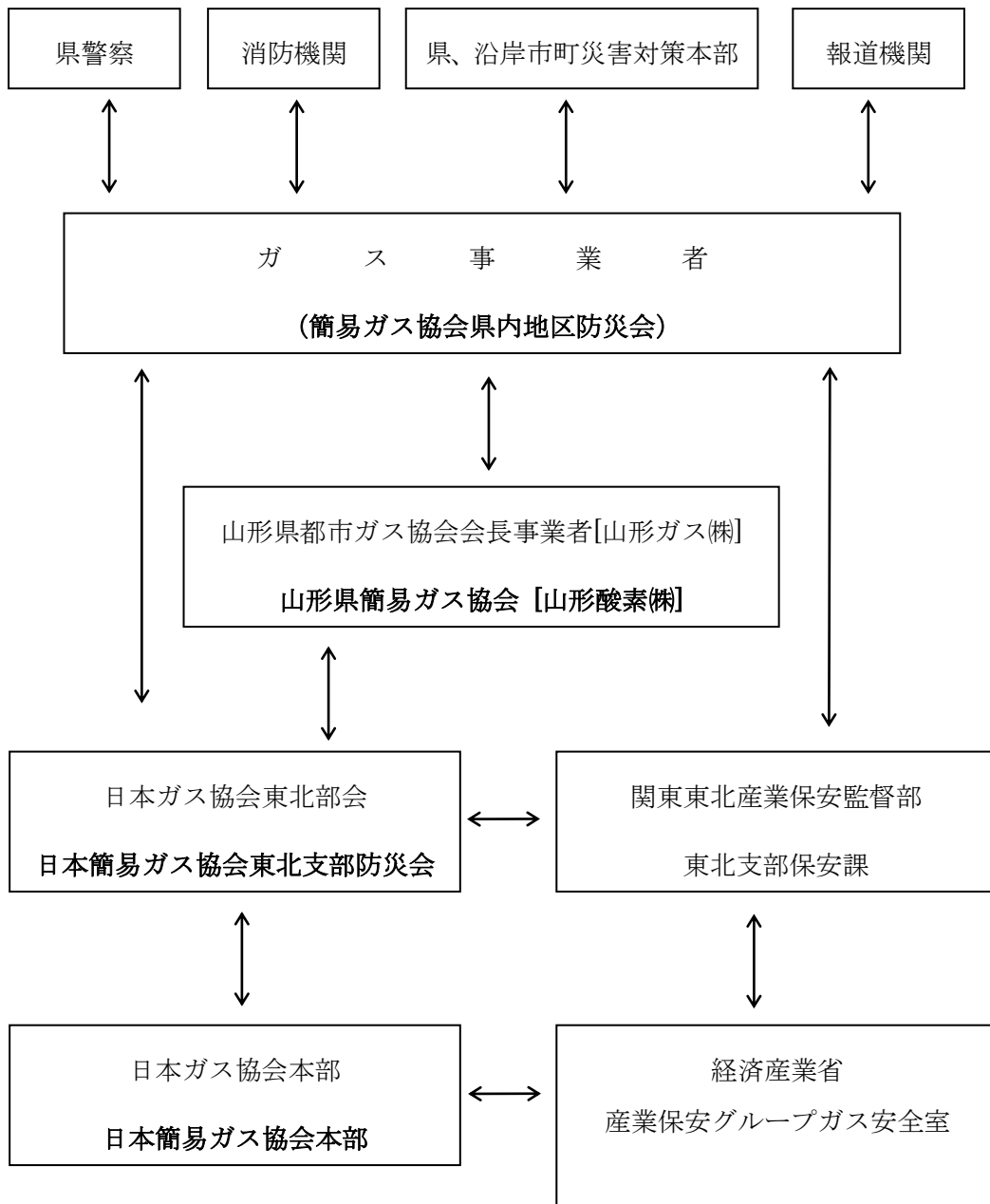
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び沿岸市町等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



※ 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

発生した地震の震度や津波の大きさ等に応じた職員の出勤基準、出勤方法、出勤場所及び出勤途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、震度や被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確

保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、沿岸市町や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

災害対策を効果的に行うため、災害発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、災害発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性に優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

- (イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液化化の危険性、活断層の位置等)を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。
- (3) 緊急措置設備対策
- 緊急対策の基本は、地震発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。
- ア 製造所・供給所
- (ア) 検知・警報(地震計、漏えい検知器及び火災報知機等)装置を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。
 - (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。
 - (ウ) 防消火設備を整備する。
 - (エ) 地震直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
 - (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。
- イ 導管
- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
 - (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
 - (ウ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資器材を整備しておく。また復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第6節 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、放送電波の確保及び放送施設の防護復旧のために、放送事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 震災対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 震災対策計画の策定

災害の発生に備え、次の事項を内容とする震災対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 放送設備及び機器の落下転倒防止等の耐震対策
- (2) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (3) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び自家発電機等の燃料補給先の確保
- (4) 中継回線状態の把握
- (5) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (6) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (7) 非常持出機器及び書類の指定
- (8) 交通路の調査
- (9) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (10) 災害時における放送事業の継続に関すること（BCP）

4 防災体制の整備

- (1) 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動態勢、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防災対策マニュアル」として定めておく。

- (2) 防災教育、防災訓練の実施

防災対策マニュアルを周知徹底する等により、社員への防災知識の啓発に努めるとともに、防災訓練を実施し又は県・沿岸市町の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上を図る。

第7節 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を大規模な地震・津波発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 通信施設監視等体制の確保 ② 災害発生時組織体制の確立 ③ 対策要員の確保 ④ 防災教育及び防災訓練の実施
2 広報活動	
3 電気通信施設の災害予防対策	① 電気通信設備の耐震性等 ② 電気通信システムの高信頼化 ③ 災害対策機器の配備 ④ 二次災害の防止
4 災害対策用資機材等の確保と整備	① 災害対策用資機材等の確保 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の整備点検

3 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集

イ 関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。

- イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。
- ウ 県及び沿岸市町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

4 広報体制の確立

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震・津波によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況及び、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

5 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。

特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から重点的な耐震化・耐浪化を促進するとともに早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

地震・津波又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐浪及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他の応急復旧用諸装置

(4) 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第8節 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

津波による大規模災害発生時に、水道の減断水を最小限にとどめるために、県、沿岸市町及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設の被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進 ② 代替性の確保 ③ バックアップシステムの構築等 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

- (3) 職員に対する教育及び訓練
 - ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震・津波による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、応急復旧等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。
 - イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。
- (4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。
- (5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。
- (6) 緊急時連絡体制の整備

県、沿岸市町及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。
- (7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

4 防災広報活動の推進

県、沿岸市町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

- (1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。
- (2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。
- (3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

沿岸市町及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震・津波発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき整備の目標設定を行う。

- (1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性

及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断等に基づき、次の事項について、地震・津波による被害想定を地域別を実施する。

- ア 管路の被害想定
- イ 構造物及び設備の被害想定
- ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- エ 断水期間

(3) 耐震等整備の目標設定

上水道施設の耐震化・耐浪化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化・耐浪化を実施する。

- ア 上水道施設ごとの応急復旧期間
- イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

沿岸市町及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震・津波による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備、耐浪化及び液状化対策を推進する。

- ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ウ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- カ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性・耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

地震・津波による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)
- ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4) 機械設備や薬品管理における予防対策
 - ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止
 - 各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

- (1) 応急給水用資機材の整備
 - 沿岸市町及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
 - 沿岸市町及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。
 - ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
 - イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
 - ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
 - オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

沿岸市町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第9節 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

津波による大規模災害発生時に、下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 民間事業者等との連携 ⑦ 災害時維持修繕協定の締結 ⑧ 事業継続計画（BCP）の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 浸水対策 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資材の確保	

3 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウを活用することを検討する。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

4 広報活動

下水道管理者は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の浸水対策及び安全性の確保を図る。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入ゲート及び放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、機械・電気設備は浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、災害発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース

会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定を締結することを検討する。

イ 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定を締結することを検討する。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする

6 災害復旧用資器材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第 10 節 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、工業用水道の断減水を最小限にとどめるとともに、大規模な漏水等による二次災害を防止するために、工業用水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	① 耐震性総合調査及び定期点検 ② 耐震化、液状化対策の推進 ③ 二次災害の防止
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設が産業活動に欠かすことのできない重要な施設であり、工場等の操業中は断水することができないことに留意し、次により防災体制の整備を図る。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に工業用水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合の職員の動員体制、活動要領、情報収集、施設の安全確保及び各種の緊急措置等を定めたマニュアルを策定する。

(3) 災害時連絡体制の整備

災害発生時等非常の場合の連絡方法を定め、所属職員に周知徹底するとともに、非常連絡系統図を作成し掲示する。また、発生した災害の種類ごとに連絡が必要な機関をあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて、関係機関・業者等との連絡・調整及び支援体制に関する協定等を締結しておく。

(4) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(5) 設備台帳及び図面等の整備

施設の状況を把握し、災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図

面を整備する。

4 広域応援体制の整備

工業用水道事業者は、必要に応じ、災害に備えて「相互援助協定」を結び、日頃から応援体制を整えるとともに、備蓄資材等に関する情報交換を行う。また、必要に応じて関係機関・業者等との連絡調整及び支援に関する協定を締結しておく。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。

(1) 耐震性総合調査及び定期点検

ア 施設の耐震性総合調査を実施し、必要により補強対策を講じる。

イ 地震動に対する問題点を点検するとともに、改修計画を策定する。

ウ 日頃から地震・津波を想定した定期的な点検を実施し、施設の機能維持を図る。

(2) 耐震化、液状化対策の推進

耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。

特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。

○県内工業用水道施設の概要（令和2年4月1日現在）

事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	10,600
小国町	小国町工業用水道	6,510

(3) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の状況及び地震・津波による被害想定を考慮して、異形管、大口径管及び特殊管等、緊急時に迅速に調達しがたい特殊資材の備蓄に努める。また、施設復旧に必要な資材の調達について、関係業者等との協力体制を整える。

第 11 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 緊急時の対応に関する検証 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 連絡体制の確立 ⑥ 二次災害の防止
2 火薬類製造施設等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震対策の強化 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 自主防災活動組織の整備 ⑤ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震対策の強化 ② 非常時の対応マニュアルの整備
6 放射線使用施設の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 緊急時の対応に関する検証

危険物取扱事業所は、津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する次の事項の検証を施設ごとに実施し、検証の結果に応じて必要な事項を予防規定等に規定する。

ア 県で作成する津波浸水想定図等を活用し、危険物施設の設置場所及び周辺の地理的特徴や津波被害の危険性等について把握すること。

イ 従業員等の避難について、避難経路、避難場所、避難方法等の確認を行うとともに、従業員等への周知徹底を図ること。

ウ 津波が発生するおそれのある状況等を従業員等へ伝達する方法を検証し、従業員等へ当該方法の周知徹底を図ること。

エ 施設の緊急停止の方法、手順について確認すること。また、施設が停電した場合における緊急停止の方法、手順についても併せて確認すること。

オ 避難や緊急停止の方法の確認に併せて、緊急停止等の実施体制を明確にすること。

(4) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(5) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

(6) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性・耐浪性の強化に努める。

- ウ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。
- (2) 保安教育及び防災訓練の実施
- ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。
- イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。
- (3) 自主保安体制の充実
- ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。
- イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。
- (4) 連絡体制の確立
- 火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

6 高圧ガス製造施設等の安全対策

- (1) 法令上の基準等の遵守
- ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等
- (ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。
- (イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。
- イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等
- (ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。
- (イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。
- (2) 耐震対策の強化
- ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等
- (ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。
- (イ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。
- イ 液化石油ガス販売事業者
- 液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。
- (3) 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県LPガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は沿岸市町が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(6) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

7 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

8 有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 耐震対策の強化

水質汚濁防止法施行規則に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

(2) 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備しておく。

9 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について耐震性の確保をはかるとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

放射線施設従事者等に、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的の実施する。

第 19 章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災者の生活を確保するため、県及び沿岸市町等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品 ④ 燃料

3 基本的な考え方

- (1) 沿岸市町は、大規模な津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、それらの支給のための体制等を整備する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
県は、沿岸市町への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- (2) 備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点についても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (3) 県、沿岸市町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 沿岸市町は、住民の備蓄を補完するため、被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (5) 沿岸市町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ沿岸市町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (6) 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。
- (7) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。
- (8) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。

- (9) 消防庁は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図る。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、病人等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

(ア) 沿岸市町は、3の(4)及び(5)により食料の供給体制を整備する。

(イ) 県は、沿岸市町の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。

a 米穀

- ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省からの供給体制
- ・供給協定締結先からの供給体制
- ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制

b 乾燥米穀

- ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
- ・分散備蓄による供給体制

c 副食、乳児用粉ミルク・液体ミルク

- ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制

d 米穀以外の応急用食料

- ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省から出荷要請された関係業者又はその団体等からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

また、沿岸市町は3の(3)及び(4)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める

ウ 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、沿岸市町、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確

保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

(ア) 沿岸市町は、3の(3)及び(4)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(イ) 県は、沿岸市町の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

(ア) 県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、中核給油所等の情報を市町村と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ) 沿岸市町は、災害時における安定供給を図るため、あらかじめ民間事業者との協定を締結しておく。

第 20 章 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・沿岸市町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

○ 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

(b) 課外における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

- c その他必要な事項
 - (イ) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
 - 学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
 - 学校環境の安全点検の事項
 - (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）
- (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成
- 校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。
- (3) 学校安全委員会の設置
- 校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。
- (4) 学校防災組織の編成等
- 校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。
- ア 学校防災組織の編成
 - 地震・津波発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
 - イ 教職員の緊急出勤体制
 - 夜間、休日等の勤務時間外に地震・津波が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。
 - ウ 家庭との連絡
 - 家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。
 - エ 施設、設備等の点検・整備
 - 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。
 - オ 防災用具等の整備
 - (ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
 - (イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。
- (5) 防災教育
- ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。
 - また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う（学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。）。
 - イ 県及び沿岸市町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。
- (6) 防災訓練
- 校長は、児童、生徒及び教職員が地震・津波発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する（学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓

練計画」による。)

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設及び建造物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、次による災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

地震・津波発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

地震・津波発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 21 章 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、県、沿岸市町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の要配慮者対策	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 要配慮者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全性強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 沿岸市町の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> ① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全性強化 ⑤ 食料等の備蓄 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練及び防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備
3 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備	
4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備
5 避難後の支援方策	

3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、県及び沿岸市町は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協

議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

沿岸市町は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 沿岸市町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(エ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該沿岸市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(オ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(カ) 沿岸市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、

必要な配慮をするものとする。

<地域防災計画に記載する必須事項>

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

沿岸市町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

- (ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- (イ) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。
- (ウ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

沿岸市町は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

沿岸市町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

沿岸市町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、県及び沿岸市町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

沿岸市町は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

沿岸市町は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、沿岸市町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

県及び沿岸市町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

国、県及び沿岸市町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

県及び沿岸市町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 沿岸市町の体制整備

沿岸市町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、

その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

オ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

カ 津波対策

津波浸水域内の社会福祉施設等の管理者は、浸水に対する安全が確保される避難所等への避難計画を定めるとともに、円滑に避難できるよう避難訓練の実施に努める。

(2) 県及び沿岸市町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止のため、DWAT（災害派遣福祉チーム）を派遣することができるよう、組織の構築や派遣のための研修実施など体制整備を行う。

6 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

県及び市町村は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする

在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

県及び沿岸市町は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

沿岸市町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

県及び沿岸市町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

7 避難後の支援方策

沿岸市町は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第 22 章 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下本章において「法」という。）に基づき実施する応急救助の財源とするために、県が行う災害救助基金の積立て及び運用について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害救助基金の使途	
2 災害救助基金の積立て	① 法定最少積立額 ② 運用収入
3 災害救助基金の運用	

3 災害救助基金の使途

災害救助基金は、法が適用された場合の応急救助の財源とするために、県が事前に積み立てるものであり、次の経費に充当される。

- ア 法第 4 条の規定による救助に要する県の支弁費用
- イ 法第 16 条の規定による委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用
- ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用

4 災害救助基金の積立て

(1) 法定最少積立額

各年度における基金の最少積立額は、当該年度の前年度の前 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額（500 万円に満たないときは、500 万円とする。）である。

(2) 運用収入

基金から生ずる収入は、すべて基金に繰り入れる。

5 災害救助基金の運用

県は、銀行への預金及び救助に必要な給与品の事前購入により、基金の運用を行う。

第3編 災害応急計画

第 1 章 活動体制関係

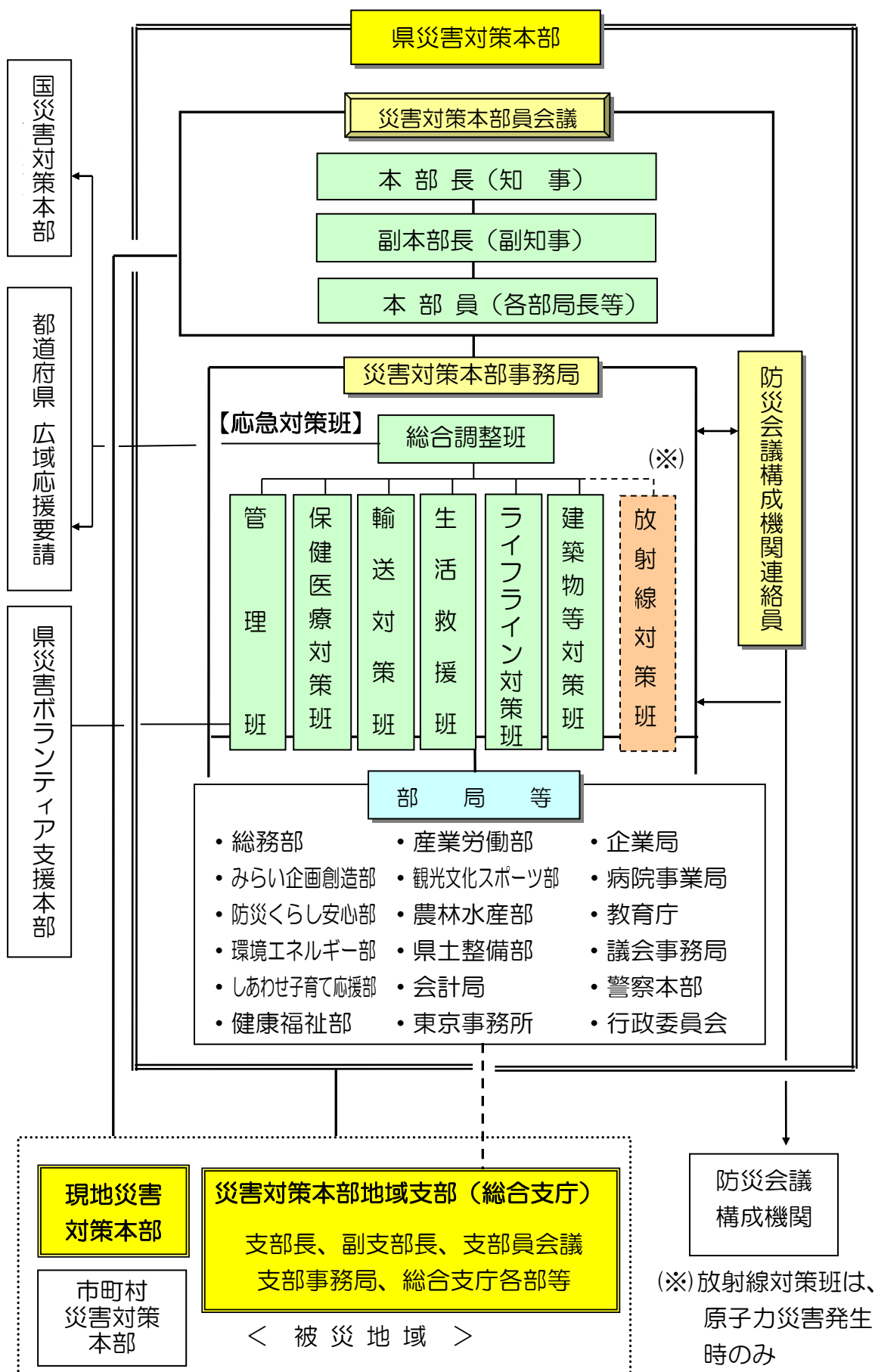
第 1 節 災害対策本部

1 計画の概要

地震・津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

(注) この章で「部局等」とは、県の知事部局に属する各部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局をいう。

2 県災害対策本部組織図



3 県災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 知事は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報発表時 3 特別警報※発表時 (※大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、 暴風雪特別警報、大津波警報、噴火警報(居住地域)又は火山 噴火警戒レベル4以上) 4 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 5 知事が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

イ 知事に事故があるときは、副知事が、知事、副知事ともに事故があるときは、防災くらし安心部長(兼)危機管理監が本部を設置する。

(2) 設置場所

本部(本部室)は、県庁舎(講堂等)に設置することとし、県庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア 第1順位 県職員育成センター

イ 第2順位 県総合運動公園

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は、次により部局等へ周知する。

ア 県庁舎に設置する場合 庁内放送

イ 県庁舎以外に設置する場合 緊急連絡網による連絡及び県庁舎前への掲示

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

ア 防災くらし安心部長(兼)危機管理監は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ア) 部局等及び総合支庁

(イ) 市町村

(ウ) 県防災会議構成団体

(エ) 内閣府、消防庁

(オ) 隣接県(宮城県、新潟県、福島県、秋田県)

イ 広報広聴推進課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

(5) 防災会議連絡員等の本部への派遣

本部が設置された場合、県防災会議構成機関や県と災害時応援協定を締結している事業者等は、連絡調整等のため必要に応じ本部(本部室)に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4 県災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局及び防災会議構成機関連絡員をもって構成する本部室及び部局等からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

- (ア) 本部長 知事
- (イ) 副本部長 副知事
- (ウ) 本部長 総務部長、みらい企画創造部長、防災くらし安心部長(兼)危機管理監、環境エネルギー部長、しあわせ子育て応援部長、健康福祉部長、医療統括監、産業労働部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業管理者、病院事業管理者、教育長及び警察本部長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、本部員会議を招集する。この場合、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の出席を求める。

ウ 所掌事務等

- (ア) 災害情報の総括に関すること
- (イ) 県の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること
- (ウ) 県の部局等及び本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、他都道府県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること
- (オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア 事務局長 防災くらし安心部長(兼)危機管理監

イ 事務局次長 防災くらし安心部次長

ウ 事務局員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。

- (ア) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。

7つの班は、基本体型として設置するものであるが、原子力災害が発生した場合は放射線対策班を設置するものとする。また、災害の態様及び必要に応じて班を増減することができるものとする。

- (イ) 各応急対策班は、次長級職員を班長、担当課に決定された各課よりあらかじめ指定された職員を班長補佐及び班員とし、関係部局等との調整活動を行う。
- (ウ) 各応急対策班の班員は、所属部局等が行う災害情報の収集、対策案の調整、対策の実施等の災害応急対策活動を取りまとめ、各担当部局との連絡調整を担う。

エ 班長補佐予定者及び班員予定者の指定等

各応急対策班の担当課に決定された各課の長は、年度当初に課長補佐級職員 1 名を班長補佐予定者に、係長級以上職員のうちから所定の人数を班員予定者にそれぞれ指定し、その職及び氏名を防災危機管理課に報告する。

事務局長は、災害状況の推移に応じ、指定された職員のうちから、班長補佐及び班員をその都度指名する。

オ 応援職員の確保

各応急対策班は、必要に応じ人事課（管理班）と調整のうえ、自班の担当課及び応援課以外の庁内関係課から職員の応援を求めることができる。

また、総合調整班では、防災・消防事務等の経験者が相当数求められることから、防災危機管理課（旧危機管理課、旧総合防災課及び旧消防防災課を含む。）在職経験者の応援を求めることとし、適任者をあらかじめ指名しておく。

カ 活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

(4) 防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部室に職員を派遣する。

(5) 部局等

部局等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

(6) 災害対策本部地域支部への連絡員の派遣

本部長は、災害応急対策を円滑に推進するため必要と認めるときは、6で定める災害対策本部地域支部に職員を連絡員として派遣する。

5 県現地災害対策本部

本部長は、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(1) 設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

災害現場又は被災地の市町庁舎等に設置する。

(3) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ 現地本部長は、本部の副本部長（副知事）又は本部員のうちから本部長（知事）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、部局等職員及び出先機関の職員のうちから本部長が指名する。

エ 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(4) 所掌事務等

現地本部の事務については、本部長が以下の事項について具体的に指定するものとする。

- ア 災害情報の総括に関すること
 - イ 県の実施する災害応急対策の基本的な事項（本部が決定すべき事項は除く。）に関する
こと
 - ウ 県の実施する災害応急対策及び災害復旧対策のうち重要な事項（本部が決定すべき事項
は除く。）に関すること
 - エ 県の部局等及び本部地域支部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
 - オ その他災害対策上重要な事項に関すること
- (5) 災害対策本部地域支部、沿岸市町及び関係機関等との連携協力
- 現地本部は、被災市町を管轄とする災害対策本部地域支部及び市町村災害対策本部と密接に
連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ適確に推進する。また、必要に応じ関係機関や外部の
専門家等の意見聴取・連絡調整等を行う。

6 県災害対策本部地域支部

本部長は、災害応急対策の円滑かつ適切な実施を図るため、必要があると認めるときは、総合
支庁にそれぞれの所管区域をその区域とする災害対策本部地域支部（以下「支部」という。）を
設置する。

(1) 設置期間

支部の設置期間は、支部における災害応急対策が概ね終了するまでの間又は支部設置の必要
性がなくなったと認められるまでの間とする。

(2) 設置場所

支部は、総合支庁その他の庁舎等に設置し、その所管区域は総合支庁と同じとする。

(3) 支部の組織

支部は、支部員会議、支部事務局及び総合支庁各部、総合支庁の所管区域内に所在する出先
機関等をもって構成する。

(4) 支部員会議

ア 組織

- (ア) 支 部 長 総合支庁長
- (イ) 副支部長 総務企画部長
- (ウ) 支 部 員 総合支庁の部長等及び関係出先機関の長

イ 招集

支部長は、支部の災害対策に関する重要事項の総合調整を行うため、必要に応じ支部員
会議を招集する。この場合、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の
専門家等の出席を求める。

ウ 所掌事務等

- (ア) 所管区域における災害情報の総括及び本部への情報提供に関すること
- (イ) 災害応急対策に係る本部への意見具申に関すること
- (ウ) 総合支庁各部及び関係出先機関が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 所管区域の被災市町が実施する災害応急対策に対する応援に関すること
- (オ) その他所管区域の災害対策上必要な事項に関すること

(5) 支部事務局

- ア 事務局長 総務企画部総務課長

イ 事務局員 総務企画部総務課及び事務局業務班員として、総合支庁長があらかじめ定めた職員

(6) 支部を構成する総合支庁各部及び出先機関

支部を構成する総合支庁各部及び出先機関は、その分掌事務に係る災害応急対策に従事するとともに、支部員会議において災害応急対策の調整が行われた場合は、その調整結果に基づき応急対策を実施する。

(7) 市町災害対策本部に対する連絡調整員の派遣

支部長は、被災市町と密接に連携し、災害情報及び県に対する要請等の迅速かつ適確な収集並びに必要な支援の調整を行うため、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関の職員のうちから必要な人数を、連絡調整員として管内の市町災害対策本部等に派遣する。

7 本部、現地本部、支部における職員応援

(1) 本部

ア 災害応急対策の実施にあたって人員が不足する部局等は、他の部局等及び被災市町を管轄しない出先機関から応援を受ける。

イ 県の組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書を締結している道県に対し職員の派遣を要請し、応援を受ける。なお、被害が広域的かつ甚大であると判断される場合は、全国知事会を通じて各都道府県による応援の調整を依頼する。

(2) 支部

ア 支部長は、支部を構成する総合支庁各部及び出先機関が、その災害応急対策を実施するにあたり人員が不足する場合は、当該総合支庁各部及び出先機関の長からの応援要請に基づき、支部内の人員に余裕のある総合支庁各部及び出先機関からの職員の派遣をもって応援を行うよう調整する。

イ 支部長は、支部組織全体をもってしてもなお人員が不足する場合は、本部に対し応援を要請する。

なお、本部への通信が途絶し、又は緊急を要する場合は、直接、隣接する総合支庁に対して応援を要請し、事後において本部にその旨を報告する。

(3) 退職者等の人材確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や民間の人材の確保方策をあらかじめ整え、協力を求める。

8 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

(1) 災害緊急事態の布告

内閣総理大臣は、収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な非常災害が発生しており、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、直ちに災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行う。

(2) 災害緊急事態への対処

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、政府が一体となって、災害応急対策を

推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため、速やかに必要な閣議請議等の所要の手續を行い、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定める。

内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

＜内閣総理大臣が布告に基づき指揮監督する応急対策活動＞

- ア ライフライン施設に関する応急対策活動
- イ 救助・救急活動
- ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣
- オ 広域後方医療活動
- カ 緊急輸送活動
- キ 資機材の調達
- ク 広域避難収容活動
- ケ 調達、供給活動
- コ 防疫活動
- サ 消防機関による応援
- シ 交通規制

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求めることとし、協力を求められた国民は、これに応ずるよう努める。

(3) 現地災害対策本部との連携

本部は、国の現地災害対策本部が設置された場合は、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策を円滑かつ適確に推進する。

県は、国が現地において、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うために開催する連絡会議及び、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等における関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため開催する調整会議において、自らの対応状況や被災市町等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

9 沿岸市町の活動体制

沿岸市町は、当該市町の区域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び沿岸市町地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(1) 組織及び活動体制

沿岸市町長は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢及び情報連絡体制等を、県の体制に準じてあらかじめ定めておく。

(2) 市町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

沿岸市町長は、市町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機

管理課) に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

沿岸市町長は、当該市町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

10 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、相互に協力する。

11 業務継続性の確保

県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、県、沿岸市町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、県及び沿岸市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

県及び沿岸市町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

12 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

県及び市町村、防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

13 複合災害への対応

- (1) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、同様の配慮を行う。
- (3) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の

発生が懸念される場合には、要員・資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。

- (4) 県及び沿岸市町、防災関係機関は、複合災害を想定した机上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の津波等）し、要員の参集，合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2節 職員の動員配備体制

1 計画の概要

県の機関が、地震・津波による大規模災害発生時に、災害応急対策を迅速に推進するための、県職員の動員体制について定める。

2 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

3 災害発生時における配備体制

県内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合、又は津波警報等若しくは気象等に関する特別警報・警報・注意報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒体制に基づき宿日直職員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき部局等の課・室並びに出先機関（以下「各所属」という。）の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

4 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、以下の場合には、配備基準等に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
 - ア 勤務時間外に災害の発生又は地震若しくは津波の発生を覚知したとき
 - イ 職員参集システムによる緊急情報を得たとき
 - ウ テレビ、ラジオ等により気象等に関する特別警報・警報の情報を得たとき
 - エ 防災危機管理課職員からの情報を得たとき
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により通常の勤務地へ登庁できない職員は、徒歩又は自転車により最寄りの県の庁舎等に登庁するとともに、防災行政無線又は電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

災害時等における職員の動員配備体制

令和3年8月

配備	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体制
警戒配備	<p style="text-align: center;">災害対策警戒班</p> <ol style="list-style-type: none"> 大雨洪水警報発表時 台風接近時等の大雨洪水注意警報発表時 竜巻注意情報発表時 県内震度3以下で、8道県(注3)で震度5弱以上、その他都府県で震度6弱以上の地震が観測されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課警戒当番職員 農林水産部、県土整備部、企業局の担当職員(注2) 防災危機管理課警戒当番職員 消防救急課担当職員 	<p>下記の情報が発表された場合、警戒配備体制を増強する</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 氾濫警戒情報 顕著な大雨に関する情報
特別警戒配備	<p style="text-align: center;">災害対策連絡室</p> <ol style="list-style-type: none"> 台風接近時等の大雨洪水警報発表時 県内で震度4の地震が観測されたとき 津波注意情報発表時 噴火警戒レベル2又は3の発表時 	<ul style="list-style-type: none"> 防災くらし安心部の下記に定める職員 <ol style="list-style-type: none"> 台風接近時の大雨・洪水警報発表時 防災危機管理課長、同課主幹、同課防災班職員(注4) 地震(震度4) 防災危機管理課長、同課主幹、同課防災班職員、消防救急課長、同課担当職員 津波注意情報発表時 防災くらし安心部長、同部次長、防災危機管理課全職員、消防救急課全職員 噴火警戒レベル2又は3発表時 防災くらし安心部長、同部次長、防災危機管理課長、同課主幹、同課防災班職員、消防救急課長、同課担当職員 農林水産部、県土整備部、企業局等の応急対策が必要な課の予め定める職員(注2) 	<p>必要に応じ関係課室長で構成する災害対策関係課長会議を設置</p>
非常配備	<p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <ol style="list-style-type: none"> 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき 津波警報発表時 特別警報発表時 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 暴風特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報 暴風雪特別警報 大雪特別警報 大津波警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警戒レベル4以上 が発表されたとき </div> 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 知事が特に必要と認めるとき 	<p>【災害対策本部】 ※ 1・2・3の場合は災害対策本部を自動設置</p> <p>1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき</p> <p>【震度5弱～5強の場合】 関係課職員が登庁</p> <ol style="list-style-type: none"> 知事 副知事 本部長(各部局長) 各部局次長 全課(室)長 対策本部の連絡員(関係課副主幹等) 防災危機管理課、消防救急課、県土整備部の全職員(注5) その他各課において予め定める職員 <p>【震度6弱以上】 全職員(注5)が登庁</p> <ol style="list-style-type: none"> 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡する。 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの総合支庁等県の機関に参集して所属長に連絡を取りその指示に従う。 応急対策班員は、直ちに災害対策本部事務局(講堂)の設置に従事する。 <p>2 津波警報発表時、3 特別警報発表時 「震度5弱～5強」の職員配備基準と同じ</p> <p>4 上記以外の場合 上記以外の場合は、「震度5弱～5強」の職員配備基準と同じとし、職員の登庁連絡は、防災危機管理課から対策本部の連絡員(関係課副主幹等)を経由して行う。</p>	<p>【災害対策本部】</p> <p>本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：総務部長</p> <ul style="list-style-type: none"> みらい企画創造部長 防災くらし安心部長 環境エネルギー部長 しあわせ子育て応援部長 健康福祉部長 医療統括監 産業労働部長 観光文化スポーツ部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業管理者 病院事業管理者 教育長 警察本部長 <p>事務局長：防災くらし安心部長 事務局次長：防災くらし安心部次長 事務局員：応急対策班長(関係部次長) 防災危機管理課長 防災危機管理課職員 消防救急課長 消防救急課職員 関係課職員又は応急対策班員</p> <p>連絡員：関係課副主幹 警備第二課次長</p>

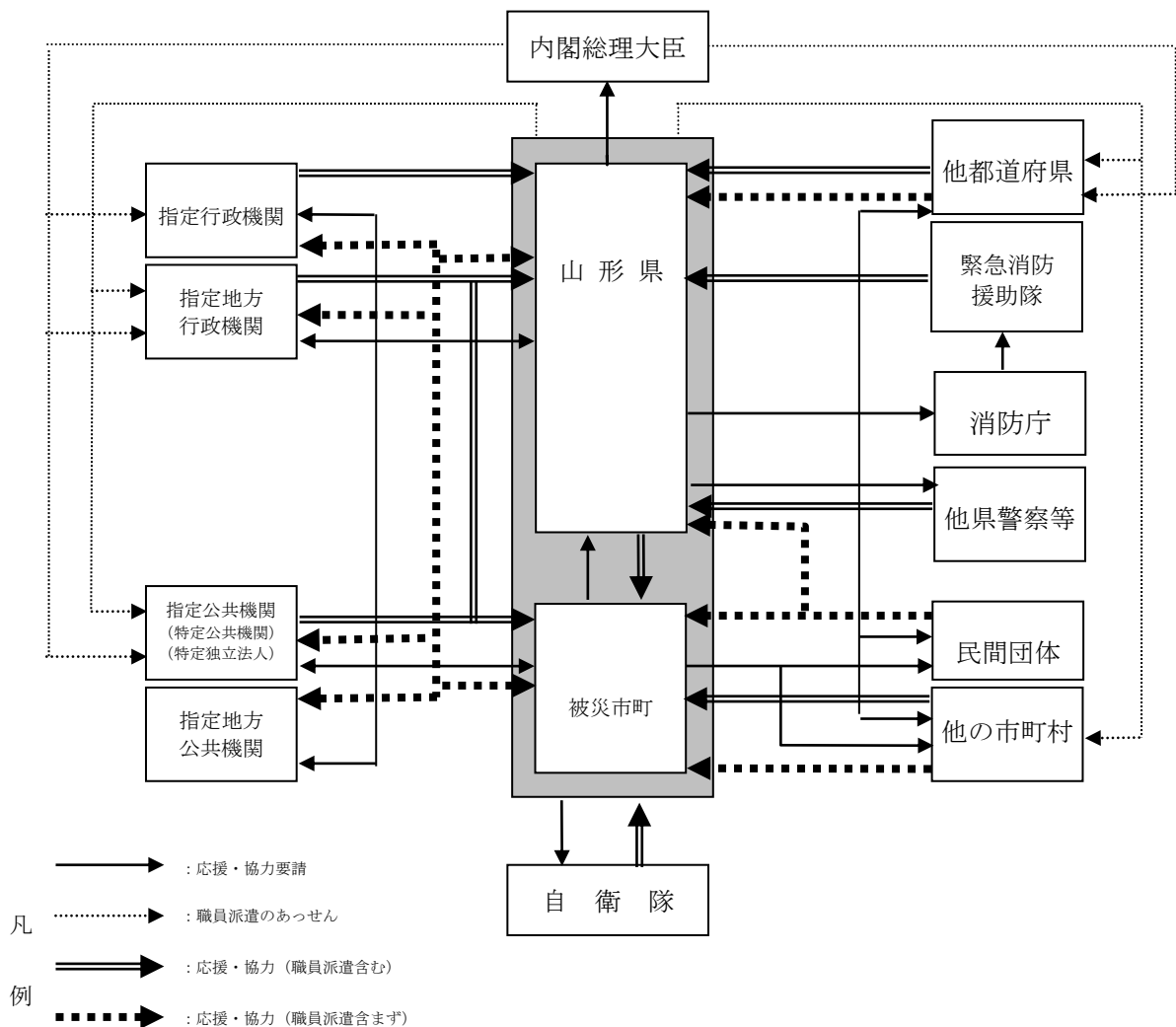
注1：この表は、県本庁職員の動員配備体制を示しているが、出先機関の職員の動員配備体制もこれに準じる。
 注2：農林水産部、県土整備部、企業局等の動員配備体制の詳細は各部署の動員配備計画に基づく。
 注3：北海道・東北6県・新潟県の8道県。
 注4：副主幹、危機管理担当、防災担当、防災教育・情報担当。
 注5：常時勤務を要する一般職(任期の定めのない常勤職員、任期付職員、再任用職員及び臨時的任用職員。ただし、これ以外の職員であっても災害業務に従事させる必要がある場合などについては、各所属の判断により、動員範囲を定めることができるものとする。)

第3節 広域応援計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災していない都道府県、市町村及び民間団体等の協力を得て、県内での災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画フロー



3 被災市町の応援要請

(1) 県に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により被災市町長が応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限の

うち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。

(7) 連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

a 応援要請事項

- (a) 応援を必要とする理由
- (b) 応援を必要とする場所
- (c) 応援を必要とする期間
- (d) その他応援に関し必要な事項

b 応急措置要請事項

- (a) 応急措置の内容
- (b) 応急措置の実施場所
- (c) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(イ) 知事は、被災市町長から応援の要請等を受けた場合は、県が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力する。

イ 被災市町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）からの職員派遣のあつせんを要請する。

(7) 派遣を要請する理由

- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 市町村に対する要請

ア 被災市町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ アの応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された市町村長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意して、必要な応援を行う。

ウ 各市町村長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

ア 被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長又は特定公共機関は、沿岸市町長から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

(4) 民間団体等に対する要請

被災市町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。

(5) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（第5節参照）

ア 被災市町長は、災害の発生に際し当該市町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 被災市町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(6) 被災市町の支援体制の構築に係る留意点

ア 市町村は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

イ 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

ウ 市町村は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

エ 県及び沿岸市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 県の応援要請

(1) 他の市町村への応援指示

ア 知事は、被災市町が応急措置を的確かつ円滑に実施できるよう、特に必要があると認める場合は、他の市町村長に対し次の事項を示して、当該地の市町が行う災害応急対策の実施状況等を勘案しながら、被災市町を応援するよう必要な指示又は調整を行う。

- (ア) 応援を求める理由
- (イ) 応援を求める職種別人員、車両、資機材及び物資等
- (ウ) 応援を求める場所
- (エ) 応援を求める期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

(2) 他の都道府県に対する要請

ア 知事は、大規模な災害が発生した場合に、県のみでは十分な災害応急対策が実施できな

いと認めた場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定書」に基づき、応援調整窓口である宮城県、新潟県又は福島県に対し、この順位に従い応援を要請する。

イ 知事は、上記応援協定締結道県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めた場合は、全国知事会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。要請は、北海道・東北ブロックの幹事県を窓口として、必要事項をファクシミリ等により伝達して行う。

(3) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請

ア 県は、被災市町村における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性等についてニーズを速やかに把握する。

イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ 国（総務省）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。なお、派遣を受ける市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請

ア 県は、県内の被災市町村における、復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・業務又は職種・期間等についてニーズを速やかに把握する。

イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。

ウ 国（総務省）は、「復旧・復興支援技術職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。

(5) 指定行政機関等に対する職員派遣要請

ア 知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 指定地方行政機関の長は、知事から職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り、適任と認められる職員を派遣する。

ウ 内閣府、消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は関係省庁、関係団体と連携しながら、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを行う。

(6) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）

に対する応急措置の要請

- ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。
- イ 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- ウ 国は、被災により、沿岸市町及び当該市町を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため沿岸市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行う。
- エ 国は、被災により港湾管理者からの要請があった場合には、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する。

(7) 内閣総理大臣に対する要請

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（特定独立行政法人に限る）の職員の派遣についてあつせんを求める。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(8) 酒田海上保安部に対する要請

知事は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。

- ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- イ 救援活動を必要とする期間
- ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他救援活動に必要な事項

(9) 自衛隊に対する災害派遣要請

知事は、自ら収集した情報により、又は被災市町長、警察署長若しくは指定地方行政機関の長から自衛隊の派遣要請依頼があり、住民の生命又は財産を保護するため必要と認める場合は、直ちに関係自衛隊に対し災害派遣要請を行う。

(10) 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、県域を管轄する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請す

る。

ア 協力要請事項

- (ア) 応援を必要とする作業内容
- (イ) 応援を必要とする人員、車両、資機材及び物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所及び集合場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に関し必要な事項

イ 応援協力を要請する主な民間団体等

- (ア) 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体及び運送業団体等の産業別団体
- (イ) 医師会、歯科医師会及び県建築士会等の職業別団体
- (ウ) その他、県に対し奉仕活動を申し入れた団体

(11) 支援体制の構築に係る留意点

- ア 県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- イ 県は市町村、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関で情報共有を図るよう努める。
- ウ 県は、市町村が相互に応援する体制を構築する際には、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

5 県公安委員会の援助の要求

県公安委員会は、災害の発生に伴い必要と認める場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第 60 条の規定に基づき警察災害派遣隊の援助の要求を行う。

6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- (1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事、沿岸市町長又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。
- (2) 知事、沿岸市町長及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。
- (3) 指定地方行政機関の長（酒田海上保安部長を除く。）は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。
- (4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

東北地方整備局、東北運輸局、仙台管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に

応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事又は沿岸市町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）、知事及び沿岸市町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

8 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制
被災市町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、協定締結市町村長に応援を要請する。
知事は、災害に際して緊急の必要がある場合は、県内の他の市町村長又は市町村の消防長に対し応援等の指示を行うことができる。
- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制
ア 沿岸市町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
イ 知事は沿岸市町長から応援を求められた場合又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
ウ 被災市町長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、各消防本部緊急消防援助隊受援計画及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

9 広域応援・受援体制

- (1) 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
なお、応援・受援が円滑に行われるよう、応援・受援の内容について、あらかじめマニュアルを整備しておき、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。
- (2) 市町村及び防災関係機関は、県に準じて必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- (3) 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
- (4) 県及び沿岸市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情

報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

10 ヘリコプター等の運用調整

ヘリコプター、固定翼機及び無人航空機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する関係機関は、多数のヘリコプター等の効率的な運用及び安全運航体制を確保するため、別に定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害活動計画」に基づき、ヘリコプター等の運用調整班を設置し、災害対策本部事務局と連携して、ヘリコプター等の運用調整を行う。

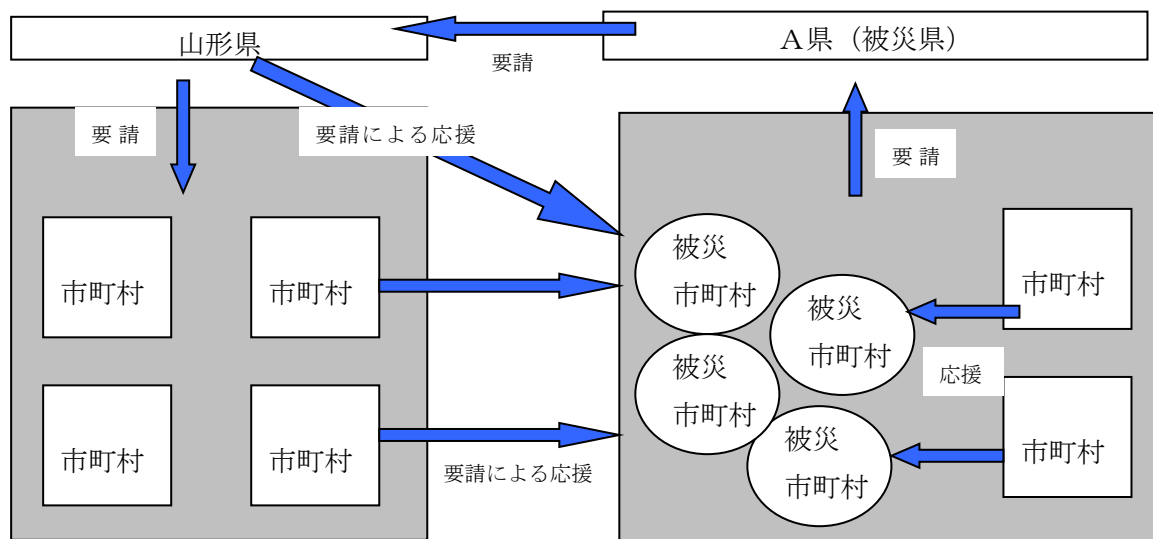
ヘリコプター等の運用調整班は、災害応急対策に従事するヘリコプター等の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

第3節の2 被災県等への広域応援計画

1 計画の概要

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模地震・津波発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

2 被災県等への広域応援計画フロー



3 広域応援体制

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

4 被災した他県等への広域応援活動

県及び市町村は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ定めた応援・受援体制又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。また、県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

県及び市町村、防災関係機関は、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。また、災害応急対策のため被災地に派遣された職員は、相互に連携して活動するものとする。

(1) 県の対応

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対し、他県等への応援要請を行う。

イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県広域支援対策活動マニュアル」に従って対応する。

ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 市町村の対応

市町村は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(3) 防災関係機関の対応

防災関係機関においては、県及び市町村と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

(4) 県公安委員会・県警察の対応

ア 県公安委員会は、警察庁との連携のもと、必要に応じ、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊を被災地に派遣する。

イ 県警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(5) 消防の対応

被災市町の属する都道府県知事の要請に基づき、消防庁長官から、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め又は指示があった場合は、「緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画」に基づき、迅速な応援活動を行う。

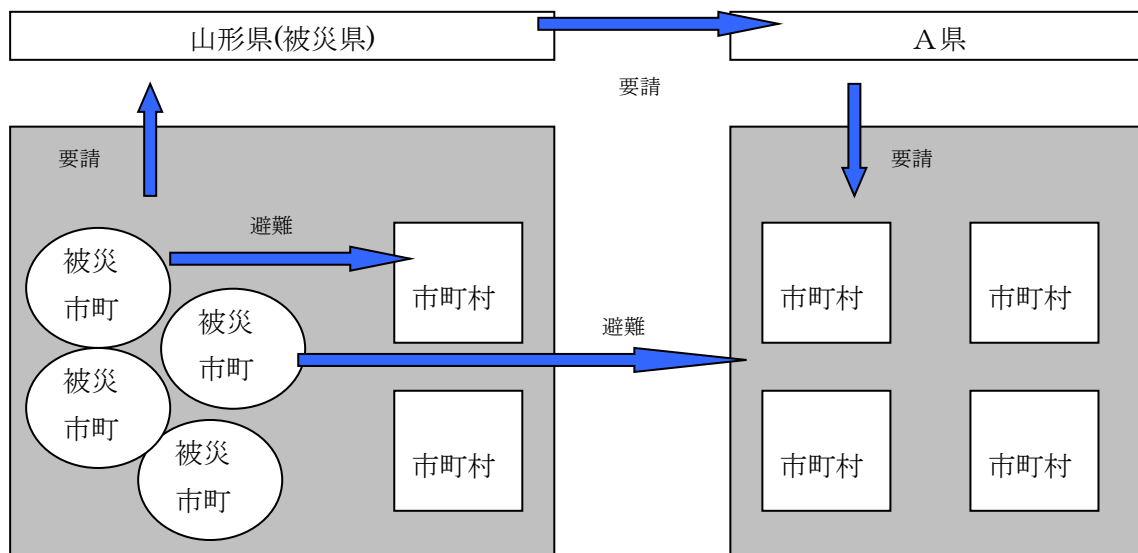
第3節の3 広域避難計画

1 計画の概要

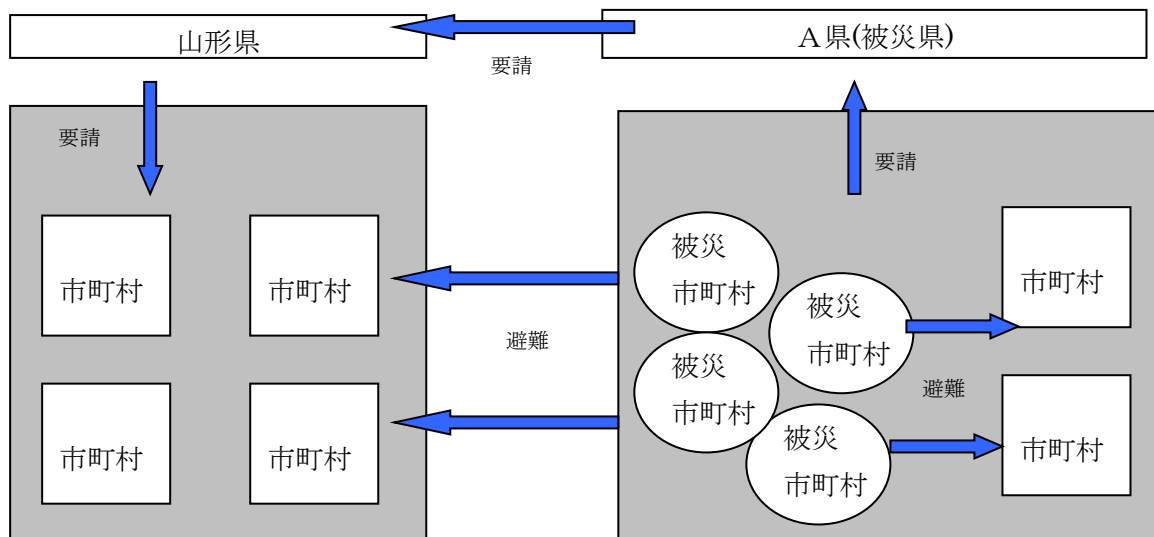
地震・津波による大規模災害時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

2 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入れ



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア 県内の市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(イ) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。

ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

エ 内閣府及び消防庁（非常本部等が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(2) 広域一時滞在

ア 県内の被災市町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求めることができる。

イ 県は、県内の被災市町から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

ウ 県は、被災市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

エ 内閣府及び消防庁（政府本部が設置された場合は同本部）は、県から要請があった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

オ 国は、沿岸市町及び当該市町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。また、沿岸市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、被災市町の要求を待たないで、当該市町に代わって行うこととなる当該市町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(3) 広域避難者への配慮

ア 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 県、市町村及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
 - (ウ) 安否情報
 - (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - (オ) 医療機関等の生活関連情報
 - (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
 - (キ) 交通規制に関する情報
 - (ク) 被災者生活支援に関する情報
- (4) 広域避難に係る事前の備え
- ア 沿岸市町は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
 - イ 県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

4 他県等からの避難受入れ要請への対応

- (1) 受入れ要請に係る協議
- ア 県は、被災した他県等から受入要請があった場合には、市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について、市町村と協議する。なお、市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ選定しておくよう努める。
 - イ 県は、協議が整い次第、要請を行った他県等にその旨を伝える。
- (2) 避難者への情報提供
- 県、市町村及び防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (ア) 被害の情報
 - (イ) 二次災害の危険性に関する情報
 - (ウ) 安否情報
 - (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - (オ) 医療機関等の生活関連情報
 - (カ) 各機関が講じている施策に関する情報
 - (キ) 交通規制に関する情報
 - (ク) 被災者生活支援に関する情報
- (3) 県の対応
- 県は、被災した他県等からの広域避難を受入れる場合は、あらかじめ受入手続き等を定めたマニュアルを整備しておく。

(4) 市町村の備え

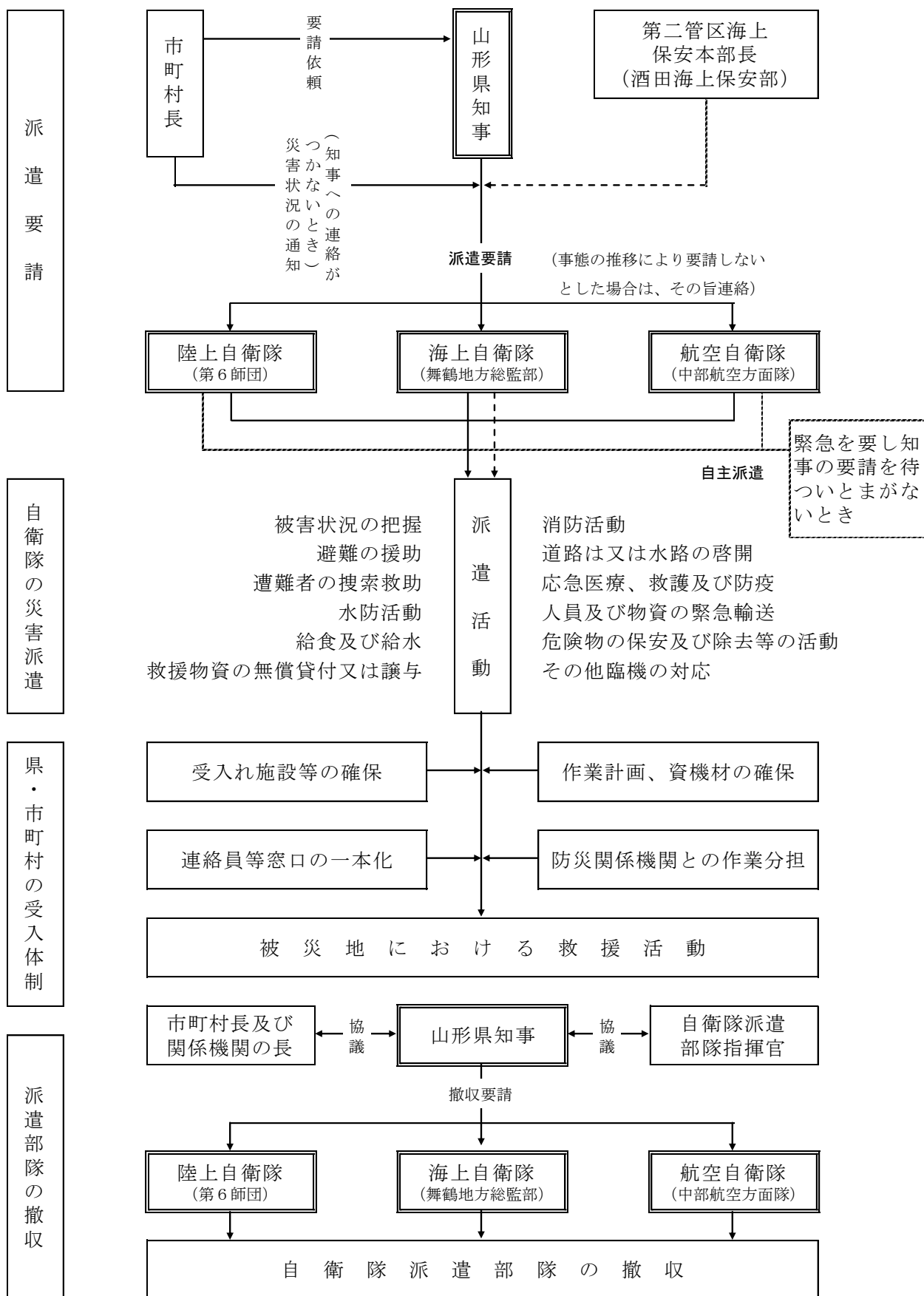
市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4節 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う。）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送及び通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

5 県への連絡幹部の派遣

- (1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。
- ア 県内で震度5強以上の地震が観測された場合、別命なく派遣する。
 - イ 県内で震度5弱以下の地震が観測された場合は、必要に応じ派遣する。
 - ウ 気象庁から、山形県に大津波警報が発表された場合
 - エ 知事が、災害の状況等により、自衛隊と情報交換し又は部隊等の派遣に関し連絡を密にする必要があると認めて、連絡幹部の派遣を依頼した場合
 - オ 救援活動のため被災地へ部隊を派遣した場合
- (2) 県は、自衛隊連絡幹部の受入れにあたっては、庁舎内に連絡幹部執務室を提供するとともに、必要に応じ寝具等を確保する。

6 自衛隊災害派遣要請の手続き

- (1) 知事が自衛隊に対して行う災害派遣要請等
- ア 知事は、自ら収集した情報、県警察の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊による救援活動が必要と認める場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。
 - イ 派遣要請は、自衛隊法施行令第106条に基づき、次の事項を明らかにした文書により行う。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送付する。
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
 - ウ 知事は、事態の推移により、救援活動の必要が無くなったと判断する場合は、その旨を自衛隊に連絡する。
- (2) 沿岸市町長の知事に対する派遣要請依頼
- ア 沿岸市町長は、知事に対して法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。
 - ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。
 - (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 沿岸市町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、必要に応じて、その旨及び当該沿岸市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、沿岸市町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(3) 沿岸市町長の自衛隊に対する緊急通知

沿岸市町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、法第 68 条の 2 第 2 項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、沿岸市町長は事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。

7 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第 8 3 条第 2 項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

(2) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

8 自衛隊が災害派遣を決定した場合の手続き

(1) 自衛隊は、知事の派遣要請又は自主決定により部隊を派遣した場合は、次の事項を防災行政無線、電話又はファクシミリ等で速やかに知事に連絡する。

ア 派遣部隊名及び人員等の派遣規模

イ 指揮官の官職及び氏名

ウ 部隊の受入れに必要な体制

エ その他必要な事項

(2) 知事は、自衛隊から災害派遣の連絡を受けたときは、速やかに派遣地の沿岸市町にその内容を連絡する。

9 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

知事、沿岸市町長及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

知事及び沿岸市町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

10 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

11 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう当該沿岸市町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 災害派遣撤収手続

知事は、災害派遣撤収手続に当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

12 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた沿岸市町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と沿岸市町長が協議する。

13 派遣要請先及び連絡窓口

災 害 派 遣 の 要 請 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0237-48-1151 内線 5075 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019) ファクシミリ 0237-48-1151 内線 5754
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0773-62-2250 内線 2224 電 話 0772-62-2255 (直通) ファクシミリ 0773-64-3609 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 04-2953-6131 内線 2233 (夜間・休日当直 内線 2204) ファクシミリ 04-2953-6131 内線 2269

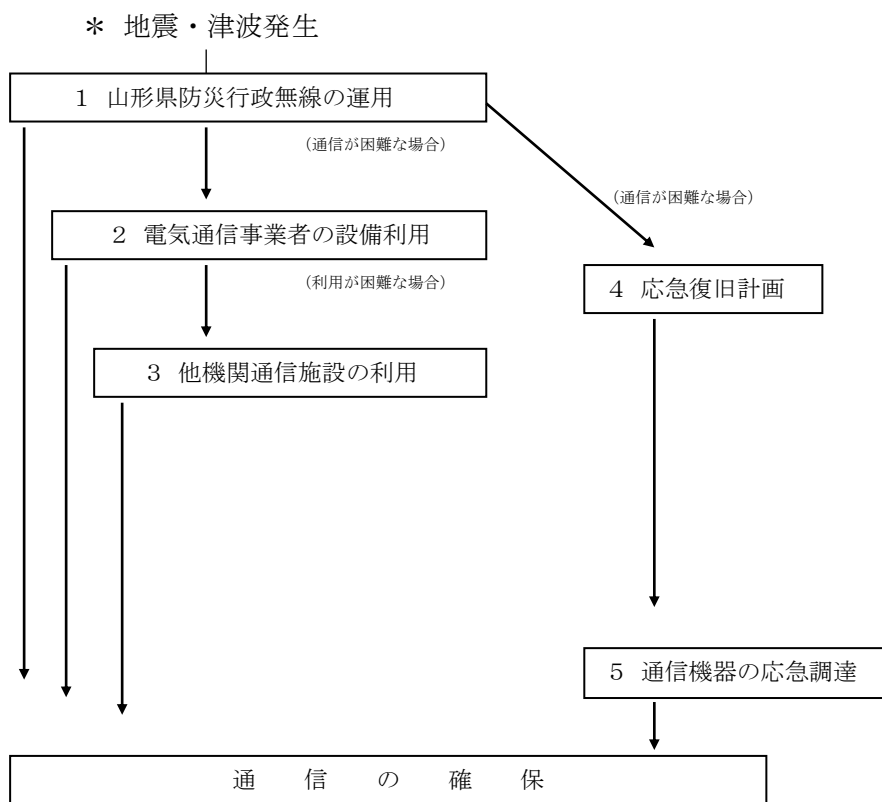
第2章 情報収集伝達関係

第1節 通信計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

- ア 県防災行政無線 県関係機関、沿岸市町・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等の間の連絡
- イ 消防防災無線 消防庁及び都道府県防災担当課との連絡
- ウ 国土交通省多重無線回線 国土交通省関係機関、県土整備部及び総合支庁建設部等の間の連絡
- エ 中央防災無線 内閣府等中央省庁間の連絡
(緊急連絡用回線)
- オ 電気通信事業者設備 NTT東日本加入電話、災害時優先電話及び衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

- ア 災害発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。
- イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。
- ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(一社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害発生時の通信連絡

(1) 県防災行政無線の運用

県(防災危機管理課)は、災害発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

(2) 電気通信事業者の設備利用

ア 災害時優先電話の使用

災害発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめ東日本電信電話株式会社等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

イ 衛星携帯電話の使用

加入電話が使用不能となった場合は、県(防災危機管理課)及び各総合支庁等に設置した衛星携帯電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 県、沿岸市町、消防機関、水防機関、山形地方气象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、水防法第27条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、沿岸市町、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。

イ 知事は、沿岸市町からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

ウ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 県、沿岸市町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

オ 県は、必要に応じ、「アマチュア無線による災害時応援協定」に基づき、被災地や避難場所等との連絡について、アマチュア無線連盟山形県支部に対して協力を要請する。その

際、アマチュア無線がボランティアであることに配慮する。

5 通信施設の被害対応

(1) 県防災行政無線の応急復旧計画

県（防災危機管理課）は、災害発生後直ちに県防災行政無線の疎通状況の監視及び機能確認を行い、災害情報連絡のための通信手段の確保を図るとともに、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配備する。

また、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努める。

(2) 通信機器の応急調達

県、沿岸市町等の防災関係機関は、災害発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。また、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第2節 津波警報・地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震・津波による被害を最小限にとどめるため、国、県、市町村及び放送機関等の防災関係機関が、「津波警報等」、「地震・津波情報」並びに「津波予報」を、迅速かつ正確に沿岸住民、海水浴客及び漁港・港湾関係者等に伝達するための方法について定める。

2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報

(1) 津波警報等の発表

山形県に関わる津波警報等は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、市町村及び住民へと伝達されるが、その流れは次のとおりである。

(別図 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れを参照のこと)。

ア (3)に挙げる津波警報等が発表された場合、(4)に挙げる津波情報で津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが適宜発表される。

なお、津波警報等は、報道機関によりテレビ等で放送されることにも留意する必要がある。

イ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、(5)に挙げる内容が津波予報で発表される。

ウ 地震情報は、震度3以上を観測した場合、(6)に挙げる情報のうち「震度速報」が地震発生約1分半後に発表され、その後「震源に関する情報」等が順次発表される。

エ 気象庁は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても潮位変化が観測される可能性がある旨を周知するものとする。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、地震の発生により最大震度が5弱以上と予想された場合、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

沿岸市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(3) 津波警報等の種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報また

は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

- ア 津波警報等は地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。
- （※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新される場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- エ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(4) 津波情報の種類と発表内容及び留意事項

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表 (発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」に記載)	津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ※	津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

	情報の種類	発表内容	留意事項
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※ 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(5) 津波予報の内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(6) 地震情報の種類と発表基準及び内容

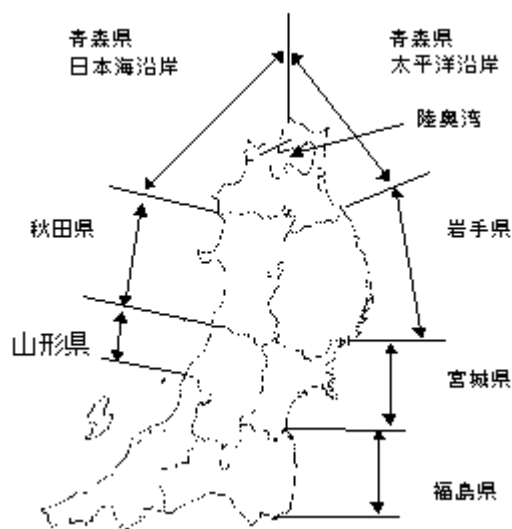
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 1 以上 	<p>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 5 弱以上 	<p>観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</p>
長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度 3 以上 	<p>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）</p>
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

(7) 山形県の津波予報区及び地震情報に用いる地域名称

ア 津波予報区図

東北地方における津波予報区は次の図のとおりとなっており、山形県が属する津波予報区の名称は「山形県」である。



イ 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる震度の地域名称の区分は図のとおりである。



3 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達

山形地方気象台、県、県警察本部、沿岸市町及び防災関係機関は、津波警報等、地震・津波情報及び津波予報については別図「津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の伝達経路図」により伝達する。

(1) 山形地方気象台

山形地方気象台は、気象庁が発表した「津波警報等」を防災情報提供システム等により県、

県警察本部、放送機関、酒田海上保安部及びその他の防災関係機関へ伝達する。

(2) 県

県は伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、県防災行政無線等により速やかに沿岸市町、沿岸消防本部及び庄内総合支庁に伝達する。

特に、特別警報に位置付けられる大津波警報について通報を受けた時は、県防災行政無線等により直ちに沿岸市町に通知する。

また、これらの機関に加え、関係する市町村、消防本部及び総合支庁へも伝達する。

(3) 県警察本部

県警察本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、警察用通信回線等により速やかに沿岸の警察署、交番・駐在所及び沿岸市町へ伝達する。

また、これらの機関に加え、関係警察署、関係交番・駐在所及び関係市町村へも伝達する。

(4) 沿岸市町及び消防本部

沿岸市町及び消防本部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

なお、沿岸市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

また、避難指示等の解除に当たって、沿岸市町は、十分に安全性の確認に努める。

(5) 放送機関

放送機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、テレビ及びラジオにより速やかに放送し、住民に周知する。

(6) 酒田海上保安部

酒田海上保安部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、必要に応じ速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット（N T T東日本公衆回線）で伝達するほか、巡視船艇により周知する。

また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。

(7) 県庄内総合支庁水産振興課

県庄内総合支庁水産振興課は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに航海中・入港中の漁船等に周知する。

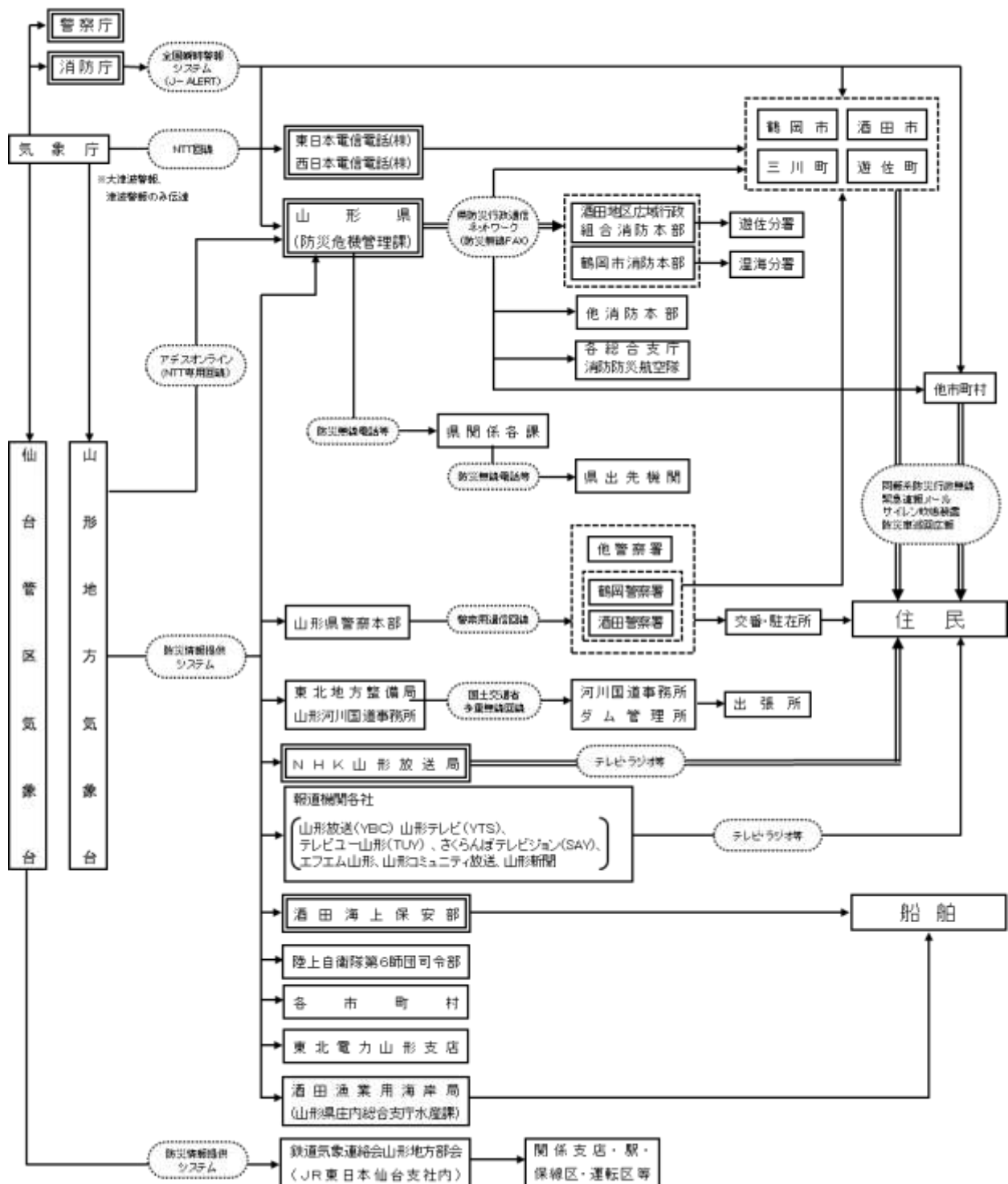
(8) その他の防災機関

その他の防災機関は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、速やかに関係所属機関へ伝達する。

4 住民等への情報伝達

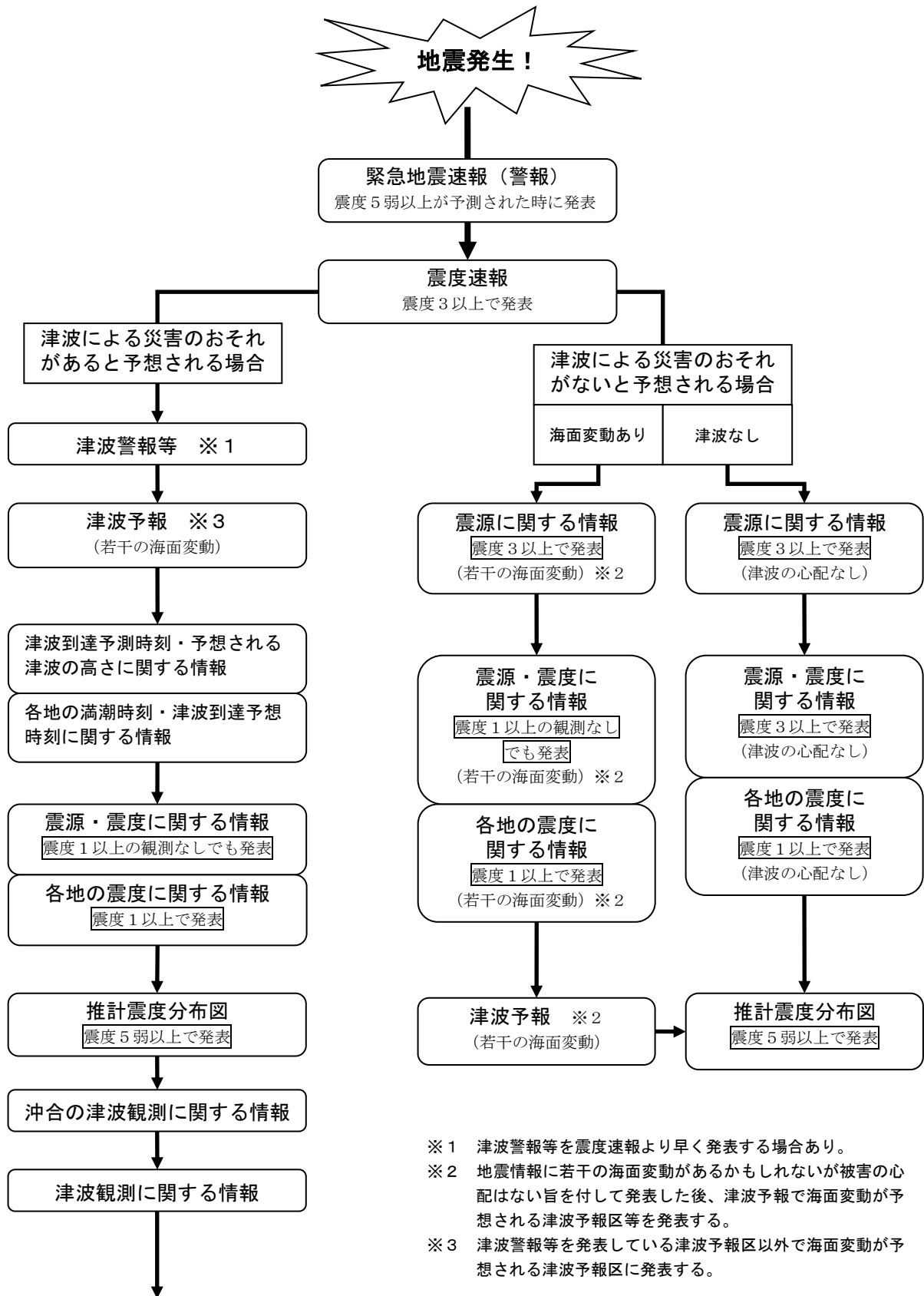
沿岸市町は、津波警報等、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、津波フラッグ、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

津波警報等、地震・津波情報及び津波予報の発表の流れ

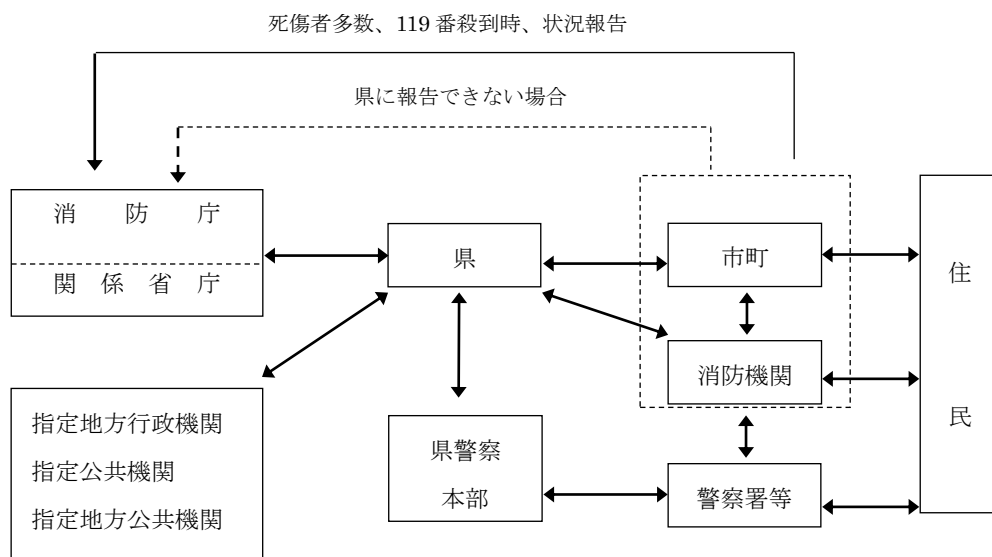


第3節 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

防災関係機関は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

なお、ヘリコプターによる情報収集は、県、県警本部、自衛隊及び第二管区海上保安本部が状況に応じ連携して実施する。

(1) 沿岸市町

ア 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。

イ 消防機関と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

(2) 県

ア 被災地の市町及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

イ 国及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

ウ 被災市町から県への被災状況報告ができない場合には、県職員が情報収集にあたる。、な

お、あらかじめどのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を作成するよう努める。

エ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。

(3) 県警察本部

警察署、交番・駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ巡視船艇、航空機及び無人航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたりとともに、関係機関等から情報の収集に努める。

(5) 自衛隊

ア 震度5強以上の大規模な地震が発生した場合、自衛隊は情報収集活動を行う。

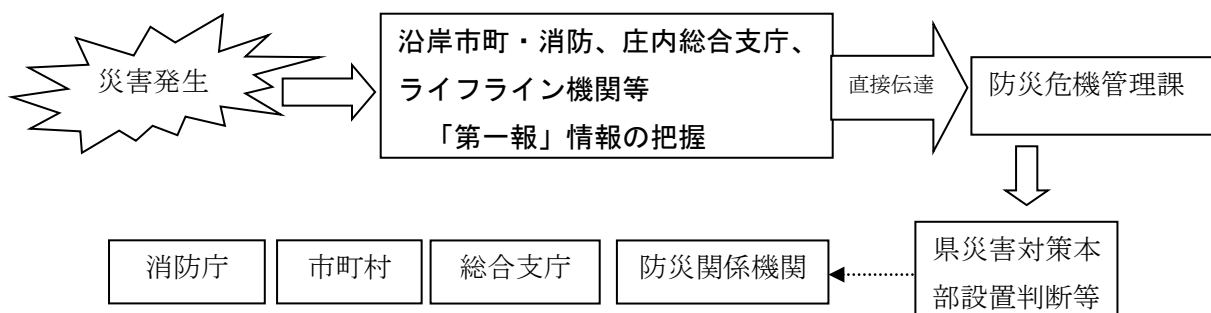
イ 震度5弱以下の地震が発生した場合は、状況による。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

(1) 本部（防災危機管理課）への「第一報」情報等の提供

県内で、大規模な災害や事故等が発生し、以下のような場合、各防災関係機関は直ちに本部（防災危機管理課）へ情報を提供するものとする。（大きな状況変化時も同じ。）

ア 大規模な災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報（「第一報」）を把握した場合



イ 人命救助、被害拡大阻止（火災発生・延焼、土砂災害等）の救援に関する情報を発する場合

ウ 被害が甚大で通信網が混乱し、通常の情報収集伝達体制が機能しない場合

(2) 各機関における情報収集・伝達

ア 沿岸市町

(ア) 沿岸市町は、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに津波の発生状況等の情報を収集し、庄内総合支庁に報告する。

ただし、緊急を要する場合には、本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途断等により本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接消防庁に報告する。

- (イ) 行方不明者数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、沿岸市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

- (ウ) 沿岸市町（消防機関を含む）は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに本部（防災危機管理課）及び消防庁に報告する。

イ 県

- (ア) 支部（総合支庁）及び関係出先機関は、管内の市町及び防災関係機関と緊密に連携して災害情報の収集に努め、その情報をとりまとめて県に報告する。

- (イ) 県は、これらの情報及び直接受信した情報を総合的に整理・分析し、その被害状況をとりまとめるとともに、必要に応じ、調査班を派遣し現地調査を行う。

- (ウ) 県は、必要に応じ、第3編第1章第4節「自衛隊災害派遣計画」に基づき、自衛隊に対し航空機等による被害状況の把握を要請する。

- (エ) 本部（防災危機管理課）は、とりまとめた被害状況を消防庁に報告するとともに、関係機関に報告又は通報する。

なお、発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

また、各部局は、必要に応じて所管事項に関する災害情報等を関係省庁へ報告する。

(3) 防災関係機関

防災関係機関は、災害情報の収集・報告に係る責任者を定める。災害が発生した場合には、把握した被害情報を、関係機関へ迅速に報告又は通報する。特に医療機関では、被害状況及び急患受け入れの可否等の情報を、緊急搬送する可能性のある消防本部に迅速に連絡する。

また、日本赤十字社山形県支部は、医療救護班及び心のケアチームの活動について、県（医療政策課、障がい福祉課）と連絡調整を行う。

(4) 孤立集落に係る情報収集対策

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び孤立集落が属する市町村に連絡する。また、県及び孤立集落が属する市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

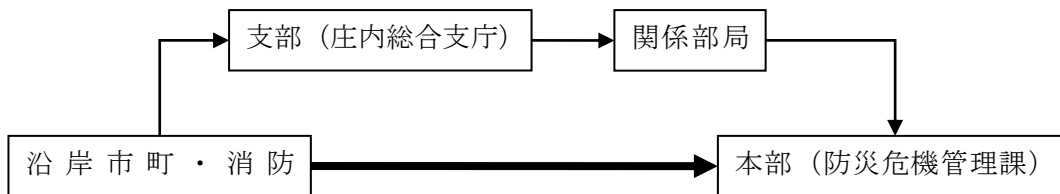
(1) 本部（防災危機管理課）への直接の情報伝達等

本部において、迅速に被害状況を把握し応急対策を決定していくため、災害対策本部活動期間を通して、次のとおり情報提供（防災情報システム及び電話またはFAXによる）を行うもの

とする。なお、図中の太矢印は主要な情報の伝達ルートを示す。

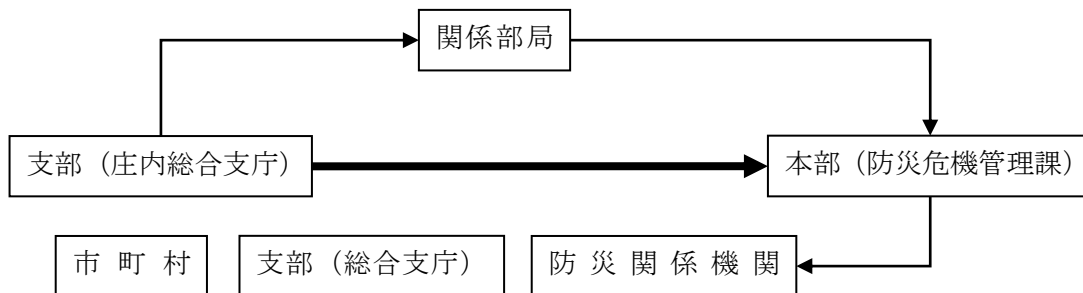
ア 沿岸市町・消防が次の情報を把握した場合

人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、沿岸市町管理の庁舎、公の施設、沿岸市町立福祉施設・保育所、沿岸市町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害



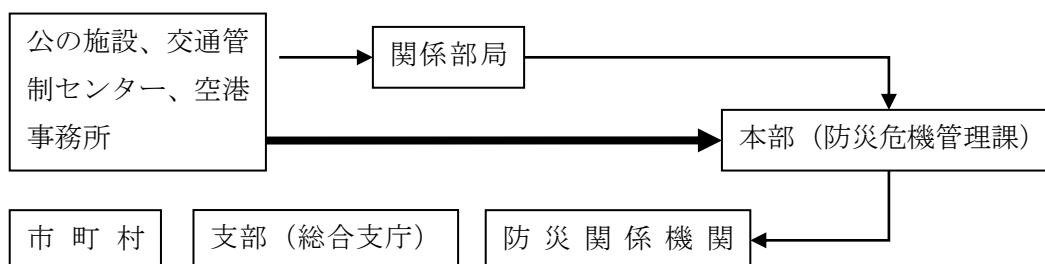
イ 支部（各総合支庁（分庁舎を含む））が次の情報を把握した場合

総合支庁庁舎、病院、県所管の農林水産施設、商工関係機関・施設（マニュアルで総合支庁の役割としている部分）、土木施設及び廃棄物施設等に係る被害、その他支部（総合支庁）に属する施設



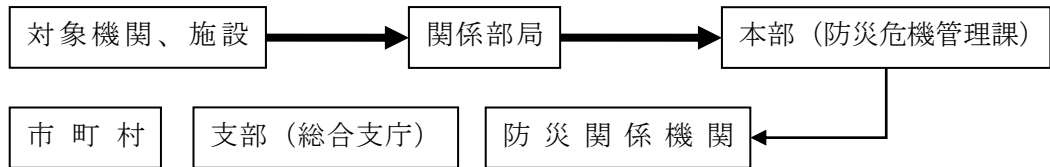
ウ 県の機関（公の施設、空港事務所、交通管制センター）が次の情報を把握した場合

公の施設（県総合文化芸術館、県民会館、県郷土館、遊学館等）に係る被害、交通規制（道路、空港）状況

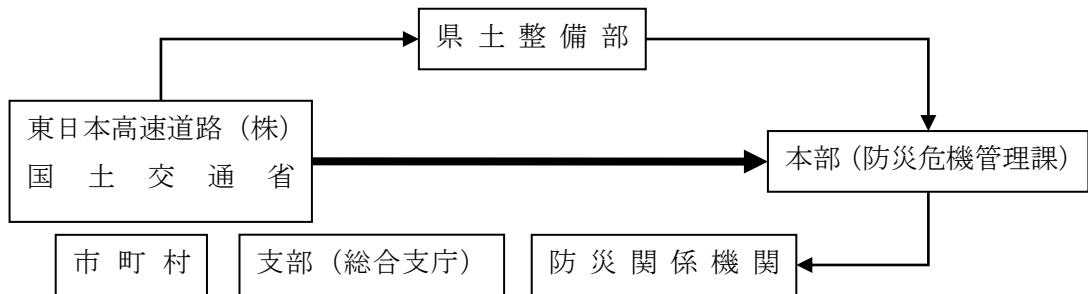


エ 県の関係部局が次の情報を把握した場合

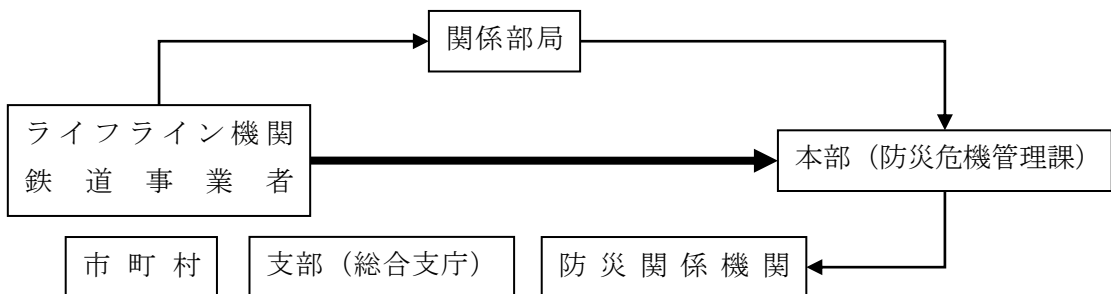
公立・私立教育機関全般、県立病院、県立福祉施設、県企業局が把握した所管施設、商工関係機関・施設、その他県の出先機関に係る被害 等



オ 国の機関が所管に係る次の情報を把握した場合
 高速道路、国道、国直轄管理土木施設に係る被害



カ ライフライン機関、鉄道事業者が次の情報を把握した場合
 電話、電力、ガス、鉄道に係る被害



(2) 各機関における活動

ア 沿岸市町

- (ア) 県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。
- (イ) 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について支部（総合支庁）を通じて本部（防災危機管理課）に報告する。
- (ウ) 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

イ 県

- (ア) 被災地の県出先機関は、管内の市町等と協力して、所管事項に関する被害状況や応急対策の実施状況を各部局所管課へ報告する。
- (イ) 各部局主幹課は、所管事項に関する被災状況及び応急対策実施状況を取りまとめ、本部（防災危機管理課）へ報告する。
- (ウ) 支部（総合支庁）は、沿岸市町から報告された災害情報を、本部（防災危機管理課）へ報告する。

へ報告する。

(エ) 中央省庁への報告

- a 本部（防災危機管理課）は、とりまとめた被害状況を消防庁に報告する。
- b 本部（防災危機管理課）及び各部局は、県が実施する応急対策活動の実施状況等を被災市町等に連絡する。
- c 各部局は、必要に応じ、所管事項に関する詳細な被害情報及び応急対策活動の実施状況等を関係省庁へ報告する。
- d 国が政府本部を設置した場合は、各部局は関係省庁を通じて政府本部へ応急対策の実施状況等を随時報告する。

ウ 県警察本部

- (ア) 警察署、交番・駐在所、パトロールカー及び県警ヘリコプターからの報告に基づき被害状況を把握する。
- (イ) 把握した被害情報や警備、救助に関する活動状況等を本部（防災危機管理課）及び関係機関に連絡する。
- (ウ) 交通規制を実施した場合は、県、沿岸市町及び関係機関へ連絡するとともに、ラジオ、テレビ及び交通情報板等を通じて周知徹底を図る。

エ 酒田海上保安部

海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じ、本部（防災危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。

オ 医療機関

被災状況及び急患受入れ可否等の情報を、保健所を經由して県（健康福祉企画課）に報告する。

6 防災情報システムの活用

災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。

7 被害関連情報の発信

県は、収集された災害関連情報等を集約し、必要に応じ、沿岸市町、自衛隊、ライフライン・公共交通機関、国（政府本部を含む）及びその他の災害応急対策に関わる防災関係機関に随時伝達する（報道機関に対する報道要請は、「第4節広報計画」による。）。

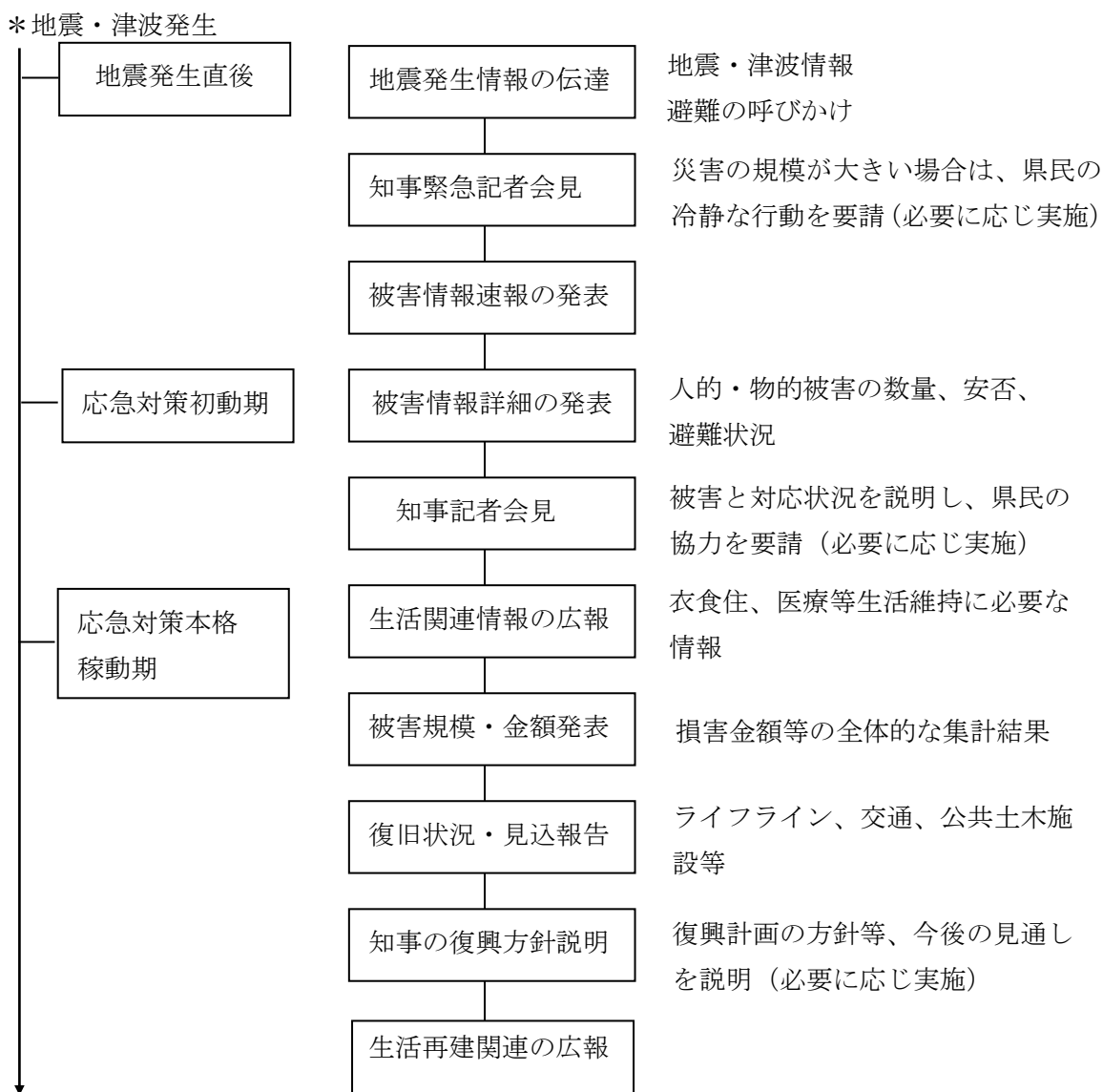
国及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を国を含む防災関係機関と共有を図る。

第4節 広報計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、県、沿岸市町、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー



3 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

4 広報活動における各機関の役割分担

災害時の情報ニーズに応えるため、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車など多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得る。

(1) 沿岸市町

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 自治会、町内会等を通じた情報伝達

(ウ) 住民相談所の開設

(エ) 県を通じた報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）

(オ) 有線放送、地域防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

(ア) 安否情報

(イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

(ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

(オ) 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

(カ) その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

(ア) 報道機関への報道依頼

a 記者会見

県は、甚大な被害が発生した場合は、速やかに知事等の緊急記者会見を行い、被害状況、県の対応状況について県民に情報提供し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。

b 情報提供及び取材対応

(a) 県は、記者会見場を設ける。場合によって、報道機関への情報提供の場及び取材等対応の場となるプレスセンターを設ける。

(b) 県は、収集した被害状況の集約結果を定期的に報道機関に発表するが、状況により必要な都度提供する。

- (イ) 「災害対策基本法第 57 条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づく報道機関への報道要請
- (ウ) 総合的相談窓口の開設
- (エ) 緊急速報メール、ワンセグ及びインターネットの活用（県ホームページ、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等）
- (オ) 県政広報番組等の活用

ウ 項目

- (ア) 地震津波情報
- (イ) 安否情報
- (ウ) 県の出先機関、沿岸市町及びその他防災関係機関から報告された被害状況
- (エ) 国、県及び沿岸市町等公的機関の災害対応に関する情報
- (オ) その他広域的な把握を必要とする情報

(3) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

ア 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 広報車による呼びかけ及び印刷物の配布・掲示
- (イ) 利用者相談窓口の開設
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 被災区域及び被害状況
- (イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
- (ウ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報を行う。

イ 手段

- (ア) 乗降場での印刷物の掲示
- (イ) 場内、車内及び船内等での放送
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）
- (エ) 有線放送、地域防災行政無線、コミュニティ放送局・CATV（ケーブルテレビ）等のコミュニティメディア及びインターネットの活用

ウ 項目

- (ア) 不通区間及び運行状況
- (イ) 復旧の状況及び見込み

(5) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供を行う。

イ 手段

- (ア) パトロールカーによる広報
- (イ) 安否情報
- (ウ) 報道機関への報道依頼（必要により県を通じて報道依頼）

ウ 項目

- (ア) 被災者に関する情報
 - (イ) 安否情報
 - (ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報
- (6) その他の行政機関
住民等に伝達が必要な事項を、報道機関等を通じて公表する。

5 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

また、県及び沿岸市町は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 県は、緊急を要しかつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第 57 条」及び「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 沿岸市町は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

<各放送機関の連絡先>

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
山形テレビ（YTS）	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821（夜間電話）	
テレビユー山形（TUY）	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（SAY）	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

6 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

県及び沿岸市町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

県及び沿岸市町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 県民への的確な情報伝達

県及び沿岸市町は、県民全体に対し津波の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

7 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震・津波発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 山形地方気象台は、気象庁、県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の観測した震度の情報を、各放送機関に防災情報提供システム等で速やかに配信する。

イ 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。

ウ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。

エ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。

(2) 災害応急対策初動期（地震・津波発生後概ね2日以内）

ア 沿岸市町の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 住民に対する避難指示等

(ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

(エ) 避難所の開設状況

イ 県の広報事項

(ア) 安否情報

(イ) 人身、家屋及び公共施設等の被害並びに住民の避難状況

(ウ) 公共土木施設、農業土木施設の被害状況

(エ) 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者・人工透析患者等受け入れの可否の情報

(オ) 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報

(カ) 各種相談窓口に関する情報

ウ 県警察の広報事項

(ア) 住民に対する避難指示等

(イ) 安否情報

(ウ) 被災者に関する情報

(エ) 交通規制に関する情報

エ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

オ 公共交通機関

(ア) 不通区間及び運休状況

(イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
- (イ) 小中学校の授業再開予定
- (ウ) 被害認定・罹災証明書の発行
- (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報

イ 県の広報事項

- (ア) 概算被害額
- (イ) 公共土木施設等の復旧状況及び見込み
- (ウ) 医薬品、生活必需品等の供給見込み
- (エ) 救援物資、ボランティアの受け入れに関する情報

ウ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

- (ア) 復旧見込み
- (イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 沿岸市町の広報事項

- (ア) 罹災証明書の発行
- (イ) 生活再建資金の貸付け
- (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- (エ) その他生活再建に関する情報

イ 県の広報事項

広域的な復興計画

8 安否情報の提供

県、沿岸市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

県、沿岸市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

(1) 沿岸市町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

(2) 県は、市町村と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

(3) 通信事業者は、地震災害により通信設備が被害を受け電話が輻輳し繋がりにくくなった場合、被災地内外からの安否確認に対応するため、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等を開設する。

9 広報活動実施上の留意点

(1) 沿岸市町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字

放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

- (2) 県及び沿岸市町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 県及び沿岸市町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

10 広聴活動

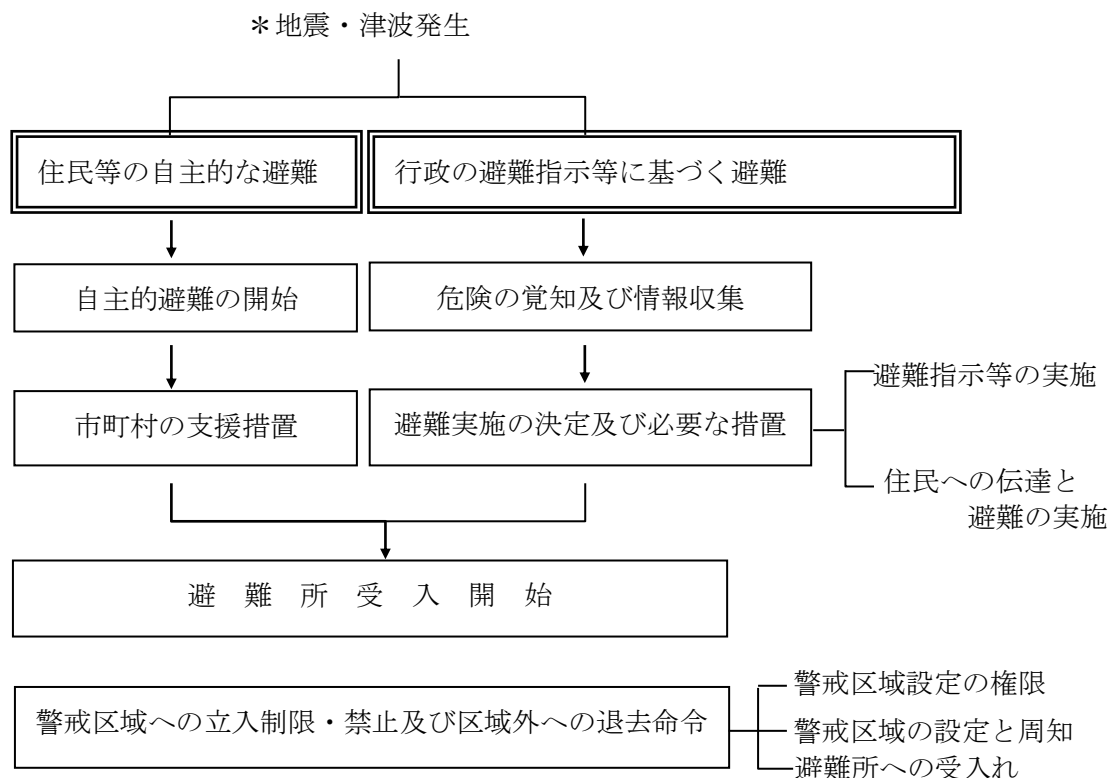
- (1) 沿岸市町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。
- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、沿岸市町の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、東日本電信電話株式会社に要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

第3章 避難計画

1 計画の概要

大規模地震に伴う津波や二次災害から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに沿岸市町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難指示等応急対策フロー



※避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 沿岸市町の支援措置

沿岸市町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知及び情報収集

ア 県、沿岸市町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

国及び県は、沿岸市町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、沿岸市町に積極的に助言する。さらに、沿岸市町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行い、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

イ 沿岸市町、消防機関は、強い揺れ（震度4程度以上）又は、長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合若しくは津波警報等が発表された場合等において、必要があると認める場合は、速やかに避難指示等が発令し、県警察と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

ウ 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 避難実施の決定及び必要な措置

ア 避難指示の実施者

避難指示等の発令は、法第60条に基づき、原則として沿岸市町長が実施する。

沿岸市町は、避難指示等が発令する際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

避難指示等の発令は、沿岸市町長の他、法令に基づき知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

具体的には、次の表のとおり。

	実施責任者	措置	実施の基準
			避難指示等を実施した場合の通知等
避難指示	沿岸市町長	・ 立退き及び立退き先の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し又は発生する恐れがある場合で、特に必要があると認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（法第 60 条） (報告) 沿岸市町長 → 知事
	知事	・ 立退き及び立退き先の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 → 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 → 沿岸市町長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示（法第 60 条）
避難の指示等	警察官	・ 立退き及び立退き先の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合（法第 61 条） (通知) (報告) 警察官 → 沿岸市町長 → 知事
		・ 避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受ける恐れがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第 4 条） (報告) 警察官 → 公安委員会
	海上保安官	・ 立退き及び立退き先の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸市町長が立退きを指示することができないと認める場合、又は沿岸市町長から要求があった場合（法第 61 条） (通知) (報告) 海上保安官 → 沿岸市町長 → 知事
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置（自衛隊法第 94 条） (報告) 自衛官 → 防衛大臣の指定する者（第 6 師団長等）

イ 住民等への伝達及び避難の実施

(ア) 避難指示の内容

- a 要避難対象地域
- b 避難理由
- c 避難先
- d 避難経路
- e 避難時の注意事項等

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、津波フラッグ、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して迅速に避難指示を周知・徹底する。
- b 沿岸市町は、避難行動要支援者への避難指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 沿岸市町は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、必要と認める場合、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- d 沿岸市町は、危険の切迫性に応じ避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(ウ) 避難誘導

沿岸市町は、避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

沿岸市町、消防機関及び県警察による誘導にあたっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 沿岸市町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、地元警察署及び消防機関の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置して住民等を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- b 消防機関は、避難指示が発令された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を沿岸市町及び警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導にあたる。
- c 県警察は避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保する

d 沿岸市町は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難指示を発令した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、速やかに避難誘導を行うものとする。

沿岸付近の住民等は、津波警報等が発表されたときや、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、指定緊急避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

e 沿岸市町は、職員、消防職団員、水防団員、警察官、自主防災組織など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

(エ) 避難路の安全確保

沿岸市町長は、迅速かつ安全な避難を確保するため職員を派遣するとともに、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上の障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

ただし、知事は、沿岸市町長が事務の全部又は大部分を行うことができないと認める場合は、警戒区域設定の全部又は一部を代行する。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。(法第63条)。
	警察官	市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(法第63条)
	海上保安官	
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市町長又は市町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(法第63条)

(2) 警戒区域の設定と周知

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行うとともに、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が、市町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、

直ちにその旨を沿岸市町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

沿岸市町長は警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設しこれらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報の提供等

(1) 帰宅困難者に対する避難情報の提供等

ア 県、沿岸市町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

イ 県、沿岸市町及び公共機関は、必要に応じて、避難場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

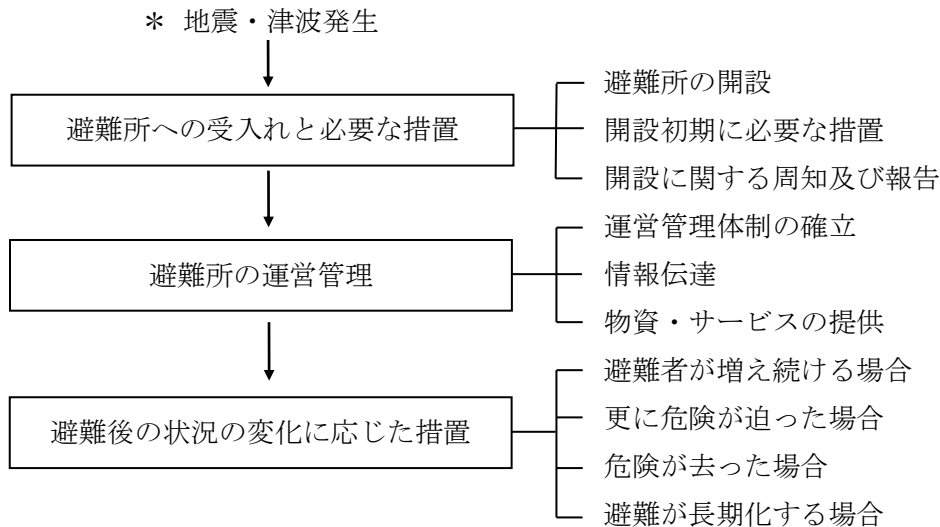
県、沿岸市町及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

第4章 避難所運営計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、沿岸市町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

沿岸市町は、住民に避難指示等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受け入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに沿岸市町職員を指定避難所に派遣し、迅速な開設に努める。なお、避難所の開設に当たっては次の事項に留意する。

ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研

修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 開設に関する周知及び報告

沿岸市町は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、地元警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

沿岸市町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別・年齢別等)を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

沿岸市町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

沿岸市町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎又はその近傍の地域完結型の備蓄施設を確保し必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料(パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの)

(イ) 毛布

(ウ) 日用品(マスク、消毒液、紙コップ、紙皿及び割り箸)

(エ) 医薬品

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ(冬期の場合)

(キ) 簡易トイレ(トイレットペーパー)

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

沿岸市町は、避難所と市役所、町役場等との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

沿岸市町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

4 避難所の運営管理

沿岸市町は、避難所となった施設の管理者等の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理する。

(1) 運営管理体制の確立

沿岸市町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

沿岸市町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

沿岸市町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

沿岸市町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、当該沿岸市町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を当該沿岸市町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の沿岸市町に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) 更に危険が迫った場合

沿岸市町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び県警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。また、県は、必要に応じ自衛隊に協力を要請する。

(3) 危険が去った場合

沿岸市町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難指示等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次沿岸市町に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 沿岸市町等のとるべき措置

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、市町村を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- b 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。
- d トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

(エ) 要配慮者に配慮した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

市町村は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違いに配慮

沿岸市町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関等への協力要請

沿岸市町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、山形県栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に

移行できるよう、その立上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

- ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力
- イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守
- ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

7 広域的避難収容

沿岸市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて県に広域避難に関する支援を要請する。

※ 第3編 第1章 第3節の3 広域避難計画 参照

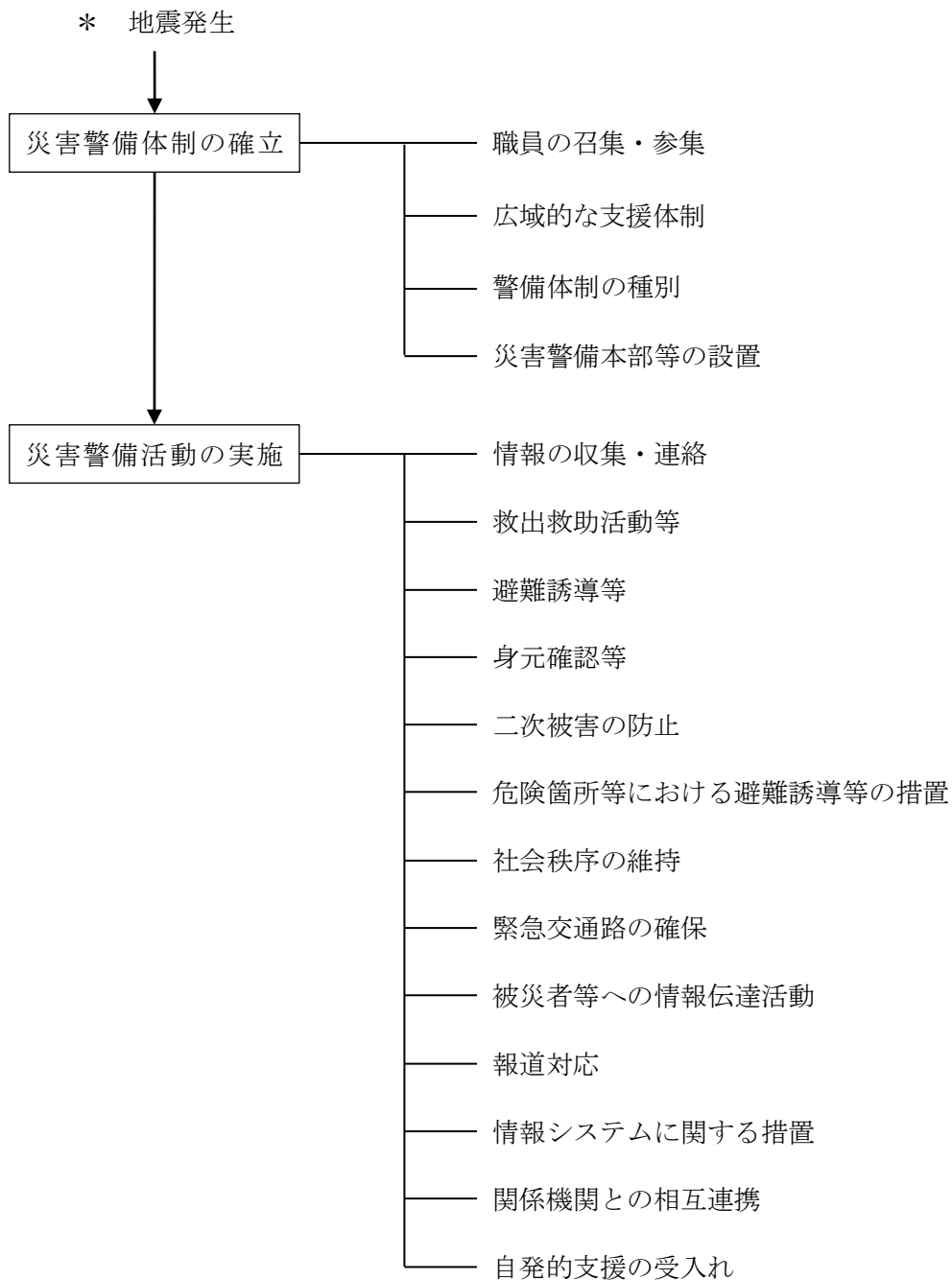
第5章 災害警備計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

なお、本計画に定めのないものについては、「山形県警察災害警備実施計画」の定めるところによる。

2 災害警備計画フロー



3 災害警備体制の確立

(1) 職員の召集・参集

県警察は、大規模な地震が発生した場合、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を召集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 広域的な支援体制

県警察を管理する公安委員会は、被害の規模に応じて、速やかに即応部隊の派遣を求めるとともに、災害への対応が長期にわたり必要となる場合は、一般部隊の派遣を求める。

(3) 警備体制の種別

県警察の災害に対処する警備体制は、次のとおりとする。

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合

イ 警戒体制

気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合

ウ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(4) 災害警備本部等の設置

県警察は、災害時には、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備対策本部（警察本部に限る）、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。

4 災害警備活動の実施

(1) 情報の収集・連絡

県警察は、被災者の安全確保等に資するべく、災害による人的・物的被害状況、交通状況及び二次被害について、多様な手段により情報の収集にあたるほか、防災関係機関、地域住民等と連携し、迅速かつ的確な災害実態の把握に努め、把握した情報については警察庁及び東北管区警察局に速やかに連絡する。

また、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集にあたる。

(2) 救出救助活動等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に警備部隊を被災地を管轄する警察署等に派遣する。その際、災害発生当初の72時間は、救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、救出救助活動に人員、装備資機材等を重点的に配分する。

とりわけ、高層建築物、高速道路、地下道等において被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員等を迅速に投入する。

イ 被災地を管轄する警察署の署長は、自署員、応援派遣職員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら当該救出救助活動部隊の担当区域を決定する。

また、消防機関、自衛隊等防災関係機関の現場責任者と、随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

ウ 関係機関との協力・調整

県警察は、必要に応じて、消防機関、自衛隊等防災関係機関と合同調整所を設置し、警察庁からD-SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

エ 航空機の運用調整等

県警察は、航空機を最も有効適切に活用するため、災害時に航空機の運用を調整するために県に設置されるヘリコプター等運用調整班に参画し、警察庁からD-SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防機関、海上保安庁、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行う。

なお、調整に当たっては、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用する。

オ 感染症対策

県警察は、救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底する。

(3) 避難誘導等

県警察は、次の事項に留意して地域住民等の円滑かつ安全な避難誘導等に当たる。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ウ 警察署等に一時的に受け入れた避難住民については、沿岸市町等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

エ 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

オ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を考慮する。

(4) 身元確認等

県警察は、地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

(5) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

また、把握した危険場所等については、市町村災害対策本部に連絡し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確立する。

(6) 危険箇所等における避難誘導等の措置

県警察は、大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、

有害物質の漏洩、爆発等の発生の有無の調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための措置をとる。

(7) 社会秩序の維持

県警察の社会秩序維持活動は、次のとおりとする。

ア 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内等での女性や子供等に対する性暴力・DV やトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

イ 被災地において発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

エ 地域の自主防災組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、地域安全情報の提供や相談所の開設等を行い住民等の不安の軽減に努める。

(8) 緊急交通路の確保

本編第 11 章第 2 節「道路交通計画」により、緊急交通路の確保を実施する。

(9) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

その際、インターネット上の流言飛語等による社会的混乱を防止するとともに、国民の適切な判断と行動を助けるため、正確かつ的確な情報の伝達に留意するほか、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者等に応じた伝達を行う。

イ 相談活動の実施

県警察は、行方不明者多数が想定される大規模災害発生時には、警察本部に行方不明者相談ダイヤルを設置するとともに、県警ホームページ上に行方不明者相談サイトを開設する。

また、市町村で把握している避難者情報等を活用して安否確認を行う必要がある場合には、行方不明者に関する相談について市町村との情報共有を図る。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。

ウ 多様な手段による情報伝達

県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ラジオ、ミニ広報紙、インターネット等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じる等して幅広く伝達する。

また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するフ

アクセスネットワークを活用する。

(10) 報道対応

県警察は、災害警備本部、警察署災害警備本部等における報道対応窓口を一本化し、責任ある報道対応をする。

報道発表時に当たっては、警察庁及び県、市町村と密接に連絡を取り必要に応じ調整を図る。

(11) 情報システムに関する措置

県警察は、災害発生後においても情報システムの機能を確保するため以下の措置をとる。

ア 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能の回復を図る。

イ 災害警備活動に必要な情報の共有

災害警備活動に必要な情報を共有するため、既存のデータベースを活用するなどの措置をとる。

(12) 関係機関等との相互連携

ア 県・沿岸市町（災害対策本部）

県警察は、県及び沿岸市町災害対策本部に職員を連絡員として派遣し、被災情報、警備状況等に関する情報の共有を行う。

イ 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 酒田海上保安部

県警察は、日本海沿岸における被災者の捜索、救助活動について相互に協力する。

オ 関係団体

県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

(13) 自発的支援の受入れ

ア 県警察は自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

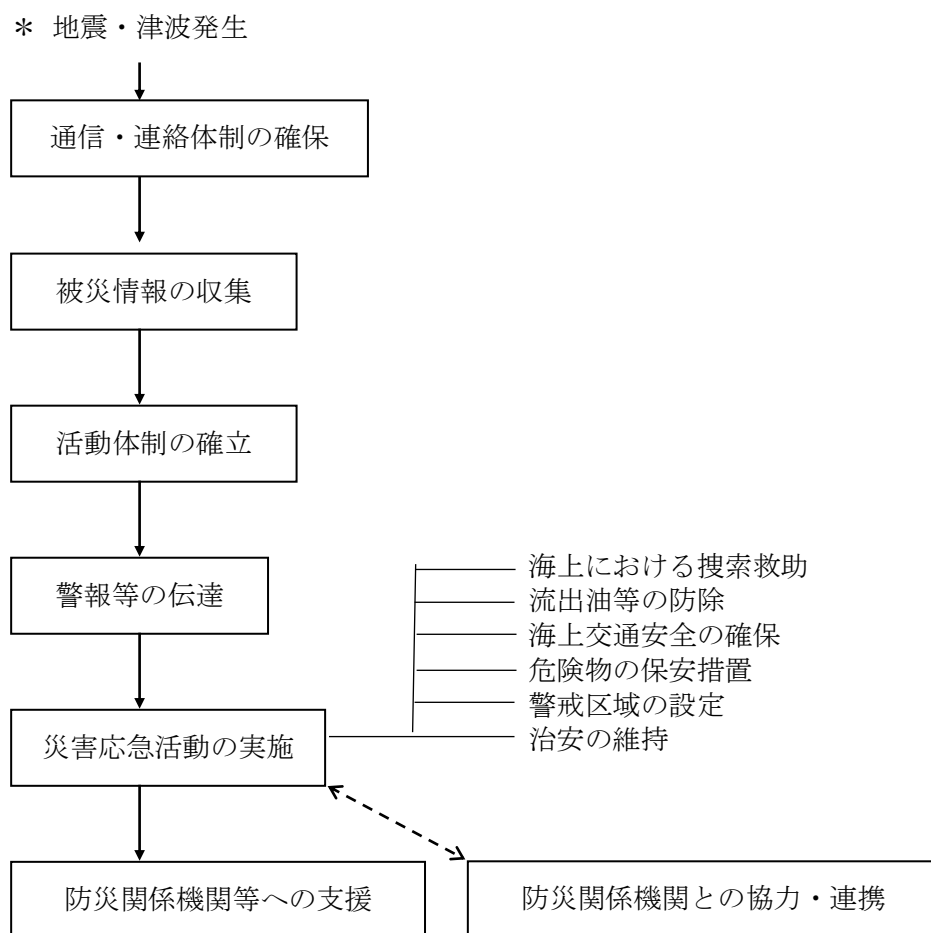
イ 県警察は、警察庁から海外の支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、都道府県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講じる。

第6章 海上災害応急計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。

2 海上災害応急計画フロー



3 通信・連絡体制の確保

酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。

4 被災情報の収集

酒田海上保安部は、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、本部（災害対策本部が未設置のときは防災危機管理課）及び関係機関へ通報する。

- (1) 海上及び沿岸部における被災状況
 - ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況
 - イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況
 - ウ 流出油等の状況
 - エ 水路及び航路標識の異状の有無
 - オ 港湾等における避難者の状況
- (2) 陸上における被災状況（海上及び沿岸部における情報収集や災害応急対策に支障をきたさない範囲で情報収集活動を行う。）
- (3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

5 活動体制の確立

酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。
また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。

被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。

6 警報等の伝達

酒田海上保安部は、必要に応じ、次により津波警報等の伝達を行う。

- (1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。
- (2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。
- (3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。

7 災害応急活動の実施

酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。

- (1) 海上における捜索救助
 - ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。
 - イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。
 - ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等を行う。
 - エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。
- (2) 流出油等の防除等
 - ア 大量の油等が流出（沿岸に漂着した油等を含む）したときは、防除措置を講ずべき者が行う作業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な事項

について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。

(ア) 防除対策推進のための組織体制整備

(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達

(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力

(3) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう配慮する。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 水路の水深に異状が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(4) 危険物の保安措置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(5) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、最寄りの市町長にその旨通知を行う。

(6) 治安の維持

ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

8 防災関係機関等への支援

(1) 防災関係機関への支援

酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めるときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。

また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。

(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。

ア 無償貸付物品

被服、寝具、修理工具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具

イ 譲与物品

食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）

9 防災関係機関との協力・連携

酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。

(1) 県・沿岸市町

ア 被災状況、避難の必要性及び避難者の動向等について、情報交換を密接に行う。

イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。

エ 港湾管理者は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

オ 港湾管理者は、航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識を設置する。

(2) 県警察

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導にあたる。

(3) 消防機関

ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導又は救助にあたる。

イ 初期消火及び延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」等に基づいて担当区域を調整し、迅速な活動を行う。

- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
 - エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒、拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
 - オ 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し火気管理等の指導を行う。
- (4) 自衛隊
- ア 第二管区海上保安本部長又は、知事からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
 - イ 被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。
- (5) 東北地方整備局酒田港湾事務所
- 関係機関と連絡をとり、流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- (6) 日本赤十字社山形県支部
- 関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

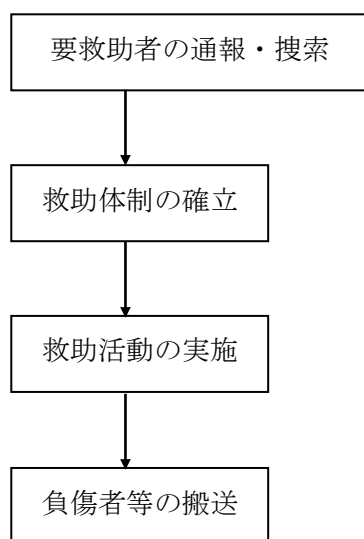
第7章 救助・救急計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、沿岸市町、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救急・救助計画フロー



3 要救助者の通報・搜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。

(2) 要救助者の搜索

消防機関、県警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生理め者を搜索する。

酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により搜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）と調整する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

沿岸市町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

県（保健所）は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況を確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄りの救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

沿岸市町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

沿岸市町長及び消防の一部事務組合の長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

イ 警察への要請

山形県公安委員会は、必要な場合は、警察庁又は他の都道府県警察に応援派遣を要請する。

ウ 酒田海上保安部への要請

知事、市町村長、消防関係の一部事務組合の長は、海上で救助・救急活動等の必要があるときは、酒田海上保安部に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び緊急に必要なとする物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の支援を要請する。

エ 自衛隊への要請

知事は、大規模かつ迅速な救急・救助活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第 83 条第 1 項に基づき、陸上自衛隊第 6 師団長に部隊の派遣を要請する。

オ 他県への要請

知事は、県内防災関係機関のみでは十分に救急・救助活動を実施できず、被災市町に対する応援が必要と認める場合は、消防組織法第 44 条に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援派遣を要請する。

カ 民間組織への要請

沿岸市町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

県は、被災市町の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救急・救助活動の実施体制を確立する。

(5) 合同調整所の設置

警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密

接し情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(6) 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

県警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救急・救助活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

ア 県は、沿岸市町又は消防本部等からの要請を受け、又は自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動にあたる。

イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

ウ 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

エ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

オ 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を救急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

(2) 搬送における留意点

消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。

第8章 医療救護計画

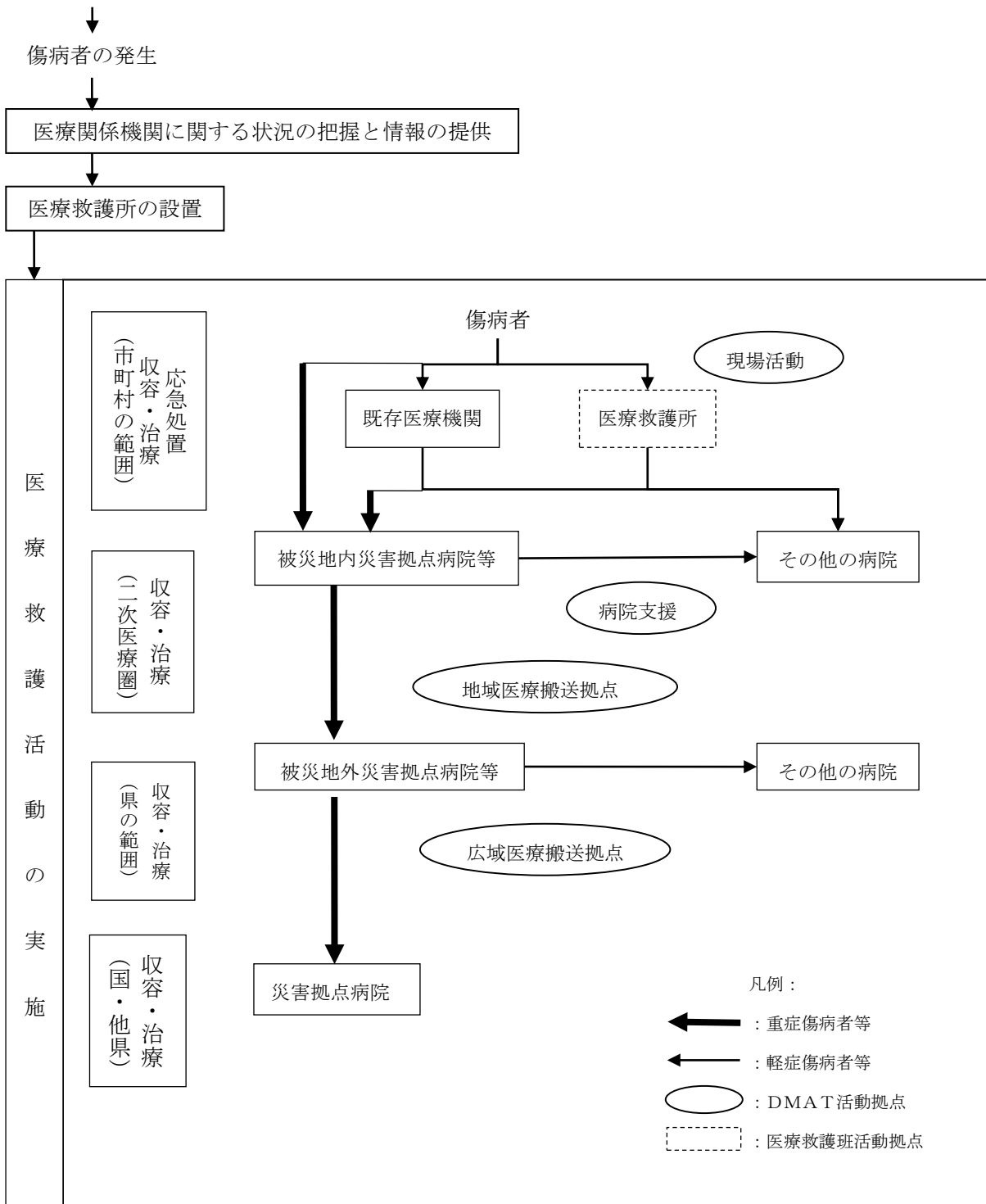
1 計画の概要

大規模な地震・津波が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、県、沿岸市町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

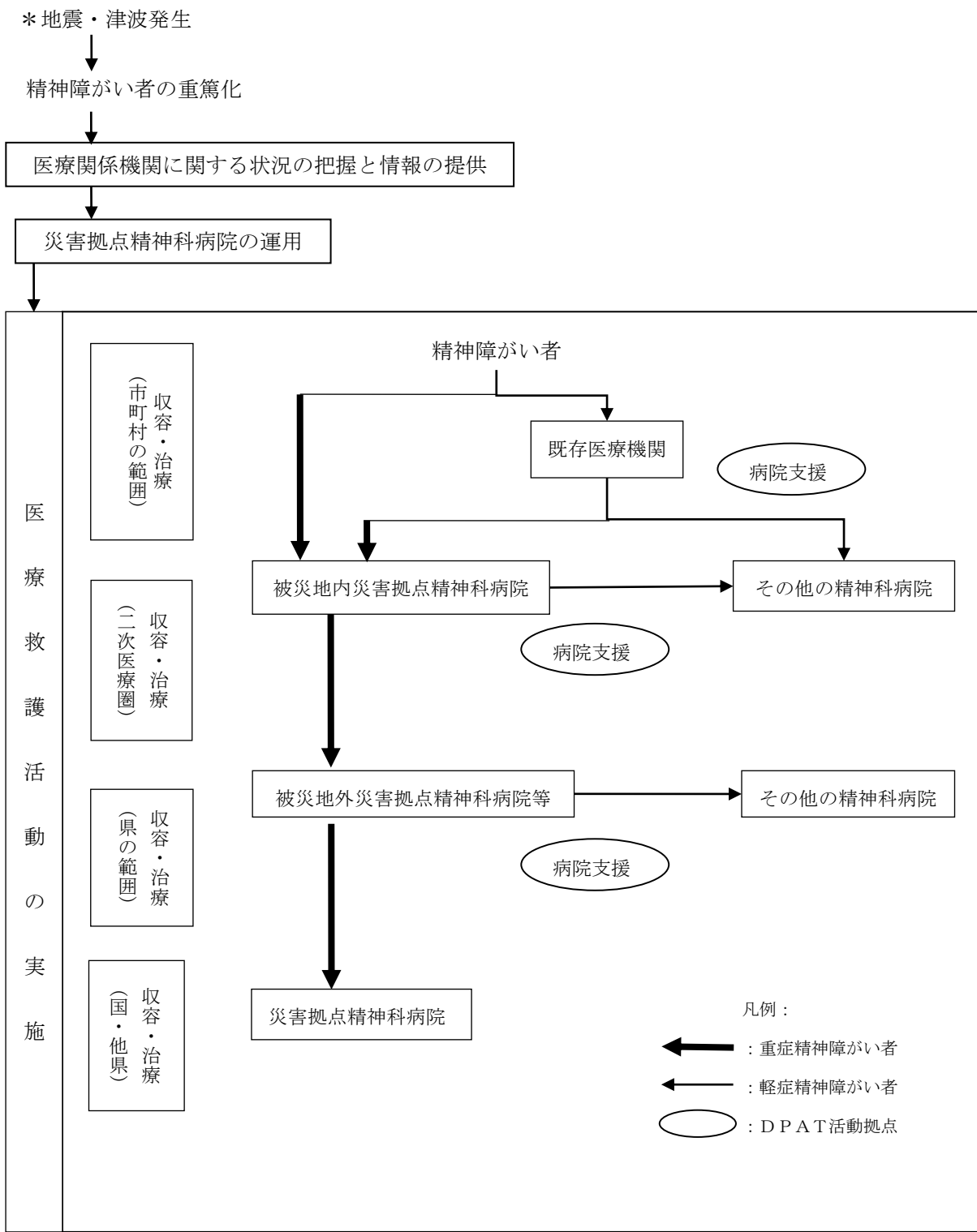
2 医療救護計画フロー

(1) 傷病者への対応

*地震・津波発生



(2) 精神障がい者への対応



3 医療関係機関に関する状況の把握と情報の提供

(1) 県は、沿岸市町及び医療関係機関・団体と協力し、国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報を収集する。

ア 医療機関及び薬事関係業種の被害状況

イ 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況

ウ 医療救護所の設置状況

- (2) 県は、収集した情報を適宜県民、県内の医療機関・医療救護所・搬送機関、他の都道府県とその災害拠点病院等に対し提供する。

4 医療救護所の設置

沿岸市町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、当該沿岸市町の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、沿岸市町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、沿岸市町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

県は県全体を俯瞰し、沿岸市町、医療機関並びにDMAT、DPAT及び医療救護班等の行う医療救護活動の調整にあたりとともに、沿岸市町の担当能力を超えた場合の応援・補完を行う。

県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行う。

県は、その区域内又は近隣都道府県からのDMAT等やドクターヘリの派遣に係る調整を行う。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

- (1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、沿岸市町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

- (ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

- (イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて沿岸市町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

- (ウ) 精神科診療所及び精神科病院の自らの施設が被災し、診療不能等となった場合は、被災地内の災害拠点精神科病院への搬送を実施する。また、被災地内で機能が維持している精神科診療所及び精神科病院に精神障がい者が集中し、診療体制の確保に支障

が生じる場合は、D P A Tの派遣を県に要請する。

- (エ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地内の災害拠点精神科病院

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における精神科医療の中核を担う病院として、次により精神障がい者に対する精神科医療を提供する。

- (ア) 24時間応急対応し、重篤又は発病した精神障がい者に精神科医療を提供すること
- (イ) 急性期の精神障がい者の優先受入れ及び診療を実施すること
- (ウ) 精神障がい者の広域搬送の調整を図ること
- (エ) D P A T活動を指揮・総括する活動拠点本部を設置すること
- (オ) 他関係機関との調整を図ること

オ 被災地外の災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要によりトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続きを行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

カ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入れ拠点として、24時間応急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

キ D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院

D M A T指定病院は、県の要請により、D M A Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたD M A Tは、県の要請等により県外から派遣されたD M A Tとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

ク D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたD P A Tは、県の要請等により県外から派遣されるD P A Tとともに、山形

県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

ケ 被災地外の一般医療機関

(ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

(イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 要配慮者への対応の調整

県は、関係医療機関及び患者団体と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 沿岸市町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ 県は、沿岸市町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

ウ 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

(4) 傷病者等の受入れ及び搬送の調整

ア 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に搬送先を調整した上で、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ただし、搬送する傷病者が精神障がい者の場合は、県が手配したバスやジャンボタクシーなどの搬送手段により、精神科医療従事者の同乗を条件に搬送を行う。

イ 沿岸市町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

ウ 県は、医療救護班及びDMAT、DPATの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。

また、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT、DPAT並びに医療資器材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

エ 県は傷病者等の医療搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を整備する。

(5) 医療救護班の派遣

ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に行う。

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師、管理栄養士及び精神科医の派遣を要請する。

なお、医療救護班は、原則として沿岸市町が設置する医療救護所で活動するものとする。

イ 医師会等関係団体及び関係機関は、協定等又は県の要請に基づき、若しくは自らの判断により医療救護活動等を実施する。

ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。

なお、その際、県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

(6) DMAT及びDPATの出動要請

県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、DMAT指定病院に対して、DMATの出動を要請するとともに、DPAT指定病院にDPATの出動を要請する。

なお、DMAT及びDPATは、原則として被災地内において、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整のもと活動を行うこととし、DMATは、現場活動、病院支援、地域医療搬送を行うとともに、必要に応じて重症傷病者の広域医療搬送を実施し、また、DPATは、精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を実施する。

(7) 医療ボランティア等の受入れ調整

県は、医療ボランティア等の受入れ窓口を設置するとともに、必要とする沿岸市町又は医療機関等と調整を行い、当該ボランティアに対して活動を要請する。

6 国等への支援要請

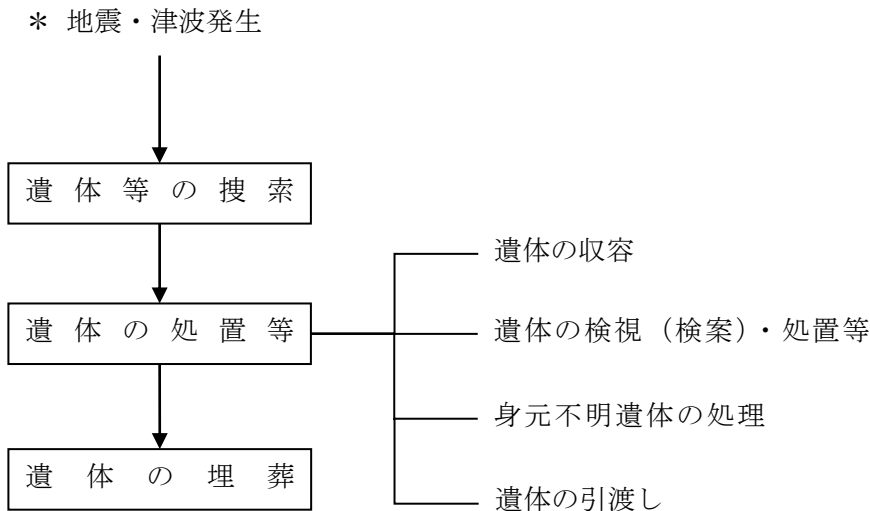
県は、傷病者の医療搬送や被災地における医療スタッフ及び医療資器材等を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。

第9章 遺体対策計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波に伴う建造物の倒壊等により発生する多数の遺体について、主として沿岸市町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体対策計画フロー



3 遺体等の搜索

- (1) 沿岸市町は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、沿岸市町からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処置等

- (1) 遺体の安置
 - ア 沿岸市町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、県及び県警察と連携の上、検視（死体見分）・検案（医師による死因等の医学的検査）業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報等を収集し確保するよう努める。
 - イ 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。
 - (ア) 避難所、医療救護所とは別の場所
 - (イ) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所
 - (ウ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所

なお、膨大な数になる可能性を考慮し選定

(エ) 遺体安置所として適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 沿岸市町は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

(2) 遺体の検視（検案）・処置等

ア 警察官又は海上保安官は、関係法令等に基づき遺体の検視を行う。

イ 沿岸市町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

ウ 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会、山形県歯科医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。

エ 県警察は、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て遺体の検視及び身元確認等を行う。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 沿岸市町は、県警察その他関係機関に連絡しその取扱いについて協議する。

イ 県警察又は酒田海上保安部は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。

ウ 沿岸市町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の沿岸市町に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

(4) 遺体の引渡し

ア 遺体の身元の確認については、身体特徴、指紋、DNA 鑑定、歯牙の確認等、客観的資料に基づき確認を行う。

イ 身元が判明した遺体については、速やかに遺族へ連絡し確実に引渡す。

5 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。

(2) 県は、犠牲者の多い被災市町及びその近隣の市町村における火葬場の被災状況及び稼働状況を確認・把握し、必要に応じ対応する。

(3) 沿岸市町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、沿岸市町が埋葬を行うものとする

(4) 沿岸市町は、死亡者が多数のため、通常の手続きでは、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬許可手続きを簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。

(5) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

- (1) 沿岸市町は、自らのみによる遺体の捜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。
- (2) 県は、沿岸市町から応援要請を受け必要と認める場合、県内市町村又は近隣県に対して応援要請を行う。
- (3) 県警察は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊刑事部隊及び身元確認支援部隊）の応援派遣要請を行う。

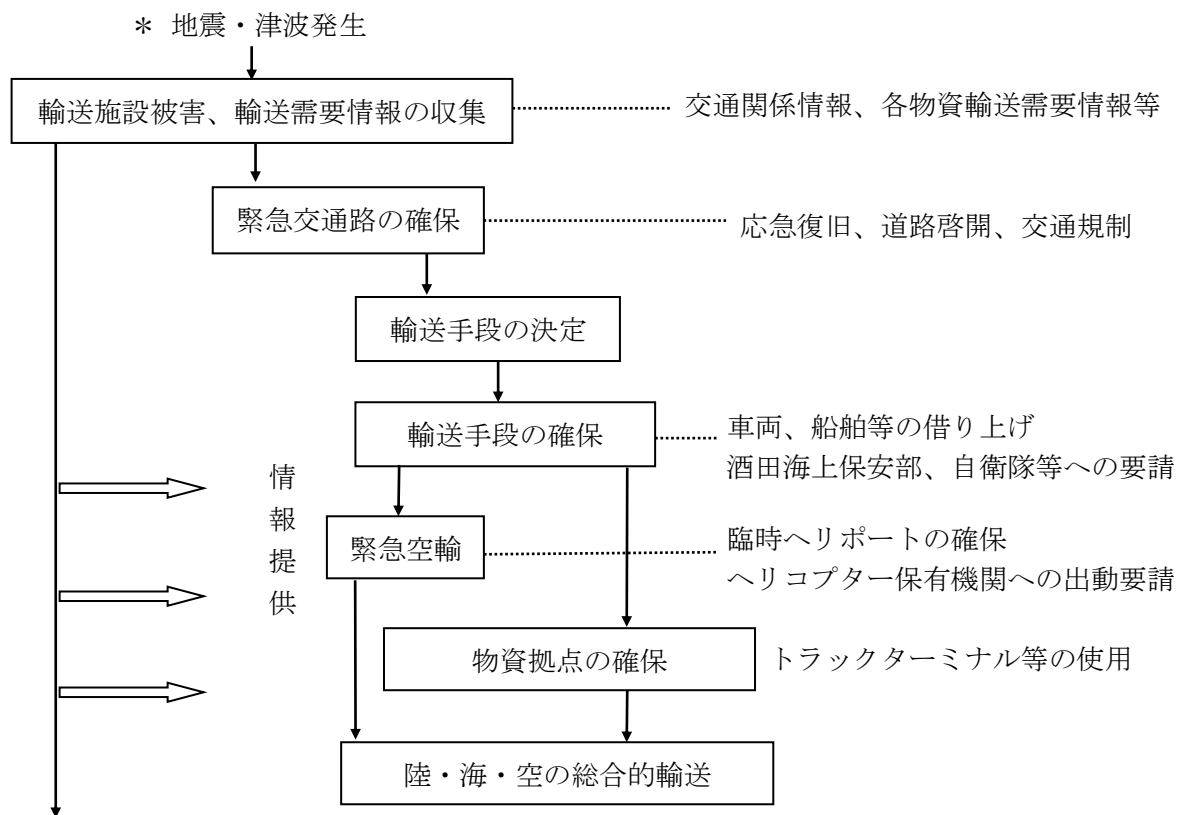
第 10 章 交通輸送関係

第 1 節 輸送計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、県及び沿岸市町等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

- (1) 緊急・救急・避難所支援・応急復旧初動期
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
 - イ 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
 - ウ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
 - エ 食料、水等避難生活に必要な物資
 - オ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送
 - カ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資

- キ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資
- (2) 復旧活動期
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員・物資
 - ウ 生活用品
 - エ 郵便物
 - オ 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集

県は、被災地等の輸送施設の被害情報を施設管理者等から収集する。

- (1) 利用可能な緊急輸送施設（道路、空港、港湾及び鉄道路）の情報
- (2) 被災市町等の応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）
- (3) 被災した輸送施設の啓開及び復旧に関する情報
- (4) 渋滞等の状況及び交通規制に関する情報

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

県は、被災地の輸送施設被害情報等に基づき、緊急輸送手段及び緊急交通路を決定し、必要に応じて、当該緊急交通路の管理者に対し応急復旧又は道路啓開を依頼するとともに、県警察による緊急交通路の交通規制等を行い、早期に交通路を確保する。

また、交通路の復旧状況により随時見直しを行い、効率的な輸送手段及び交通路を確保するよう努める。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、船舶又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

- (1) 県
 - ア 陸路による緊急輸送が不能の場合などヘリコプターによる空輸を行う必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づいて設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。
 - イ 知事は、輸送車両等が不足し災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、山形運輸支局及び東北運輸局に協力を求め、法第71条又は災害救助法24条の規定に基づく従事命令を発して緊急輸送に必要な車両等を確保する。
 - ウ 沿岸市町から輸送手段の確保について要請があった場合又は知事が必要と認めた場合は、関係機関に対し協力を要請する。
- (2) 沿岸市町
 - 沿岸市町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。
 - ア 輸送区間及び借上げ期間
 - イ 輸送人員又は輸送量
 - ウ 車両等の種類及び台数

- エ 集積場所及び日時
- オ その他必要事項
- (3) 東北運輸局及び山形運輸支局
東北運輸局及び山形運輸支局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者、鉄道事業者、船舶運航事業者及び港湾運送事業者等の関係機関に対し、輸送力確保に関する措置をとるよう指導するとともに、県の要請により車両等の調達のあっせんを行う。
- (4) 酒田海上保安部
 - ア 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇による海上緊急輸送を行う。
 - イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。
- (5) 自衛隊
県は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。
- (6) 消防庁
県は、他都道府県等のヘリコプターによる輸送が必要と認める場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁に必要な措置を要請する。
- (7) 東京航空局山形空港出張所・仙台空港事務所
県は、民間航空機による輸送を必要と認める場合は、山形空港は東京航空局山形空港出張所、庄内空港は東京航空局仙台空港事務所に民間航空機のあっせんを要請する。
- (8) 輸送関係機関
 - ア 一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人山形県バス協会
一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。
 - イ 社団法人山形県トラック協会、赤帽山形県軽自動車運送協同組合
社団法人山形県トラック協会及び赤帽山形県軽自動車運送協同組合は、加入会社の車両台数を把握しておき、県の要請があった場合は、物資等を輸送するため、貨物自動車等の供給に協力する
- (9) 鉄道事業者
鉄道事業者は、県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資材等の輸送に協力する。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し、緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

- (1) 県の役割
 - ア 沿岸市町からの要請又は地震発生後に収集した情報に基づく判断により、ヘリコプターを運用し、緊急輸送等を行う。

- イ 知事は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊による緊急輸送が必要と認める場合は、要請事項を明らかにして関係自衛隊に派遣要請を行う。
 - ウ ヘリコプターを保有する都道府県に対し、「大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援協定」等に基づきヘリコプターの出動を要請する。
 - エ 県は応援ヘリコプターを受け入れるため早期に体制を整える。
 - (ア) 基地となるヘリポートの確保
 - (イ) 燃料の確保
 - (ウ) 搭乗員の宿舎等の確保
 - (エ) 応援ヘリコプターの活動体制の調整
- (2) 沿岸市町の役割
- 県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受け入れ体制を整える。

8 物資拠点の確保

被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県及び沿岸市町は物資拠点を確保する。

物資拠点の選定に当たっては、「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定」に基づき、公益社団法人山形県トラック協会、山形県倉庫協会に対して物流専門家の派遣を要請し、適宜助言を得ながら、被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物量及び当該輸送拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を開設する。

(1) 広域物資輸送拠点

県は、運営責任者等の職員を派遣し、国や他都道府県等から届く支援物資（救援物資）等を受入れ、地域内輸送拠点等へ送り出す広域物資輸送拠点を設置する。

(2) 地域内輸送拠点

沿岸市町は、運営責任者等の職員を派遣し、直接搬入される支援物資や広域物資輸送拠点から届く物資等を受入れ避難所等へ送り出す地域内輸送拠点を設置する。

(3) 物資拠点設置の判断

被害の状況や物資需要の規模等によっては、関係機関等と協議の上、広域物資輸送拠点又は地域内輸送拠点のみを設置する必要があることに留意する。

(4) 協定に基づく応援要請

県は、あらかじめ締結した協定に基づき、物資拠点の運営に必要な人員及び資機材等について派遣・供給するよう協定締結団体等に要請する。

第2節 道路交通計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、道路交通機能の確保を図るため、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー

別図のとおり

3 災害の未然防止

道路管理者等は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

ア 道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結業者の協力を得て、通行上の障害となる道路上の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

イ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

(2) 交通規制の実施

ア 警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

イ 県警察は、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。

ウ 県警察は、交通規制が実施された場合は、直ちに住民等に周知徹底を図る。

エ 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。

オ 県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行う。

カ 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者等、県及び沿岸市町等は、相互に密接な連絡をとる。

5 情報の収集・伝達

県、各道路管理者等、県警察は次により道路情報を収集し、本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

- (1) 県は、防災関係機関が応急対策を円滑に実施できるよう、道路の被害状況、規制状況及び復旧見込み等を関係する防災関係機関（救助・救急活動及び消火活動・緊急応急対策活動等を行う機関）に伝達する。

このため、必要に応じて消防防災ヘリコプターにより緊急輸送道路の被害状況を把握する。

- (2) 道路管理者等は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。
- (3) 県警察は、在署勤務員や交番・駐在署員による管内の巡回、交通監視カメラや車両感知器の活用等により道路情報を収集する。

6 道路法に基づく緊急措置

道路管理者等は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第 46 条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 国又は県は、道路管理者等である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

8 緊急輸送道路等の啓開

- (1) 道路管理者等は、あらかじめ定められた緊急輸送道路等について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により 2 車線（やむを得ない場合は 1 車線）を啓開する。
 - ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
 - イ 通行の障害となる車両の移動
 - ウ 仮設橋の架橋
- (2) 高速道路、国道、県道、市町道及び臨港道路の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。
- (3) 国は、迅速な救急救命活動や救急支援助物資などを支えるため、指定区間外の国道、県道又は市町村道において、道路啓開を代行できる制度を活用し支援を行う。
- (4) 知事は、大規模かつ迅速な道路啓開活動の展開を要すると判断する場合は、自衛隊法第 83

条第1項に基づき、自衛隊に派遣を要請する。

9 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の設定

県公安委員会は県（災害対策本部）との調整の下、緊急輸送道路やその他の道路の被害状況に応じ、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路を設定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制（禁止又は制限）する。この際、災害応急対策の進捗状況や道路交通の復旧状況等に応じ、随時規制内容を見直す。

(2) 緊急通行車両の確認事務

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、次により標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行う。

ア 事務区分

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県知事	○ 県有車両 ○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等した車両	○ 県防災危機管理課 ○ 各総合支庁
県公安委員会	上記以外の車両	○ 県警察本部交通規制課 ○ 高速道路交通警察隊 ○ 各警察署 ○ 交通検問所

イ 事前届出車両

確認申請に際し、当該車両に係る事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し、優先的に手続きを行う。

ウ 当日確認申請される車両

確認申請に際し、緊急通行車両として通行しようとする者から、緊急通行車両確認申請書、指定行政機関等が地域防災計画等に基づいて当該車両を使用して行う災害応急対策の業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証の写しを提出させ、審査を行う。

(3) 交通規制の要領

ア 警察官は、交通の規制に係る標示の設置をもって規制する。ただし、急を要するため標示を設置する暇がない場合又は標示の設置による規制が困難な場合は、現場における指示をもって規制をする。

イ 警察官は、規制の対象となる車両の運転者に対し、車両を規制区域外等に速やかに移動するよう指導する。

ウ 警察官は、緊急交通路に駐車車両その他の物件がある場合は、対象物件の所有者等に移動等の措置を命ずる。ただし、対象物件の所有者等が不在等の場合は、自ら当該措置を行う。また、警察官がその場にはいない場合は、自衛官又は消防吏員が、本項の処置を実施する。

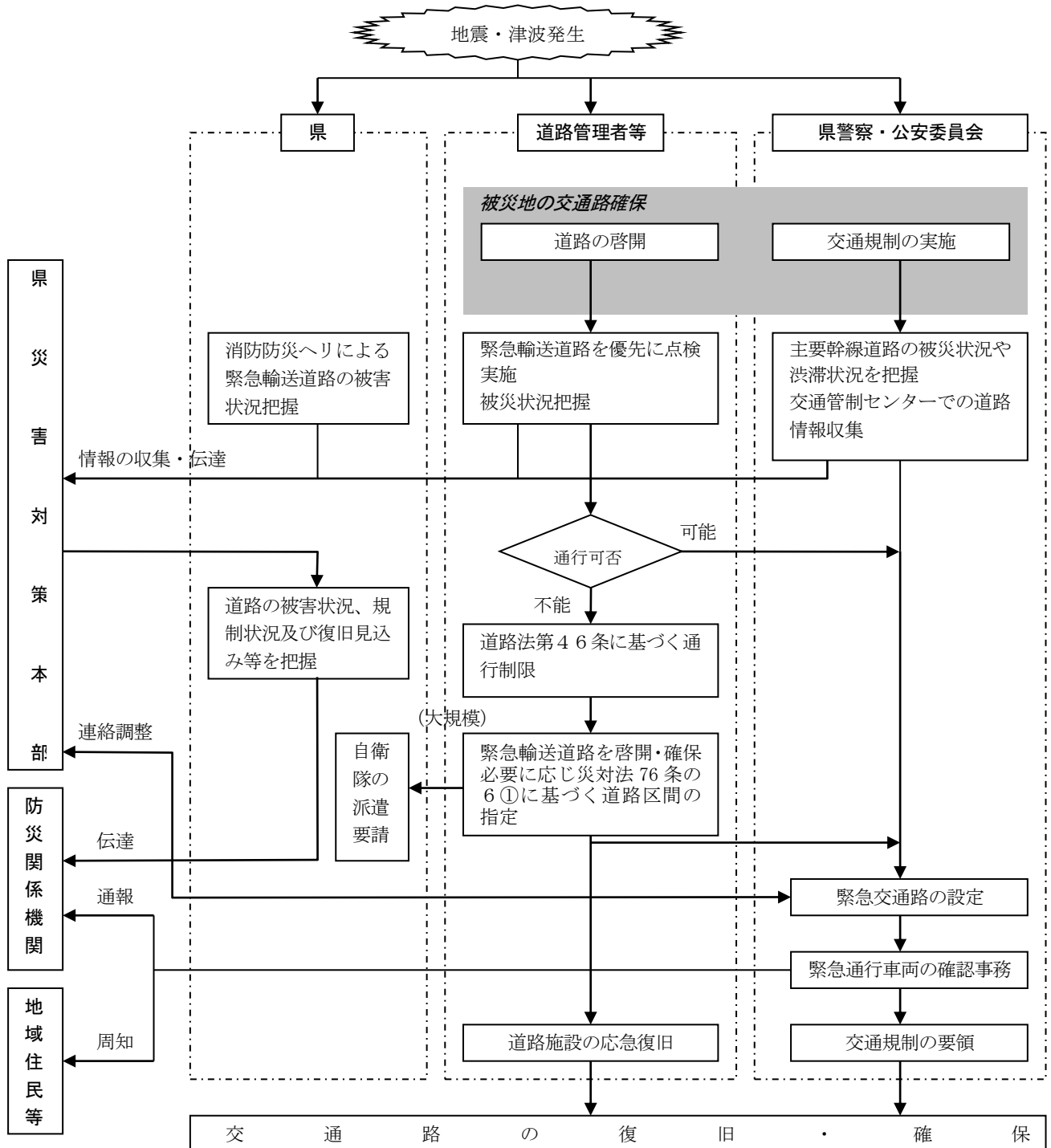
エ 交通規制の実施者は、規制に先立ち防災関係機関に通報するとともに、地域住民等に規制内容を周知する。

10 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後に、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

2 道路交通計画フロー

別 図

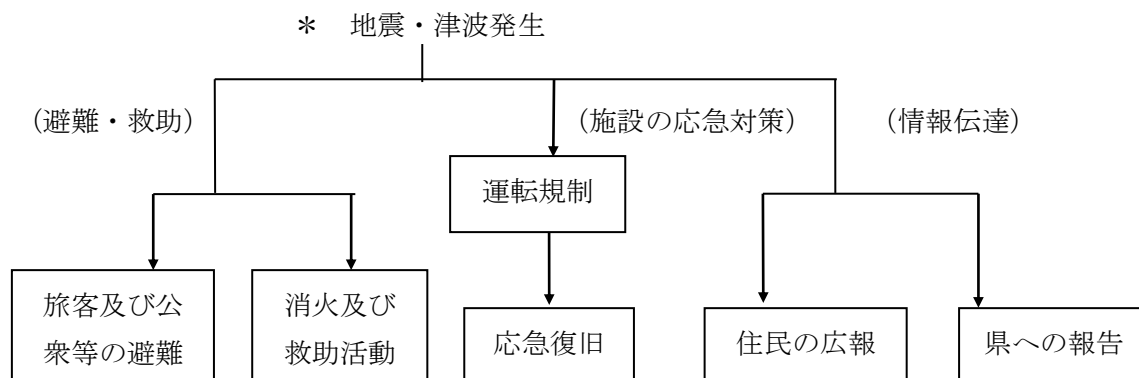


第3節 鉄道路災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波発生時に、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るために、鉄道事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 鉄道路災害応急計画フロー



3 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道事業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 仙台支社対策本部

(ア) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸車両部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

イ 秋田支社対策本部

(ア) 本部長は秋田支社長とし、秋田支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長及び運輸部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ウ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ウ 新潟支社対策本部

(ア) 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。

(イ) 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

エ 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

4 情報の伝達

- (1) 施設指令は、気象台等から地震・津波発生に関する情報の伝達を受けたときは、速かに関係箇所伝達する。
- (2) 輸送指令は、S I 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

5 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震・津波の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生するおそれがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

また、沿岸市町長等から避難指示等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態になる場合は、駅長等は沿岸市町長等と協議、調整のうえ、最寄の適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

6 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者は消防機関、警察、県、沿岸市町及びその他防災関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震・津波により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道事業者は県、沿岸市町及びその他防災関係機関に対し応援要請を行う。

7 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震・津波が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

8 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、応急工事を実施して早期に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

9 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

10 県への報告

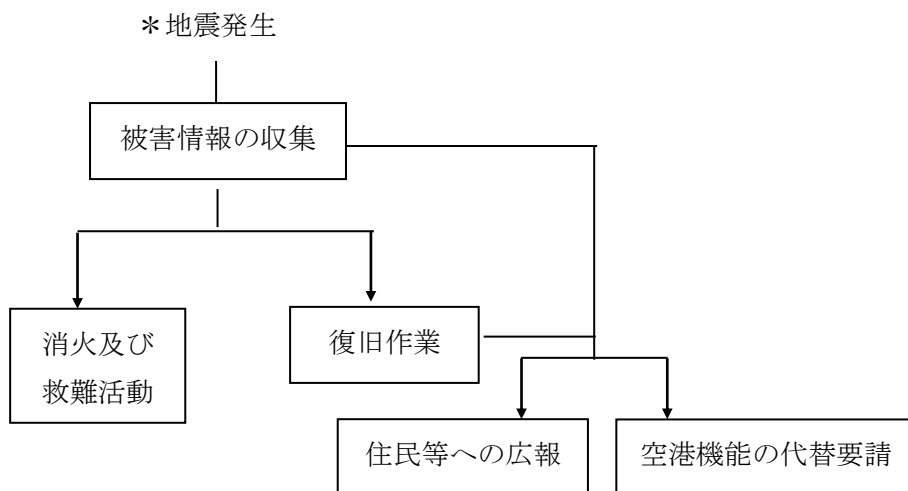
鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第4節 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、応急物資の輸送を確保するために、県が実施する空港及び公共ヘリポート施設の災害応急対策について定める。

2 空港及び公共ヘリポート施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県は、県土整備部緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、空港及び公共ヘリポート内の土木及び電気施設について、異常の有無や被害状況等を緊急点検するとともに、空港緊急計画、空港機能管理規程等に基づき、被害情報の収集並びに関係機関への伝達を行う。

4 消火救難活動の実施

空港又は公共ヘリポート内において緊急事態が発生し、消火救難活動等を実施する必要がある場合は、県は、空港緊急計画、空港機能管理規程等に基づき、消火救難活動等を実施するとともに、状況に応じて、東根市、酒田地区広域行政組合消防本部、鶴岡市及び米沢市と締結した協定に基づき、各消防本部に対して消防隊及び救急隊の出動を要請する。

5 復旧作業の実施

県は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

6 空港機能の代替要請

県は、山形空港及び庄内空港のいずれか一方が、被災により使用不可となった場合、被災していない空港においてその機能を代替できないか調整し、必要に応じ、被災していない空港を代替として利用するよう関係機関に要請する。

7 住民等への広報

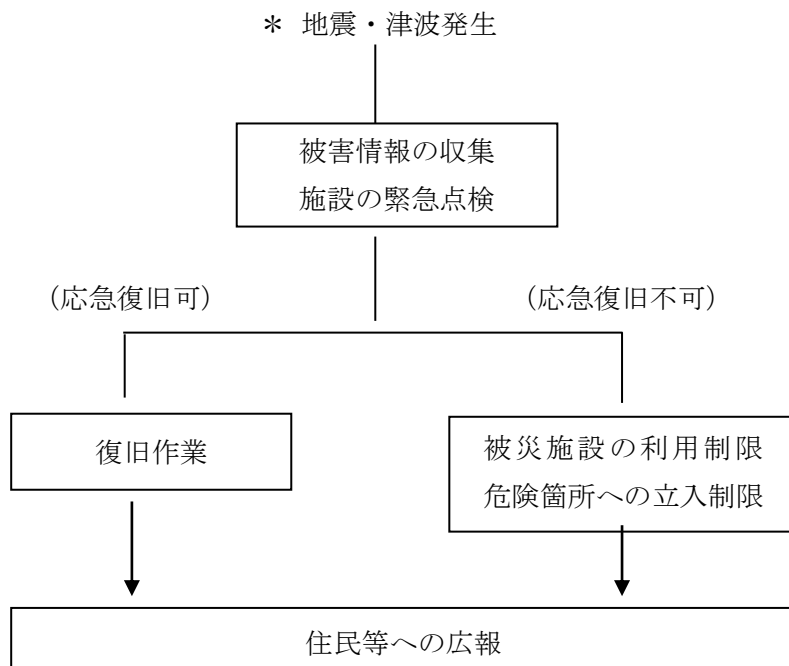
県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況並びに運行状況等について、報道機関の協力を得て適切な広報活動を行う。

第5節 港湾・漁港施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、応急物資の輸送を確保するために、港湾及び漁港施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

2 港湾・漁港施設災害応急計画フロー



3 被害情報の収集・伝達

県（港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産振興課）及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。

4 復旧作業の実施

- (1) 各施設の設置者及び管理者は、被害を受けた施設がある場合、緊急物資等の輸送機能の維持及び確保を図るため、迅速に応急復旧措置を行う。緊急に応急工事を行う必要が認められた場合には、応急工事を担当業者に指示し行わせる。
- (2) 施設の被害の程度により応急復旧が不可能又は困難な場合には、施設の利用制限、危険箇所への立入り制限を行う。
- (3) 応急復旧等は臨港道路や緑地帯等の災害対策上重要な施設を優先して実施する。

5 航路啓開等

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、酒田海上保安部や酒田港湾事務所等の関係機関の協力を得て、県民生活と大きく関わる物流やエネ

ルギー供給の拠点等施設を優先して障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。

- (2) 酒田海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

6 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

- (1) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、港湾管理者及び漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 国は、港湾管理者及び漁港管理者である県及び市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

7 住民等への広報

県は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ確に実施できるよう、施設の被害状況や復旧状況等に関し報道機関の協力を得て、適切な広報活動を行う。

8 海上交通の整理等

- (1) 酒田海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 酒田海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- (3) 酒田海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

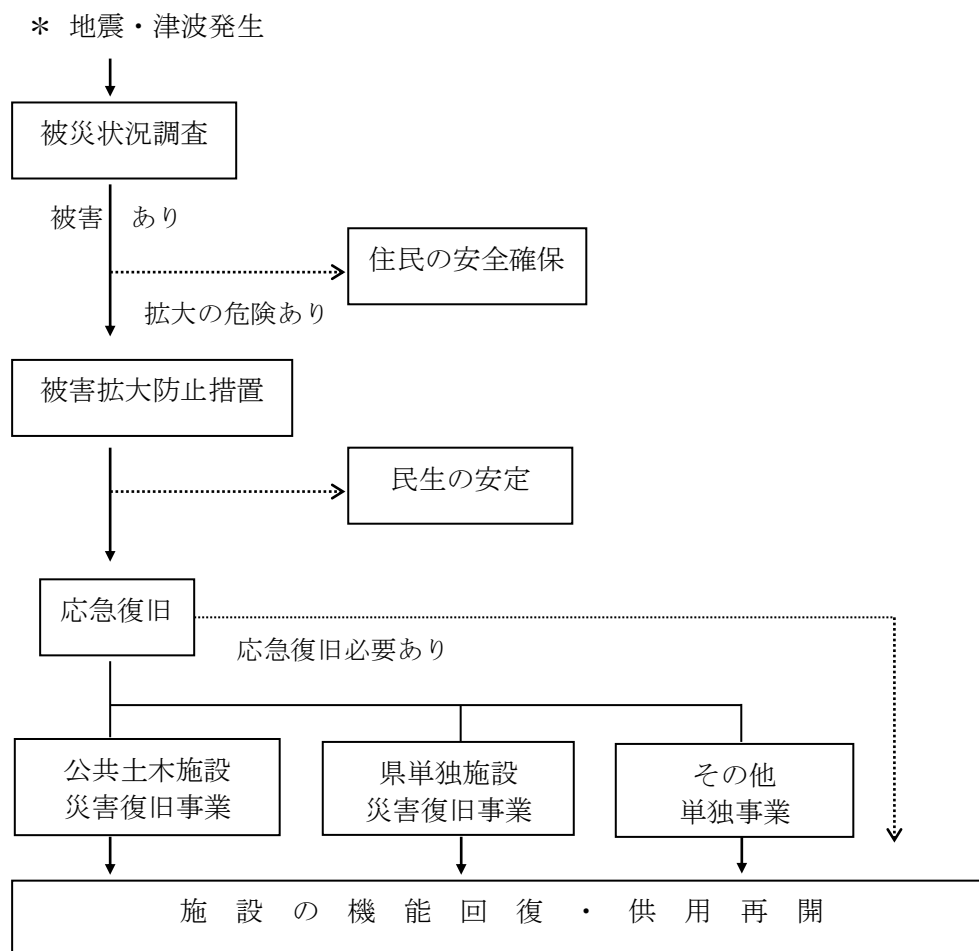
第 11 章 各種施設災害応急対策関係

第 1 節 土砂災害防止施設等災害応急計画

1 計画の概要

津波により被災した土砂災害防止施設の機能を回復するとともに、地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、住民への被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、県が実施する災害応急対策について次に定める。

2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



※ 震災対策編第3編第12章第1節「2 地盤災害防止施設災害応急計画フロー」と同じ。

3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、津波による施設の被災のおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況、構造上の安全性及び機能性、津波に伴う地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険が高まっている崖地等の危険箇所を緊急点検し状況を把握する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

※ 震災対策編第3編第12章第1節「4 住民の安全確保」と同じ。

5 被害拡大防止措置

被災状況調査により施設の異常や被災、土砂災害の危険性が高まっている箇所等が確認された場合には、その危険度を調査して適切な土砂災害防止対策を講じ、二次災害を防止する。

(1) 危険箇所の応急対策

土砂災害の危険性を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策工事、警戒避難に資する情報提供を行うなど、速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 監視の継続

県は、沿岸市町と連携して、地震発生の直後のみならず、一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、沿岸市町は、避難場所・避難経路等を周知徹底する。

(3) 施設の応急対策

土砂災害防止施設が被災した場合には、巡回パトロール等による監視を強化し、施設の補強など必要な対策を講じる。

6 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

また、地盤の緩み等により土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、計画的に土砂災害防止施設対策を実施する。

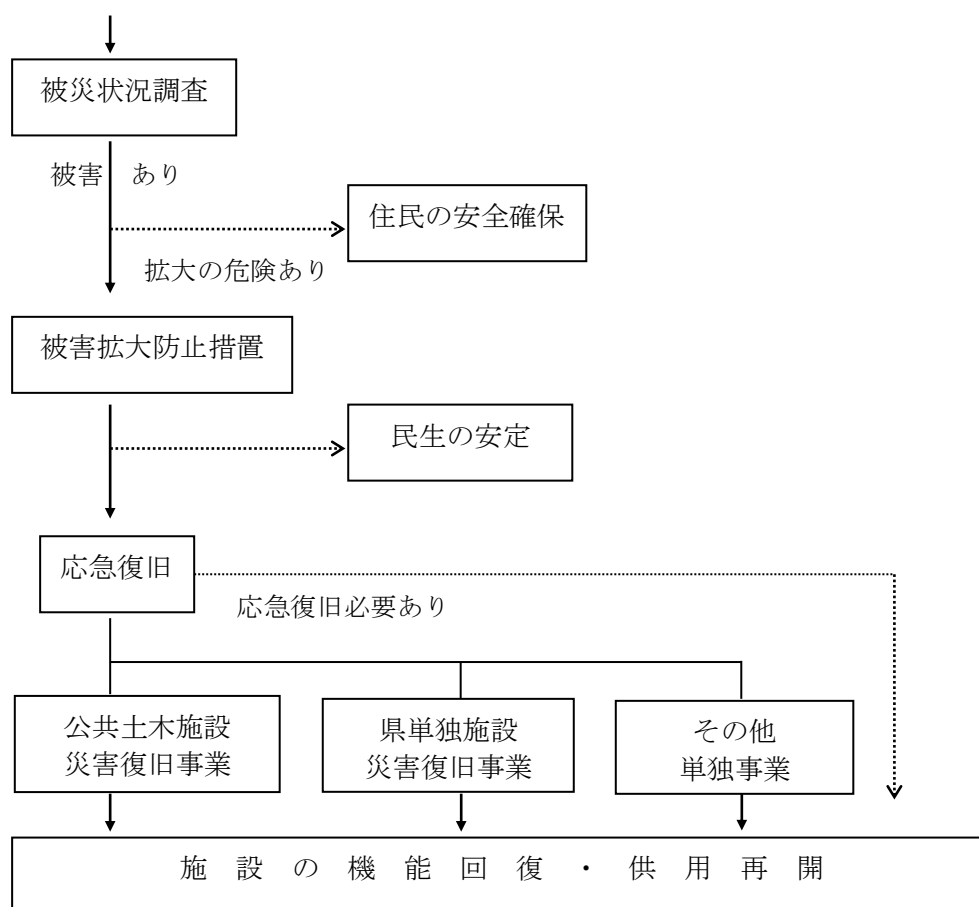
第2節 河川・海岸施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波により被災した河川・海岸施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川・海岸施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被災状況調査

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

(2) ダム施設

地震発生後の点検等によりダム施設に異常が認められた場合は、次の措置を実施する。

ア 貯水位制限等の対策

異常の程度に応じて貯水位制限を行う等、ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

イ 止水処理等の応急的措置

異常の程度に応じて対策を実施するとともに、臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

ウ 関係機関及び一般住民への連絡、通報

ダム施設に漏水、変形又は挙動異常が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、ダムの操作規則に基づき、関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

エ その他ダム施設の管理に関する調整

上記のほか、関係機関や利水権者間の調整等、ダムの機能を最小限維持するための調整を行う。

(3) 海岸保全施設

施設管理者は、次により陸地での被害拡大防止及び二次災害防止のための応急措置をとった後、海上が安定した段階で応急資材を用いた対策を講じる。

ア 人的被害防止対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害等による人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

イ 被災箇所の監視

地震により被災した箇所やその兆候が見られる場合は、パトロールを行い時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

ウ その他海岸保全施設の管理に関する調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題等の発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

6 応急復旧

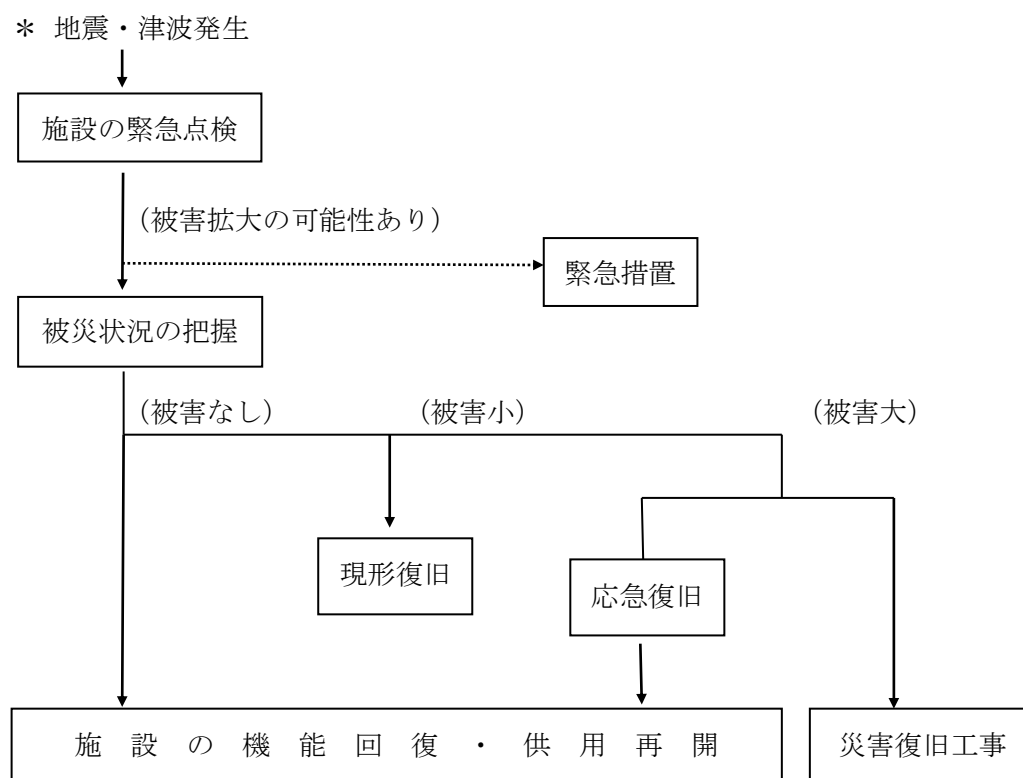
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3節 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、沿岸市町及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、沿岸市町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

沿岸市町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、沿岸市町、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。

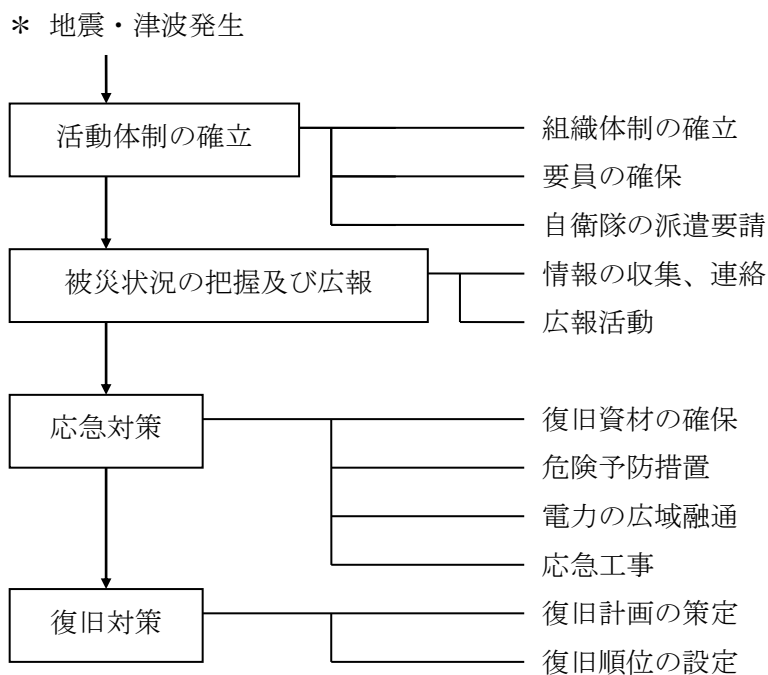
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
- ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、沿岸市町及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。
 - ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。
 - エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
 - オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 沿岸市町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4節 電力供給施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、電力供給施設の被害を早期に復旧するため、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社を実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 電力供給施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、大規模な地震・津波が発生した場合は防災体制に入ること発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 震度6弱以上の地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。

ウ 山形支店・支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、自衛隊法第83条第1項に基づき、知事に対して自衛隊の派

遣要請を依頼する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は沿岸市町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、インターネット・テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

5 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 災害対策組織相互の融通

(ウ) 他電力会社からの融通

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇及びヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は沿岸市町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

緊急復旧を要する箇所は、電源車等を配備して、早期に送電を行う。

なお、県は、大規模停電発生後直ちに、あらかじめリスト化した病院等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。この候補案をもとに、国、県、東北電力株式会社等が調整を行い、配備先を決定していく。

6 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

各電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧要員の配置状況

ウ 復旧資材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

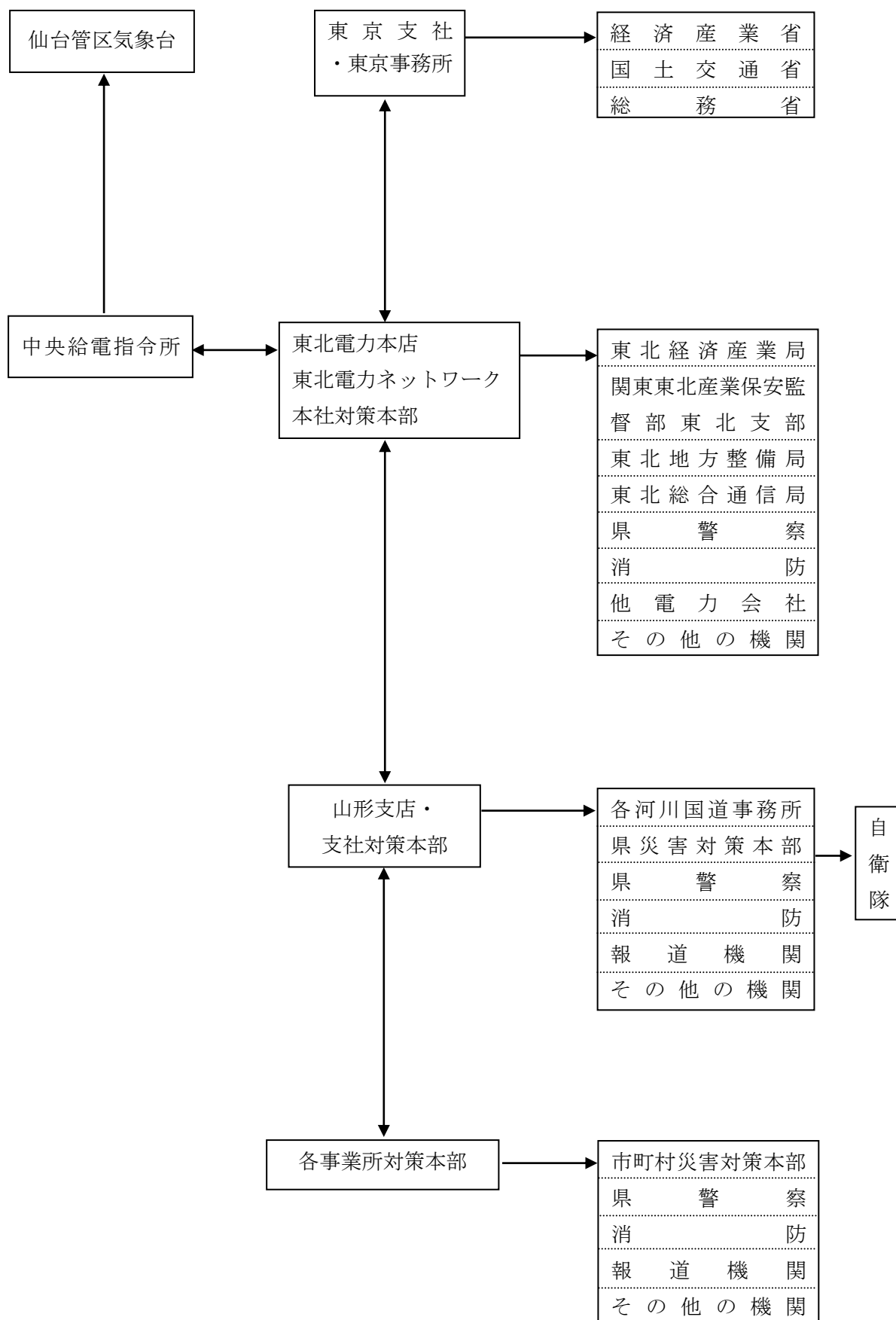
カ 宿泊施設、食料等の手配

キ その他必要な対策

(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

＜東北電力株式会社及び東北ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路＞

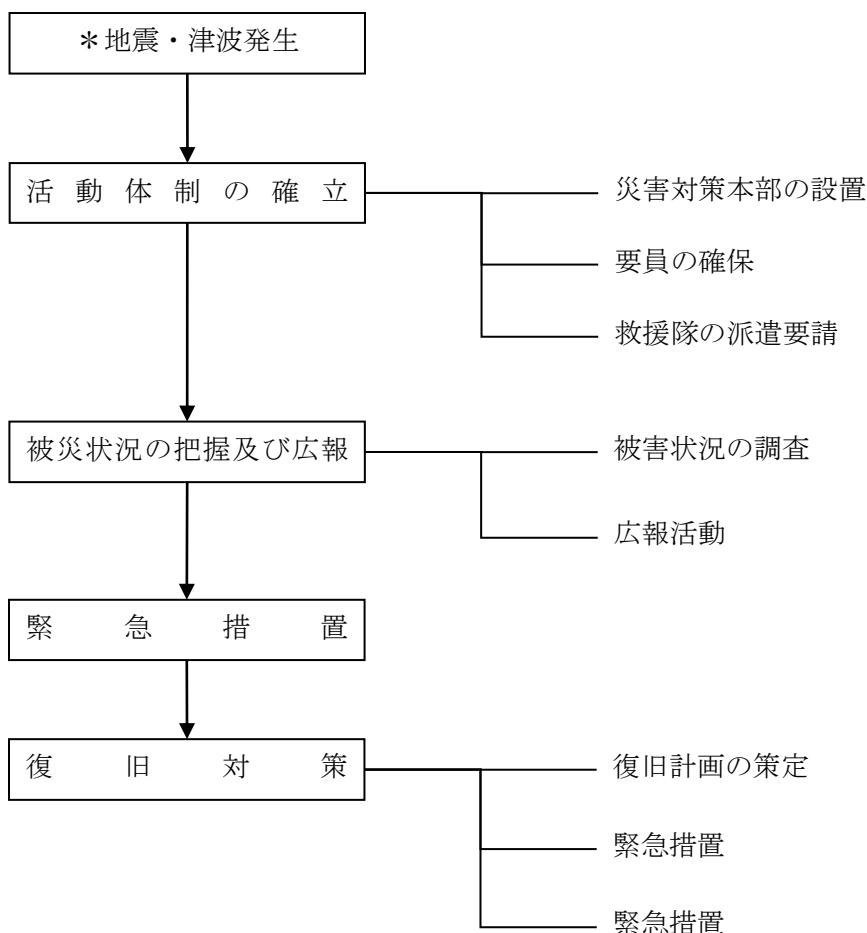


第5節 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するため、ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー



3 都市ガス等供給施設における災害応急計画

(1) 活動体制の確立

ア 災害対策本部の設置

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模な地震・津波により被害の発生が予想される場合は災害対策本部を設置する。

イ 要員の確保

ガス事業者は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4以下の場合でも、マイコンメーターの作動等に備えて、あらかじめ定めた社員・職員を出動させる。社員・職員は、出動する際、被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の事業所に出動する。

ウ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、近隣のガス事業者や日本ガス協会の機関に救援隊の派遣を要請する。また、必要に応じ関連工事会社にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

地震計のS I値又は最大加速度値及びガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両または徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

ガス事業者は、災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、報道機関に依頼し又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて消防機関、県警察、県及び沿岸市町への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

ガス事業者は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

ガス事業者は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院や廃棄物焼却処理場等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

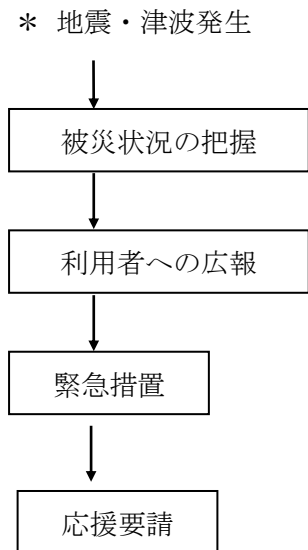
あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターコックの閉栓を行う。
- b 高中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

4 液化石油ガス供給施設災害応急計画フロー



5 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、沿岸市町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

(4) 応援要請

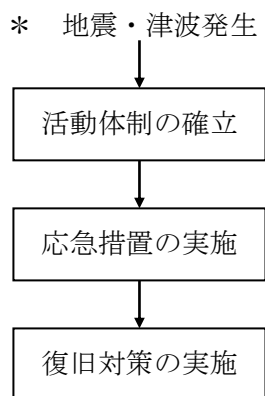
事業者は、自らによっては応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援の要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業者に対し緊急応援を要請する。

第6節 放送施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、放送事業者が、ラジオ・テレビによる放送を確保するため実施する災害応急対策について定める。

2 放送施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

放送事業者は、災害が発生した場合は、社員の安全を確保しながら速やかに初動態勢を確立するとともに、状況により災害対策本部を設置し、災害状況取材して中継を行う等、放送の確保に努める。

4 応急措置の実施

- (1) 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送施設に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、所定の計画に基づき、臨時放送所、臨時放送施設等を開設し、放送の確保に努める。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関から災害情報についての放送要請があった場合は、放送事業者は、状況に応じて臨時ニュースを挿入し又は通常番組を中断して特別番組へ切り替える等により対処する。

5 応急復旧対策の実施

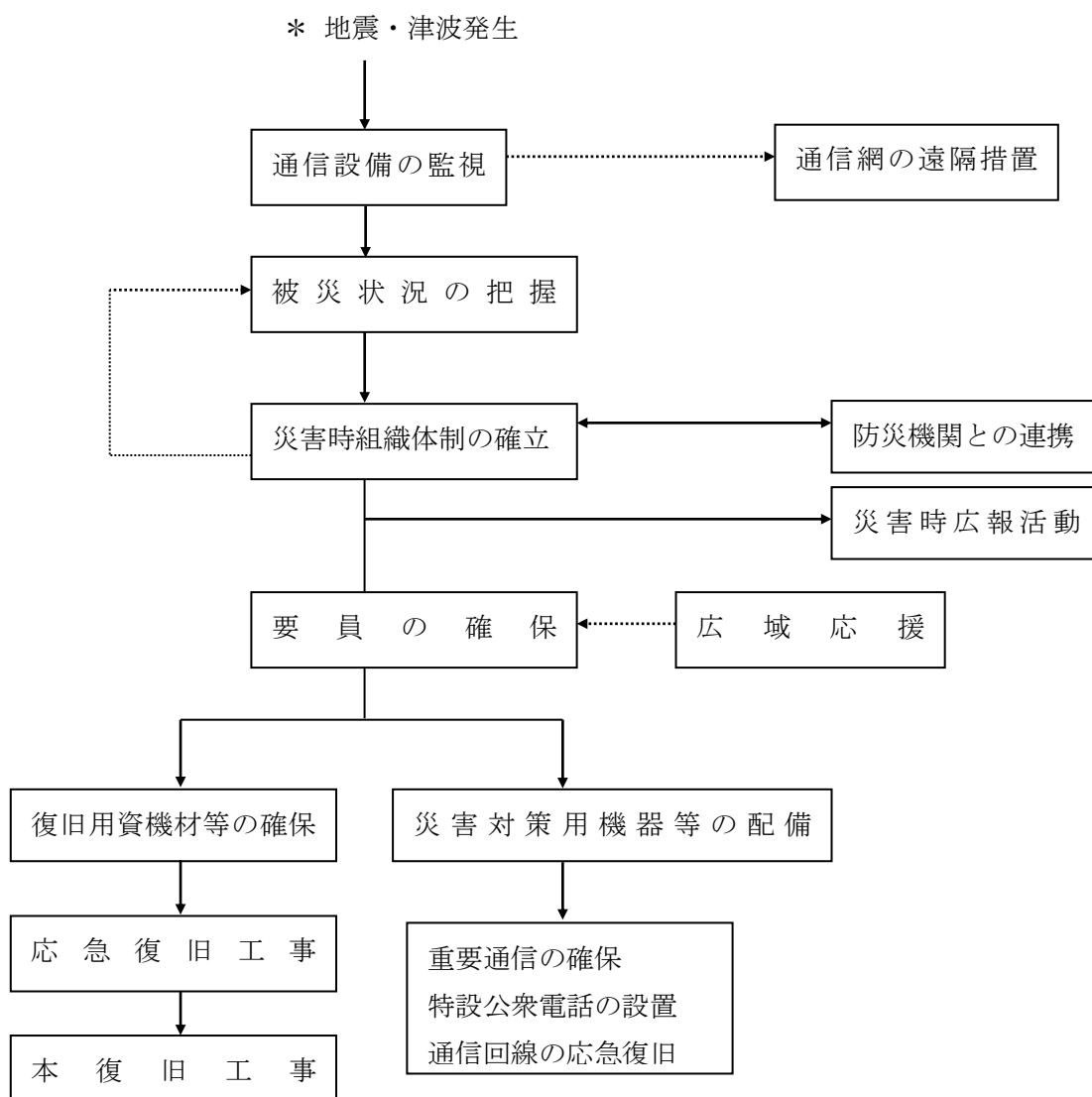
被災した施設や設備については、応急仮設又は設備変更等の応急対策により現状回復を図りながら、復旧工事を進める。

第7節 電気通信施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 電気通信施設災害応急計画フロー



3 応急対策

(1) 被災通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

大規模な地震・津波により災害発生又は発生するおそれのある場合、災害対策本部等を設置し、災害対応にあたる。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ア 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- イ 関連会社等による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災状況等の把握について、電気通信設備の監視結果及び巡回点検により情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用無線通信装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材等を設置し行う。

また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、県を通じて地方公共団体に協力を要請する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

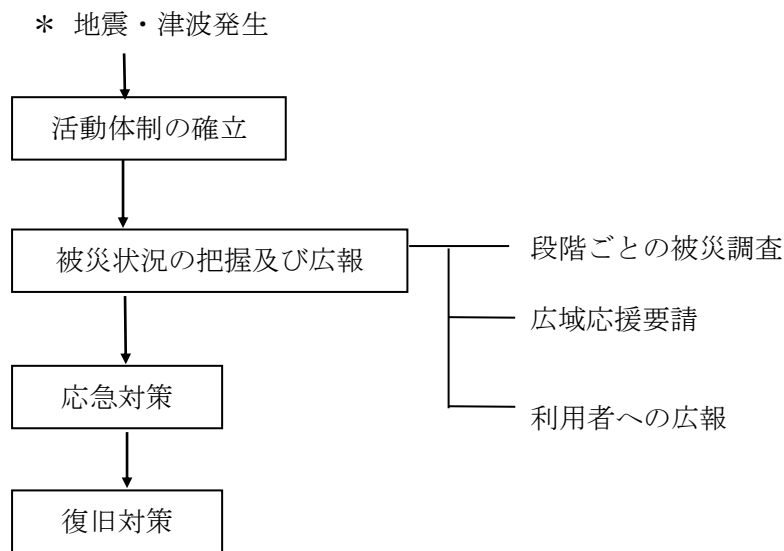
災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計、実施する。

第8節 下水道施設災害応急計画

1 計画の概要

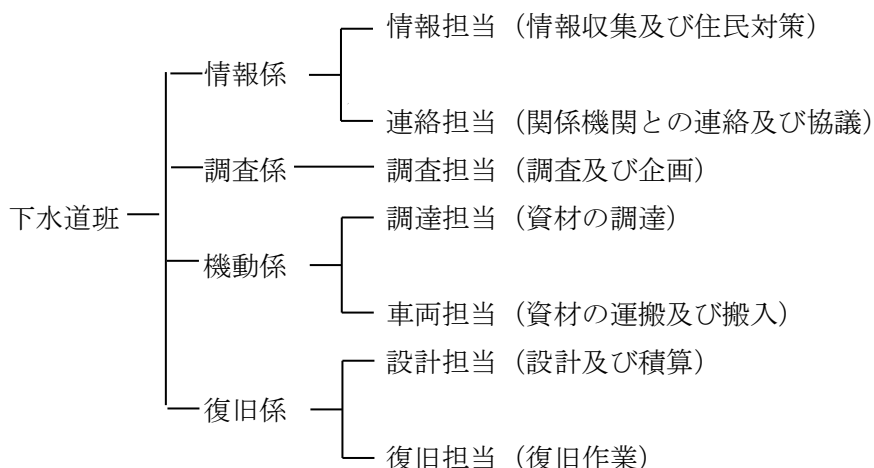
地震・津波による大規模災害発生時に、被災した下水道施設の社会活動への影響を軽減するため、下水道管理者が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 下水道施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

下水道管理者は、県又は沿岸市町災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震・津波による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階 (緊急点検・緊急調査)

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につな

る二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 広域応援要請

津波による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応できない場合は、「北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

(3) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

5 応急対策

上記4(1)の調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び仮設配管の布設等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに健全度等を検討のうえ実施する。

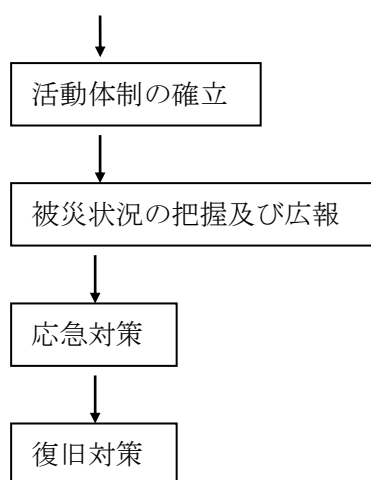
第9節 工業用水道施設災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災した工業用水道施設の漏水等による二次災害を防止するとともに、生産活動等への影響を軽減するために、工業用水道事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 工業用水道施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

工業用水道事業者（以下この節において「事業者」という。）は、災害が発生した場合、速やかに災害対策組織を設置するとともに、あらかじめ定める対策要員を参集させる。

また、被害が甚大で自らのみによっては対応が困難と判断される場合には、他事業者等に要員の派遣を要請する。

4 被災状況の把握及び広報

(1) 被災状況の把握

事業者は、地震発生後速やかに情報収集を行い、取水場、浄水場、配水池等の主要施設及び送・配水管路の被害状況を把握する。また、受水企業の被害状況及び操業状況についても把握する。

(2) 周辺住民等への広報

事業者は、管路等が破壊され、その流出水により一般住民にも被害が及ぶことが予想されるときは、市町村及び県警察等の関係機関に通報又は連絡するとともに、広報車等により付近住民に周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 受水企業への連絡

事業者は、工業用水道施設が被災した場合、受水企業に被害の種類及び程度、復旧の見込み及び送水継続の可否等を速やかに連絡する。

5 応急対策

事業者は、把握した被災状況に基づき速やかに応急対策を講ずる。管路等の被災が予想される箇所については、あらかじめ定めた対応策に基づき速やかに応急対策を実施する。

6 復旧対策

復旧は、本復旧を原則とするが、橋梁添架管、水管橋、伏越部及びその他の構造物との関連等により本復旧に長時間を要する場合は、急を要するものから仮復旧を行うものとする。復旧にあたっては、二次災害の防止を最優先とし、次に生産用水を確保するために、順次施設を復旧する。

また、埋設管路等が電気、ガス又は上水道関係の配管と一緒に敷設されている場合は、これら施設を管理する関係機関と連携をとりながら復旧計画を策定する。

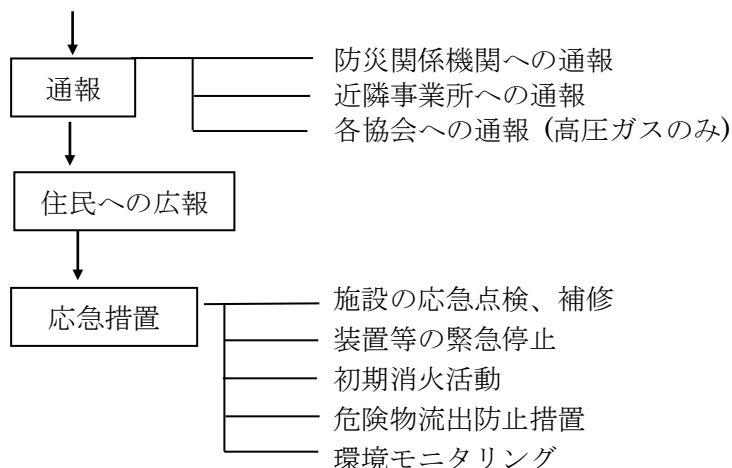
第 10 節 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防機関、県警察、沿岸市町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

県は、事故発生情報及び被害情報等を、適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取り扱い規制担当省庁に報告する。

- | | | |
|---|----------|---------------|
| ア | 火薬類・高圧ガス | 経済産業省 |
| イ | 放射線使用施設 | 文部科学省、原子力規制庁等 |
| ウ | 毒劇物施設 | 厚生労働省 |

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要な場合は沿岸市町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

ア 施設所有者等

(ア) 危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の

緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行う。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

イ 沿岸市町等

(ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難のための立ち退きの指示等を行う。

(イ) 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(5) 爆発等及び有害物質による二次災害対策

ア 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

イ 県及び沿岸市町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、大規模地震・津波による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずるとともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目張りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、津波により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に大規模地震・津波による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損

傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

エ 火薬庫における応急措置

火薬庫は構造的に大規模地震・津波に強く、一般住宅からも保安距離が確保されているため延焼等の二次災害は少ないと考えられるが、非常時の場合は、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の指示を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震・津波の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命への危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察並びに沿岸市町及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川、海域、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに沿岸市町、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 酒田海上保安部は、被害の拡大防止を図るため、危険物積載船舶に対する移動命令や航行の制限又は禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。また沿岸市町及び県警察等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難指示等の措置を講ずる。

(4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(5) 水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に基づく有害物質等（石綿を含む。）が河川や海域等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者、県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

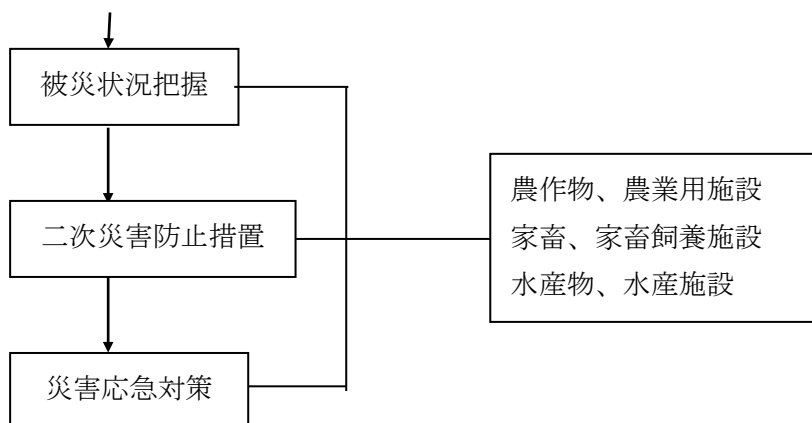
第12章 農林水産業災害応急計画

1 計画の概要

大規模地震・津波による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、沿岸市町及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

2 農林水産業災害応急計画フロー

* 地震・津波発生



3 被害状況の把握

県及び沿岸市町は、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の農林水産業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

沿岸市町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 水産物及び水産施設

漁業協同組合等及び漁家に対し、次の指導又は指示を行うとともに、必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

ア 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請

イ 流失した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請

ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置

エ 津波による漂流物等の早期回収措置

5 災害応急対策

県及び沿岸市町は、農林水産業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

- ア 農作物の病虫害発生予防措置
- イ 病虫害発生予防等用薬剤の円滑な供給
- ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- オ 種苗の供給体制の確保

また、県は、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

県及び沿岸市町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - (ア) 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - (イ) 家畜死体の埋却許可
 - (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（県食肉衛生検査所）
 - (エ) 家畜廃用認定（山形県農業共済組合）
 - (オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県家畜商業協同組合）
- イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - (ア) 家畜飼養農家に対する指導（県家畜保健衛生所）
 - (イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（県家畜保健衛生所）
 - (ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）
- ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）
- エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全農山形県本部、山形県酪農業協同組合、山形県配合飼料価格安定基金協会）

(3) 水産物及び水産施設

ア 県及び沿岸市町は、漁業協同組合等と連携し、水産物及び水産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

- (ア) 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
- (イ) 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供
- (ウ) 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送
- (エ) 応急対策用資機材の円滑な供給
- (オ) 養殖水産物の移送
- (カ) 水産物の廃棄処分

イ 県は、施設被害の復旧に急を要する場合は、沿岸市町又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。

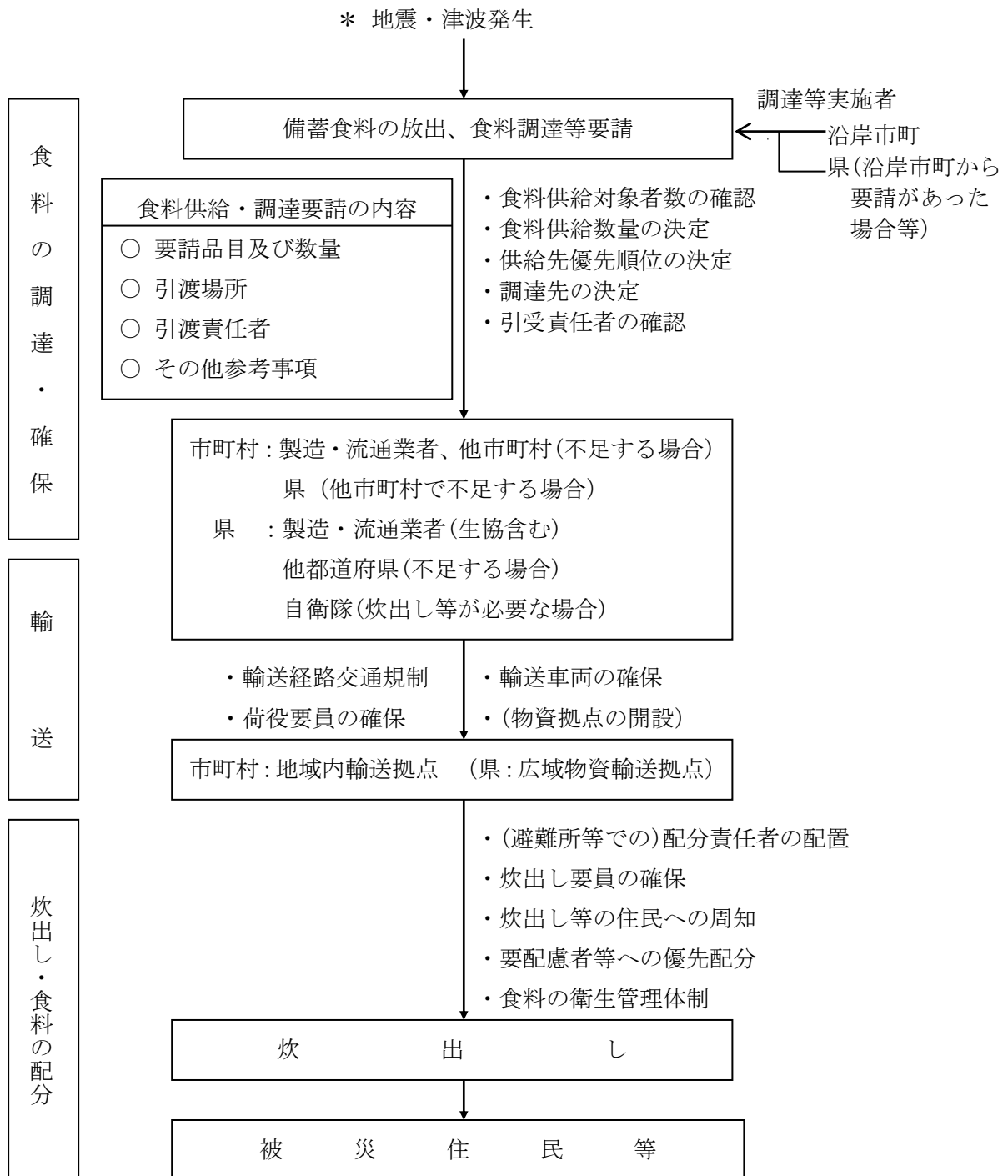
第 13 章 生活支援関係

第 1 節 食料供給計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時において、住民等が食料を確保することが困難となった場合に、沿岸市町及び県が食料を供給するための対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 沿岸市町が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、被災市町村は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜）、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 炊出し

沿岸市町は、炊出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う食料の調達等

県は、被災市町の食料調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

なお、被災市町からの要請を待たないとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災

市町に対する物資を確保し輸送する。

(1) 備蓄食料の供与

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認める場合、備蓄している食料を供与する。

(2) 調達

ア 県は、備蓄食料の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に食料の供給を要請し、なお不足する場合はその他の製造・流通業者に要請する。

イ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請するとともに、必要に応じて農林水産省に応急用食料を要請する。

(3) 広域物資輸送拠点の開設

必要に応じて広域物資輸送拠点を速やかに開設し、物資の輸送体制を確保する。

県が調達する物資は、原則として調達先の配送により、物資拠点又は避難所へ輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県において対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応するものとする。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合にあつては、広域物資輸送拠点から避難所までの輸送は県が対応するものとする。

災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

5 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第4節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

6 国によるプッシュ型支援

国は、県及び沿岸市町において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

県及び沿岸市町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

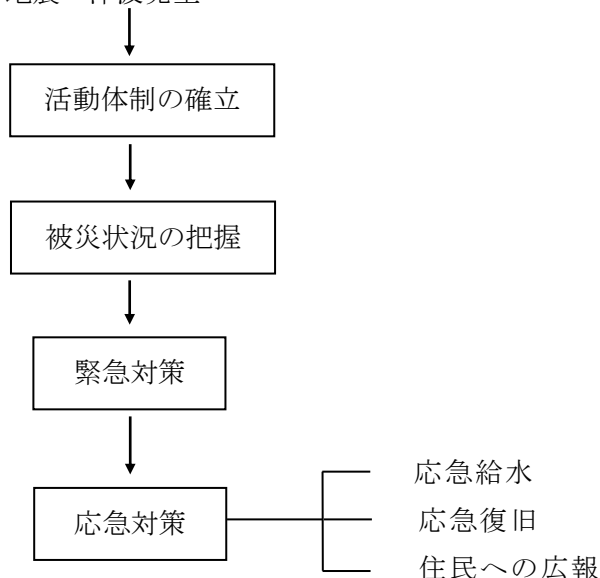
第2節 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、県、沿岸市町及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む）（以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー

* 地震・津波発生



3 活動体制の確立

県、沿岸市町及び水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、水道工事業者等に応援協力を依頼する。

(2) 県

県は、主に情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行う。また必

要に応じ、水道法第 40 条第 1 項に基づき、水道用水の緊急応援命令を発する等適切な措置を講ずる。

- ア 水道事業者相互間の応援、協力について、必要な斡旋、指導及び要請を行う。応急給水等に必要の場合は、自衛隊の派遣を要請する。
- イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。
- ウ 小規模な水道事業者への応援部隊は、応急対策全般について計画立案、技術支援できるよう部隊編成に配慮する。
- エ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び滅菌を実施する。

4 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策

- ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

県、沿岸市町及び水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水

県、沿岸市町及び水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

- ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 備蓄飲料水の量の確認

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び備蓄飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

(エ) 備蓄飲料水の供与

沿岸市町は、備蓄飲料水を避難所等において配布する。

県は、被災市町からの要請に基づき、必要と認められた場合、備蓄している飲料水を供与する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性への配慮

離島へは、必要により、飲料水の空輸又は海輸、浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水にあたっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策の対応等に十分配慮して、関係機

関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

沿岸市町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を徹底する。

カ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

県、沿岸市町及び水道事業者は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 沿岸市町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

県及び沿岸市町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

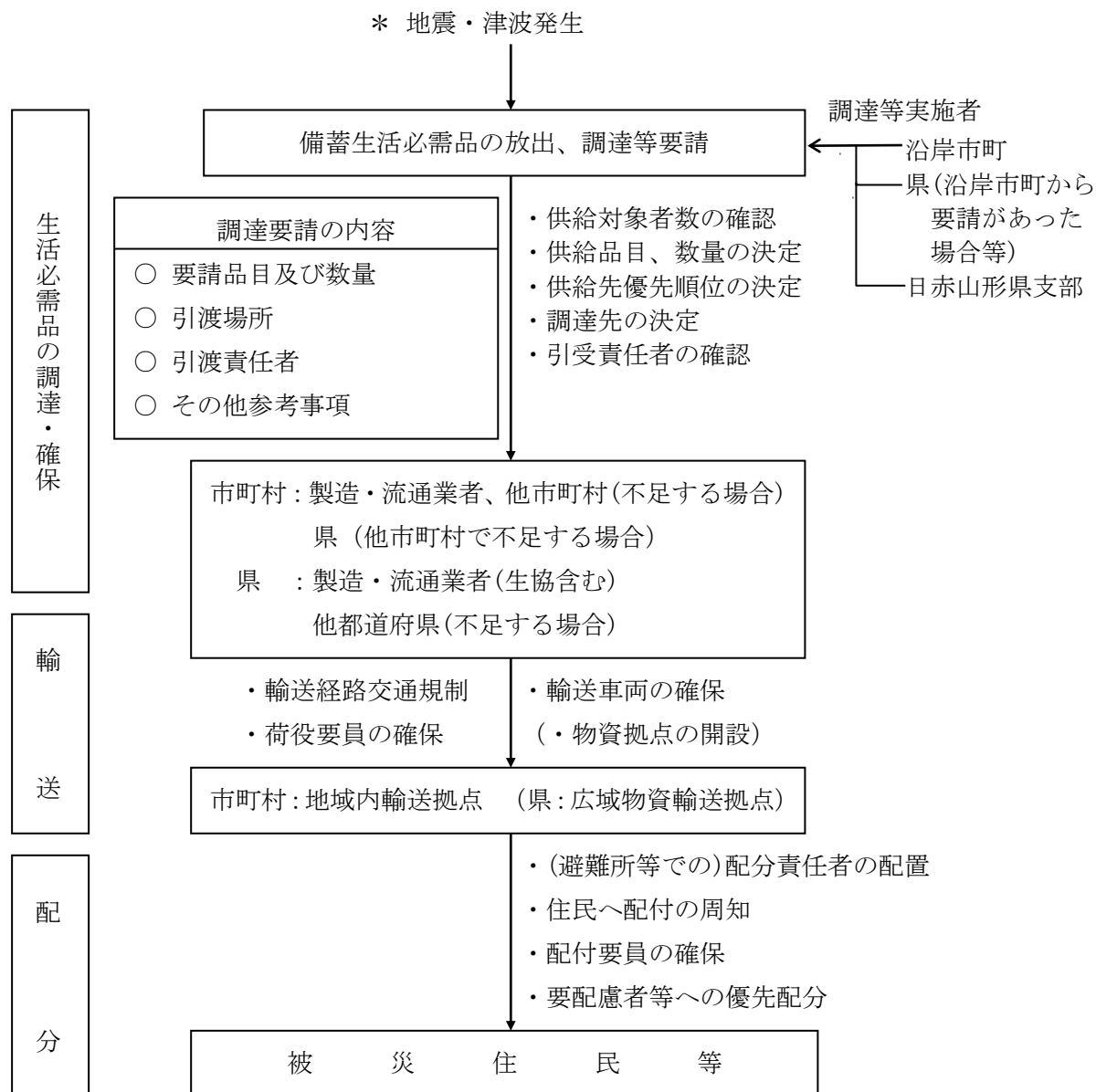
県、沿岸市町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第3節 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、沿岸市町及び県が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 沿岸市町が行う調達及び配分

(1) 調達

沿岸市町は、市町地域防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

被災市町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形縣市町村広域応援協定に基づき、被災市町応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲におよび市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

沿岸市町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（肌着等）

ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

エ 食器（茶碗、皿、はし等）

オ 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）

カ 光熱器具・材料（マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等）

キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ク 生理用品

ケ 暖房器具

(3) 地域内防災拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、生活必需品等の輸送体制を確保する。

(4) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等を受け取りに来ている被災者等への配分

4 県が行う生活必需品等物資の調達等

県は、被災市町の生活必需品等物資調達状況等を常に把握するとともに、被災市町から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品等物資が円滑に供給されるよう次の措置を講じる。

また、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

(1) 調達

ア 県は、沿岸市町の要請に基づき又は必要と認める場合、備蓄している生活必需品等物資を供与する。

イ 県の備蓄物資の供与によっても不足する場合は、協定締結業者に対し生活必需品等物資の供給を要請し、なおも不足する場合はその他業者等に要請する。

ウ 県は、本県のみでの対応が困難な場合は、大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づき近隣県又は、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して広域応援要請を行うとともに、必要に応じて東北経済産業局に対しあつせんを要請する。

エ 県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

(2) 広域物資輸送拠点の開設

必要に応じて広域物資輸送拠点を速やかに開設し、物資の輸送体制を確保する。

ア 県が調達する物資は、原則として調達先の配送により、物資拠点又は避難所へ輸送する。広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送は県において対応し、地域内輸送拠点から避難所への輸送は沿岸市町において対応するものとする。ただし、地域内輸送拠点が設置されない場合にあっては、広域物資輸送拠点から避難所までの輸送は県が対応するものとする。

イ 災害の規模が大規模であり、沿岸市町による避難所への輸送ができない場合には、県は、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の輸送を行うものとする。

5 日本赤十字社山形県支部の対応

日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社山形県支部地区又は分区が実施する必要量調査の結果に基づく要請により、毛布及び緊急セット等の救援物資を当該地区・分区へ交付する。

6 国によるプッシュ型支援

国は、県及び沿岸市町において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

県及び沿岸市町は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えられるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

7 燃料の供給

県は、災害応急対策や県民生活の維持に必要な燃料を供給するため、沿岸市町及び関係機関等と連携して燃料の需要を把握するとともに、次により燃料の確保、供給を図る。

(1) 重要施設に対する燃料供給

ア 災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、避難所等の重要施設から燃料供給の要請があった場合、県石油協同組合と締結している「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、燃料供給を要請する。

イ 県内での調達が困難な場合は、国の政府本部に燃料供給を要請する。

(2) 緊急車両等に対する燃料供給

ア 県石油協同組合と締結している優先給油の対象となる「災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定」に基づき、緊急車両等へ優先的に給油するよう要請する。

イ 災害時でも給油が可能な中核給油所の営業状況について、緊急車両等を有する関係機関に情報提供し、積極的な活用に配慮する。

※ 緊急車両等：道路交通法に基づく緊急自動車、自衛隊車両、緊急通行車両標章又は規制除外車両確認証明書を掲示した車両、緊急通行車両標章の事前届出済証又は規制除外車両確認標章の事前届出済証を提示した車両をいう。

(3) 県民に対する広報

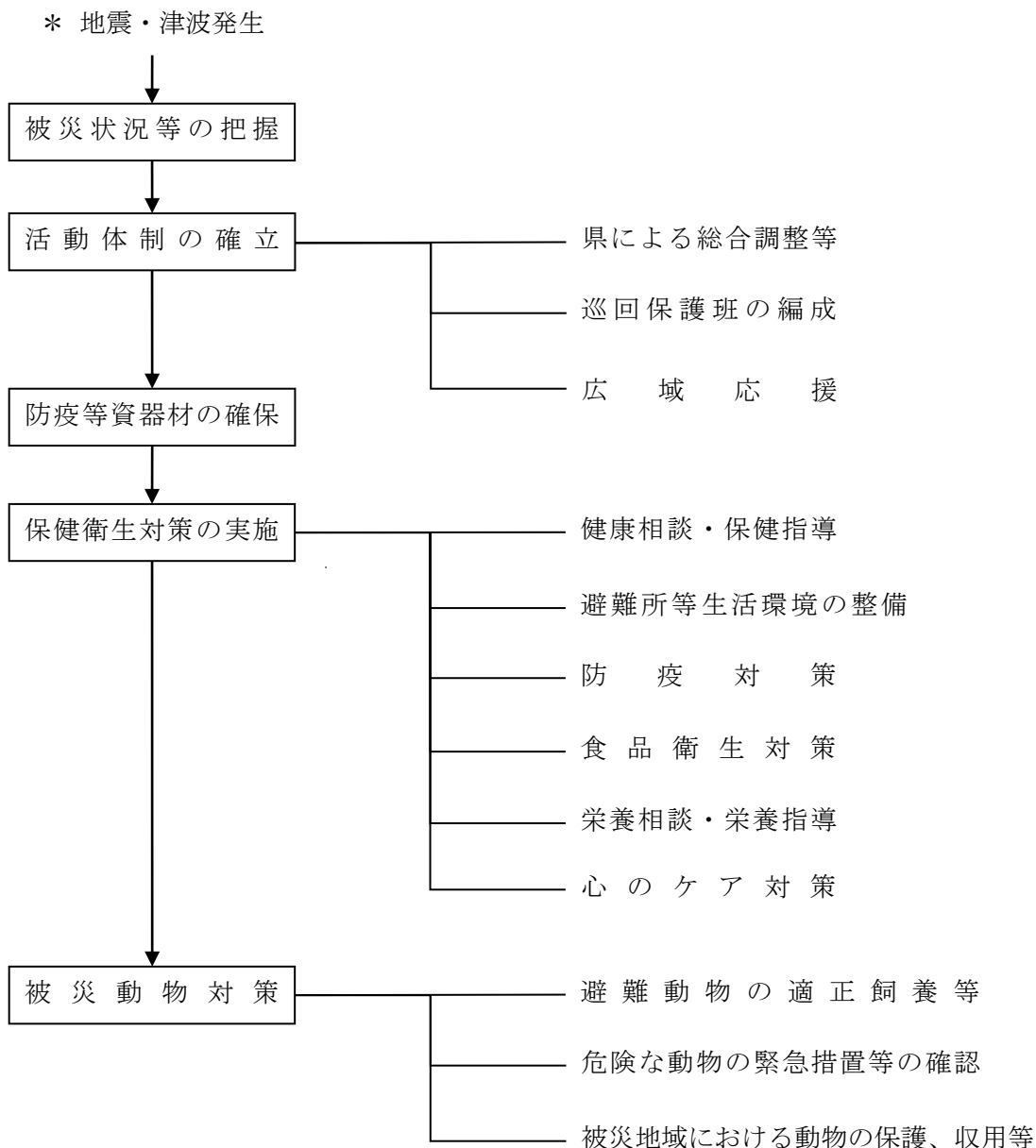
県内の給油所の営業状況や燃料供給の見通しについて県民に周知し、適切な消費行動をとるよう呼びかける。

第4節 保健衛生計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、被災地住民の心身の健康を保つため県及び沿岸市町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、県及び沿岸市町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入れ状況

- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

- (1) 県による総合調整

県は、必要に応じ、被災地における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

- (2) 巡回保健班の編成

沿岸市町及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

- (3) 広域応援

県は、必要に応じ被災地の巡回保健班へ他保健所から応援要員を派遣するとともに、被害が著しい場合は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して応援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して応援を要請する。

5 防疫等資器材の確保

沿岸市町は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

6 保健衛生対策の実施

県及び沿岸市町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

- (1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、沿岸市町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

津波による被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じる可能性があることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

ア 感染症発生予防対策

沿岸市町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

- (ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。
- (イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。
なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

イ 疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策を実施する。

(ア) 感染症患者等の入院

保健所は、一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した時は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。

ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、病院又は診療所で適当と認められる施設への入院勧告又は入院措置を行う。

(イ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

保健所は、感染症患者等の接触者に対し、疫学調査や検便等の健康診断を実施するとともに、病気に対する正しい知識や消毒方法等についての保健指導を行う。

(ウ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

県は沿岸市町に指示し、又は県自ら感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等を実施する。

エ 結核定期外健康診断の実施

保健所は、結核のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して、結核定期外健康診断を実施する。

(4) 食品衛生対策

保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。なお、食品安全衛生課は、必要に応じて、食品衛生班への他保健所等からの要員応援体制を確保する。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

沿岸市町の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、沿岸市町及び食品調製施設に対して監視指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

沿岸市町と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

営業施設の被災状況を確認し、次により施設・設備等の監視指導を実施する。

(ア) 包装が壊れ土砂等に汚染した食品等の廃棄等の指導

(イ) 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の取り扱い状況の監視

(ウ) 施設・設備等の洗浄消毒の実施指導

オ 食品衛生協会との連携

地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請し、食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導を実施する。

(5) 栄養相談・栄養指導

保健所は沿岸市町と連携し、次により被災者の栄養状態を把握するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。災害の状況により必要な場合は、山形県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

沿岸市町が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導を実施

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養相談を実施

ウ 要配慮者への栄養指導

乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養指導や特別用途食品の手配等に関する支援を実施

エ 特定給食施設等への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導

(6) 心のケア対策

県は、被災者に対する心のケアとして、次の対策を講じる。

ア 被災者を対象とした相談

- (ア) 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談を保健所・精神保健センターで実施する。
- (イ) 避難所や応急仮設住宅等で生活している被災者に対して、保健所の精神保健福祉相談員等による巡回相談を実施する。

イ 被災地への心のケアチームの派遣

- (ア) 県は、被災市町村の要請に基づき、県内外のDPAT及び心のケアチームを被災地に派遣し、避難所又は在宅で避難している精神障がい者の精神科医療を確保するとともに、急性ストレスによって新たに生じた精神的課題を抱える一般住民及び地域の医療従事者、消防・警察・保健・行政職員等の災害時の支援者に対して、精神保健活動を実施する。
- (イ) 日本赤十字社山形県支部は、日本赤十字社本社及び他県支部から派遣された心のケアチームの活動について、県（障がい福祉課）と連絡調整を行う。

ウ 被災者への普及啓発

- (ア) 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。
- (イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。
- (ウ) 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者のこころのケアに関する情報を提供する。

エ 援助者への教育研修

- (ア) 保育士・学校教師・ケアマネージャー等関係者に対して、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。
- (イ) ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対して支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、沿岸市町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認す

る。

(3) 被災地域における動物の保護、収容等

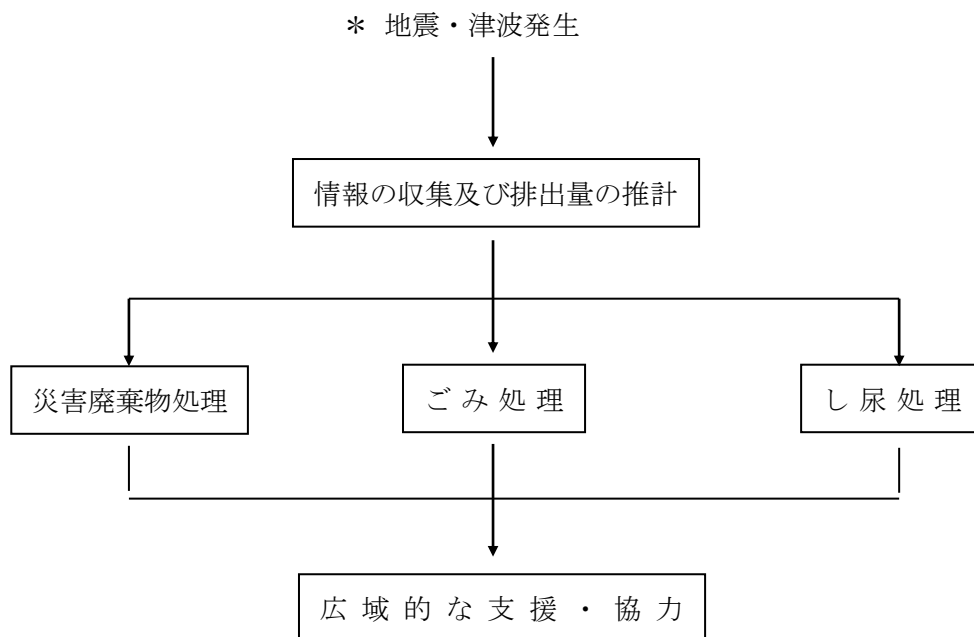
保健所は、沿岸市町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第5節 廃棄物処理計画

1 計画の概要

大規模地震・津波に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として沿岸市町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、県は、被災した市町等が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、指針に基づき、沿岸市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、沿岸市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、災害時における廃棄物の処理に係る対応、民間事業者等との連携・協力のあり方、沿岸市町からの協議に基づく災害廃棄物の処理事務の受託等について「山形県災害廃棄物処理計画」に示す。

(2) 災害廃棄物の処理

県及び市町村は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 県及び市町村は、国とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図るものとする。また、市町村は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確

保に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、国とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(3) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 発生した災害廃棄物（特に沿岸市町においては津波堆積物）の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

エ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が沿岸市町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、沿岸市町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

オ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

カ 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会及び山形県産業資源循環協会等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

キ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

ク 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の沿岸市町長は、当該市町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町に代わって国が行うよう要請する。

ケ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(4) 県の措置

県は、災害廃棄物の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 県は、発生した災害廃棄物の量等を「山形県廃棄物処理計画」に基づき把握し、被災した沿岸市町等に対して災害廃棄物の処理等について助言する。

イ 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、県内各市町村、一部事務組合、自衛隊、山形県産業資源循環協会及び山形県解体工事業協会等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

ウ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

エ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 ごみ処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりごみ処理を実施する。

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

イ 廃棄物処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

ウ 避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

エ 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

オ 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びごみ焼却施設又は最終処分場の処理能力を超える場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の措置

県は、ごみの処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、「山形県災害廃棄物処理計画」に基づき、県内各市町村、一部事務組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合には、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

5 し尿処理

(1) 沿岸市町の措置

沿岸市町は、次によりし尿処理を実施する。

ア 避難所等の設置場所及び避難人員を速やかに確認し、避難所等におけるし尿の排出量を推計する。

イ し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

ウ 上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。また、仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

エ くみ取り便槽及び浄化槽の被害状況の把握に努め、し尿のくみ取りや清掃等必要な措置を行う。

オ 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

カ し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両が不足する場合、及びし尿処理施設の処理能力を超える場合には、他の市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

(2) 県の措置

県は、し尿の処理が円滑に実施されるよう、次により広域的な支援・協力体制を確保する。

ア 沿岸市町から支援の要請があった場合、他の市町村等による相互の応援の状況を踏まえつつ、「山形県災害廃棄物処理計画」に基づき、県内各市町村、一部事務組合、山形県環境整備事業協同組合等に対して広域的な応援要請を行うとともに、これらの応援活動について全体調整を行う。

イ 被災状況から判断して、県内での広域応援による処理が困難と見込まれる場合は、より広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ、「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」や「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき近隣県に対して支援を要請するほか、全国知事会を通じて他都道府県や関係省庁に対して支援を要請する。

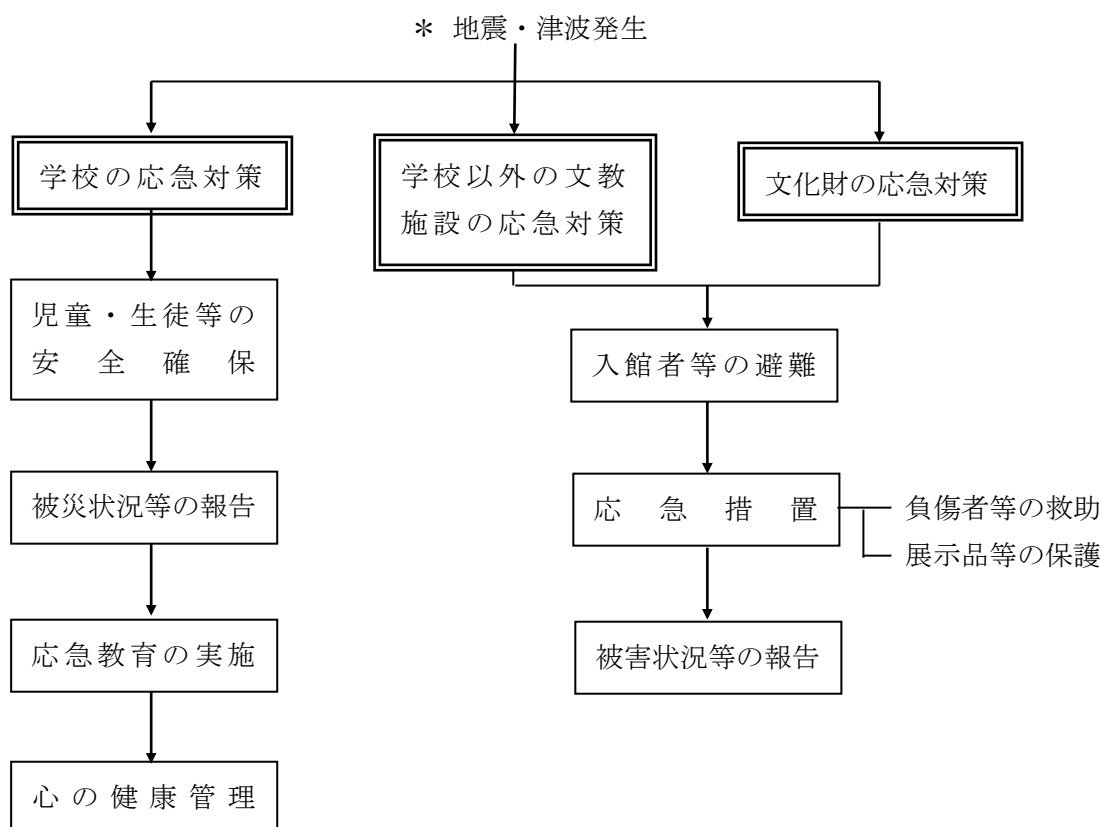
ウ 大規模災害時等において沿岸市町から要請があった場合には、仮設（簡易）トイレのあっせんを行う。

第 14 章 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害発生時における沿岸市町の学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、沿岸市町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

地震発生後、津波の発生を想定し、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行

う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保した上で、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

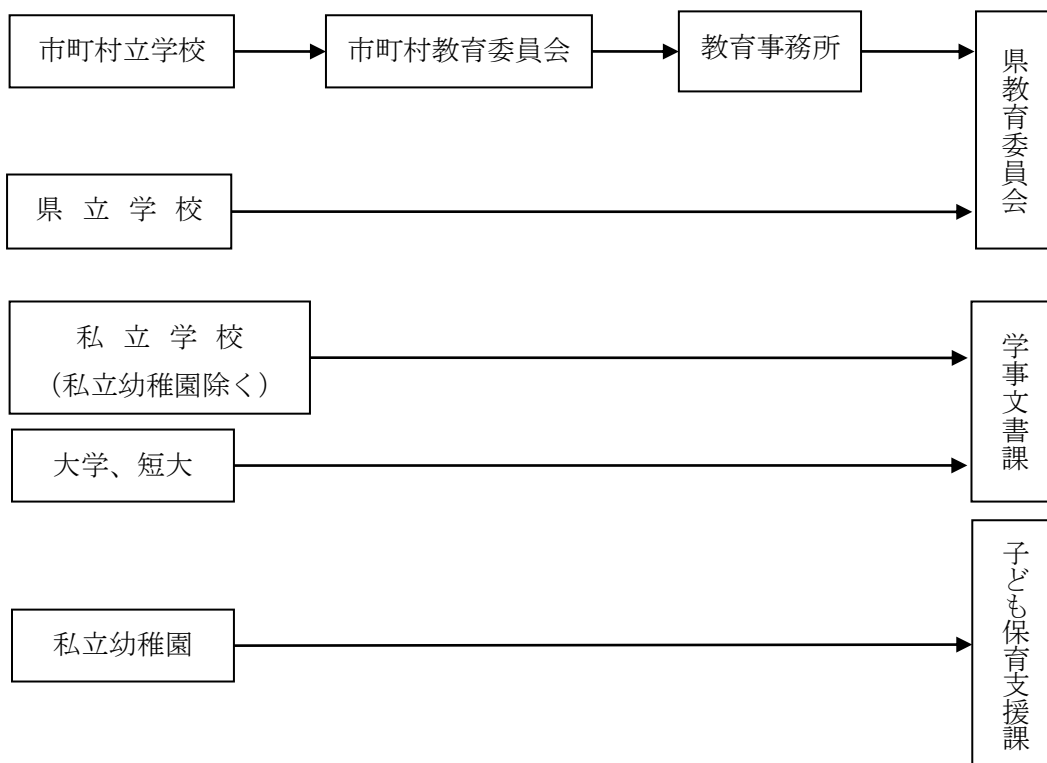
児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。

< 連絡経路 >



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された沿岸市町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

(イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用

(ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(エ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 昼夜二部授業の実施

c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請

d 非常勤講師又は臨時講師の発令

e 教育委員会事務局職員等の派遣

ウ 災害救助法に基づく措置

沿岸市町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む)

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動靴、体育着等)

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する(ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。)

(エ) 学用品給与の方法

県教育委員会は、沿岸市町教育委員会等を通し、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、文部科学省に報告するとともに、県内の教科書特約供給所に必要な指示を行う。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模災害発生時に、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防機関及び県警察等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあつては、沿岸市町から指示があつたとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び沿岸市町指定文化財等の所有者及び管理者は、地震・津波が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置ものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

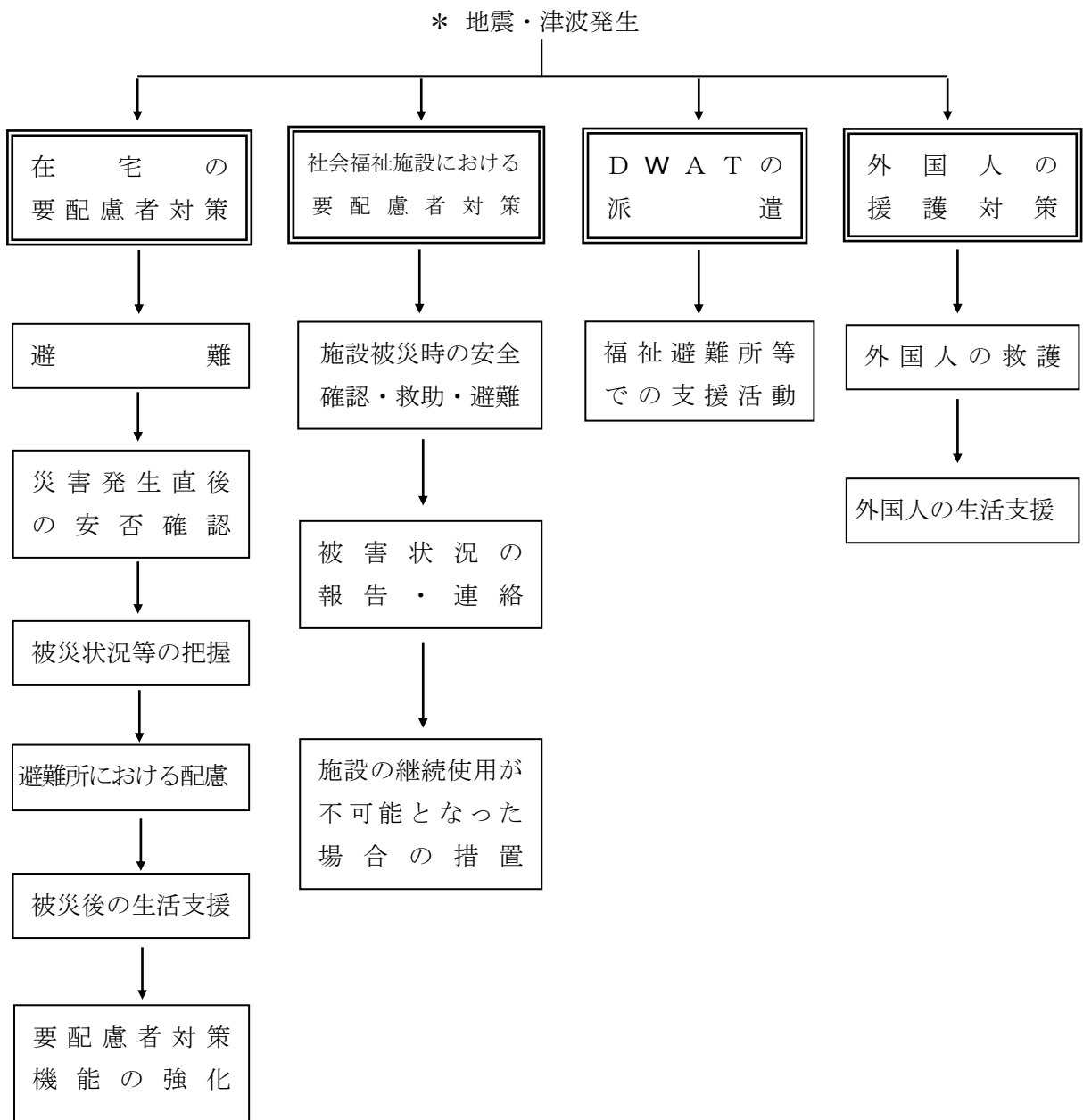
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに所轄市町文化財保護行政主管課を経由して、県に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第 15 章 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

地震・津波による大規模災害発生時に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、県、沿岸市町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

沿岸市町は、地震・津波による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき適切に実施されるよう必要

な措置を講じる。

また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(2) 災害発生直後の安否確認

沿岸市町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況等の把握

沿岸市町は、避難所や要配慮対象者の自宅等に、地域包括支援センターの職員や保健師等を派遣し、次の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具(品)の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境等

(4) 避難所における配慮

沿岸市町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。

また、沿岸市町は、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

県及び沿岸市町は、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、県内の施設で対応できない場合、県は近隣県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

県及び沿岸市町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

沿岸市町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、沿岸市町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な

日常生活の支援に努める。

(6) 要配慮者対策機能の強化

県は、災害の状況により必要と認められる場合、被災地の福祉事務所等へ人的な支援を行い、在宅の要配慮者の状況に応じて迅速かつきめ細かな対応を図る。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動隊を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を沿岸市町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、沿岸市町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、沿岸市町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、あらかじめ協力関係団体と締結した協定等に基づき、DWAT（災害派遣福祉チーム）を避難所に派遣する。

派遣されたチームは、避難所において、避難者の福祉ニーズの把握、要配慮者のスクリーニング、応急的な介護等の支援を実施する。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

沿岸市町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び沿岸市町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

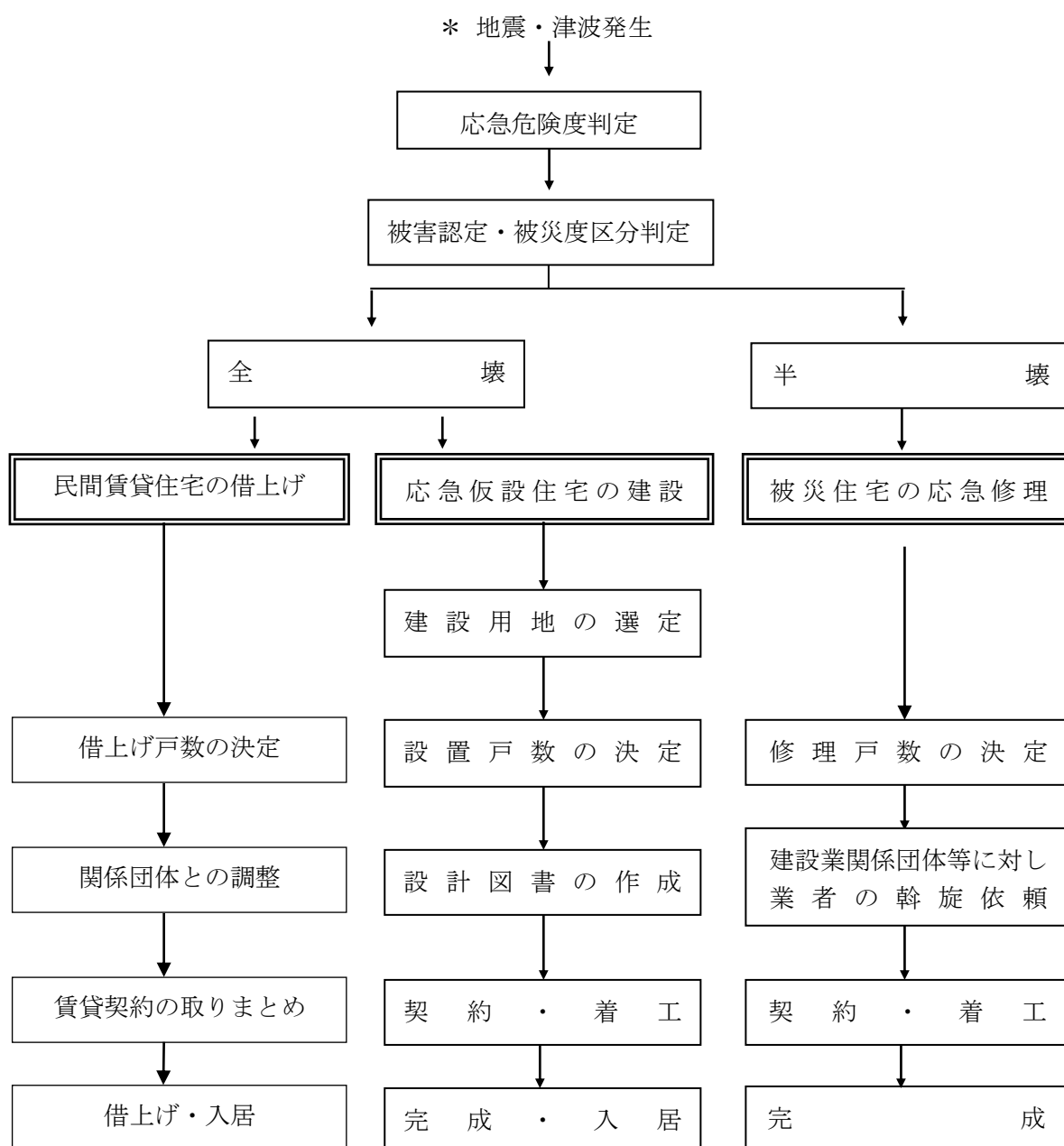
県及び沿岸市町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第 16 章 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び沿岸市町等が実施する災害応急対策について定める。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

沿岸市町は、地震・津波により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、被災市町の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに被災建築物応急危険度判定の実施に関して必要な調査を実施する。

ア 地震・津波情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 被災市町の住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に市町村が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 沿岸市町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市町村は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

沿岸市町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

県は、沿岸市町に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 被災市町の住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

県は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、被災地近隣の県営住宅、沿岸市町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について、関係機関に対して調査を実施する。

(3) 応急仮設住宅の必要戸数・規模等についての見積もり

県は、(1)及び(2)の調査結果等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見

積もりを行う。

(4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会

県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。

4 応急仮設住宅の提供

県は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。

県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供し、その円滑な入居の促進に努める。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

① 民間賃貸住宅の借上げ

ア 借上げ方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

(ア) 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - (a) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (c) 上記各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、被災市町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病患者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、当該被災市町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。ただ

し、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

県は、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

沿岸市町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

(ア) 県は、沿岸市町の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設可能な用地を把握しておくものとする。

(イ) 被災市町に対し、応急仮設住宅の設置戸数に対応する建設用地の選定について協力を依頼する。その際には、県としても、必要に応じ応急仮設住宅の建設用地として県有地等を提供する。

(ウ) 被災市町から、建設用地の選定結果について報告を受け、被災市町ごとに取りまとめる。

(エ) (ア)から(ウ)の結果等を踏まえ、次の事項に十分留意して建設用地を選定する。

a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、災害時要援護者に適応したバリアフリー対応に配慮する。また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

b 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議の上、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

d 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ 規模及び費用

(ア) 応急仮設住宅一戸当たりの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行細則に定める基準による。

(イ) ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。

(ウ) また、建設資材を県外調達し又は離島等に設置したことにより輸送費がかさみ、限度額内で施工することが困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

(ア) 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。

(イ) ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 応急仮設住宅の建設方法

(ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人全国木造建設事業協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。

また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。

(イ) この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・什器等の設置、必要に応じたバリアフリー化及びその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

オ 応急仮設住宅の入居者選定

(ア) 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

b 居住する住家がない者であること。

c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

a 応急仮設住宅の入居者の選定は、被災市町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

b この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援護者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

c 県は、当該被災市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

(ウ) 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

カ 応急仮設住宅の管理

県は、沿岸市町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町に管理を委任することができる。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

沿岸市町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(2) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等のあっせん等

県、沿岸市町、関係団体等は、被災者用の居住として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせん等できるように努める。

5 被災住宅の応急修理

県は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市町村長）が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

6 住宅建設資機材等の確保

県は、応急仮設住宅の建設等にあって必要があるときは、所管の森林管理署等に対し応援を要請し、木材等を確保する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

7 建物関係障害物の除去

県は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことので

きない部分とする。

- (イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

- (ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

- (イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である知事（事務の一部を委任した場合は市町村長）が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

- (ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
 - c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

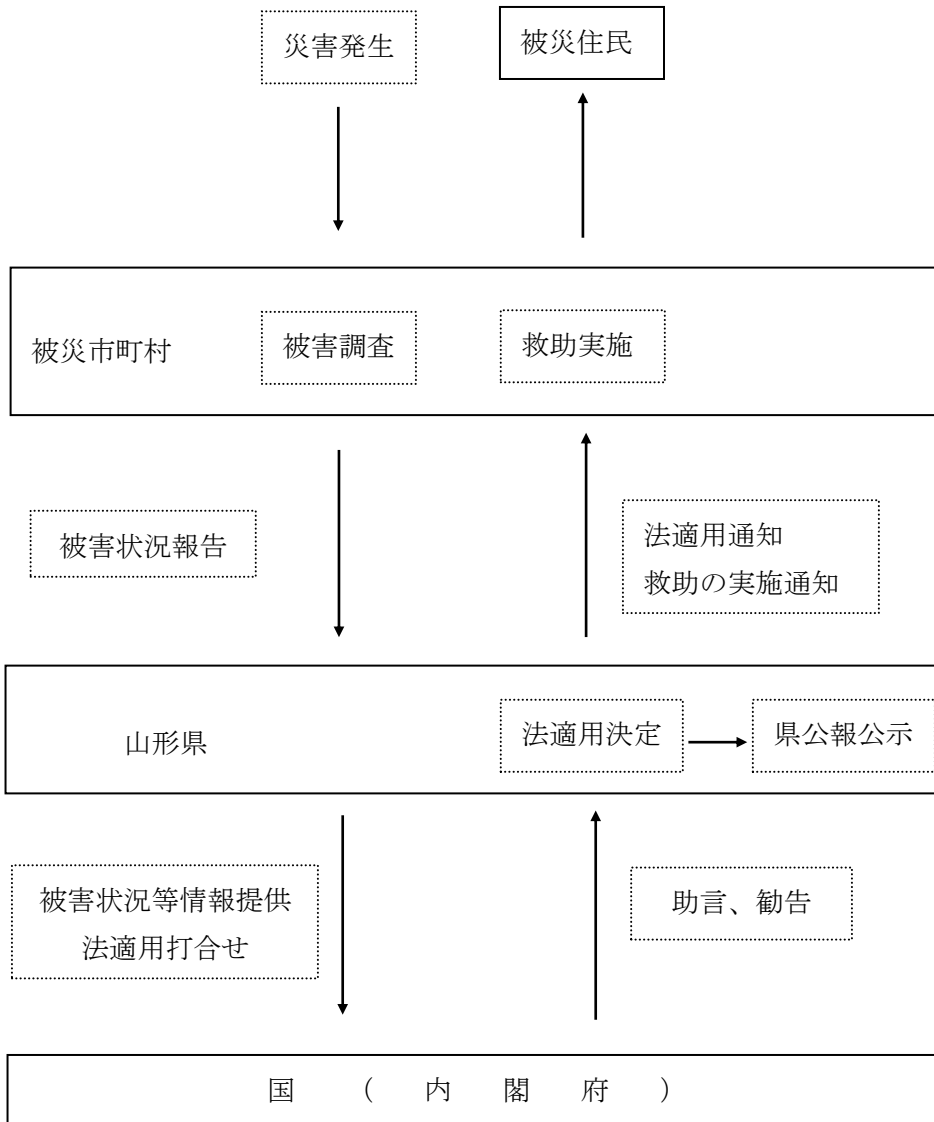
沿岸市町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 17 章 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下この章において「法」という。)に係る県及び沿岸市町の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、沿岸市町の区域単位に、原則として同一原因の災害による沿岸市町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

ア 適用単位は、沿岸市町の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取り扱う。

ウ 沿岸市町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって内閣府令に定める基準に該当するとき（法施行令第1条第1項第4号）。

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を沿岸市町長が行うこととすることができる（法第13条第1項）。

(2) 沿岸市町の役割

沿岸市町長は、上記(1)により沿岸市町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第13条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用に当たっては、必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第4条第1項及び法施行令第2条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は沿岸市町長が行うこととしている（法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※ キについては、災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

(2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められておりであり、その基準については内閣府令において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、沿岸市町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

(別表)

市町村別災害救助法適用基準被災世帯数早見表

市町村名		人 口	適用基準		市町村名		人 口	適用基準	
			1号	2号				1号	2号
山 村	山形市	247,590	100	50	置 賜	米沢市	81,252	80	40
	上山市	29,110	50	25		南陽市	30,420	60	30
	天童市	62,140	80	40		高畠町	22,463	50	25
	山辺町	13,725	40	20		川西町	14,558	40	20
	中山町	10,746	40	20		長井市	26,543	50	25
	寒河江市	40,189	60	30		小国町	7,107	40	20
	河北町	17,641	50	25		白鷹町	12,890	40	20
	西川町	4,956	30	15		飯豊町	6,613	40	20
	朝日町	6,366	40	20	庄 内	鶴岡市	122,347	100	50
	大江町	7,646	40	20		酒田市	100,273	100	50
	村山市	22,516	50	25		三川町	7,601	40	20
	東根市	47,682	60	30		庄内町	20,151	50	25
	尾花沢市	14,971	40	20		遊佐町	13,032	40	20
	大石田町	6,577	40	20					
最 上	新庄市	34,432	60	30					
	金山町	5,071	40	20					
	最上町	8,080	40	20					
	舟形町	5,007	40	20					
	真室川町	7,203	40	20					
	大蔵村	3,028	30	15					
	鮭川村	3,902	30	15					
	戸沢村	4,199	30	15					
					計	35	1,068,027		

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による(法施行令第1条第2項)。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

注2：人口は、令和2年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第 18 章 自発的支援の受入計画

1 計画の概要

地震・津波による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、県、市町村及び関係機関が実施する対策について定める。

2 自発的支援の受入計画フロー

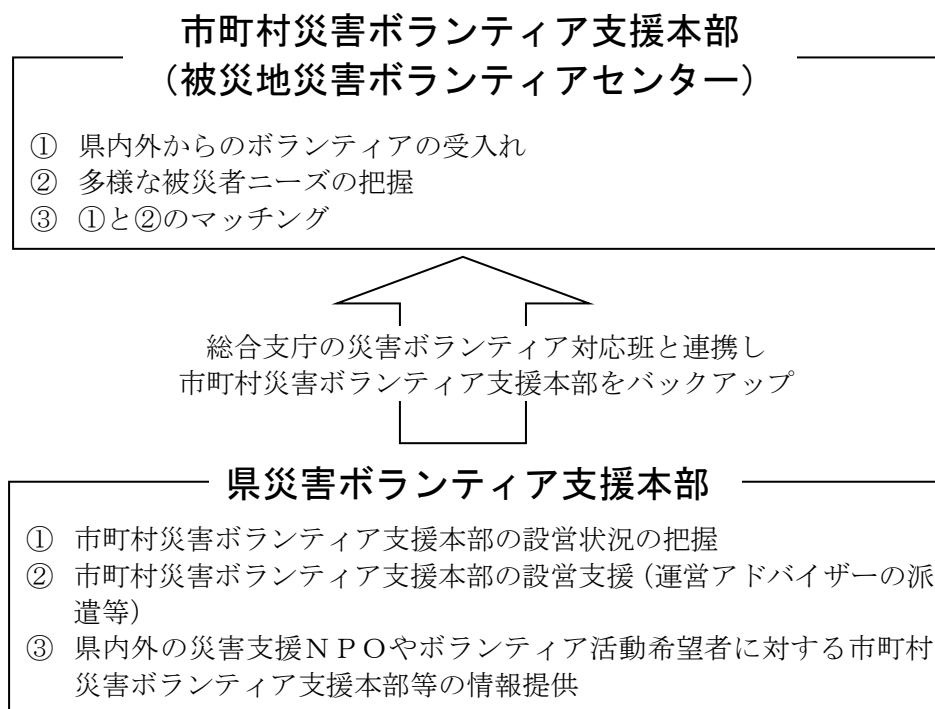


3 災害ボランティア活動支援

地震・津波による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、県及び沿岸市町等が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(1) 災害ボランティア活動支援体系図



(2) 県災害ボランティア支援本部

ア 設置

- (ア) 県は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて県災害ボランティア支援本部を設置する。
- (イ) また、各総合支庁に設置される本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。

イ 運営

県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の支援を行う。

- (ア) 被災市町に設置される市町村災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な沿岸市町には、運営アドバイザーやボランティアの派遣等の支援策を講じる。
- (イ) 県内外の災害支援NPOやボランティア活動希望者に対し、市町村災害ボランティア支援本部等の情報を提供する。
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部から要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。
- (エ) 県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(3) 市町村災害ボランティア支援本部

ア 設置

沿岸市町は、大規模な災害が発生した場合、市町村社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する

イ 運営

市町村災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

(ア) ボランティアの受入れ

(イ) 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

(ウ) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

a 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

b 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(エ) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力をを行うとともに、活動上の安全確保を図る。

4 義援物資の受入れ・配分

大規模な災害による被災者に、全国から寄せられる義援物資を円滑かつ適切に受け入れ及び配分するために、県及び市町村等が実施する対策について定める。

(1) 基本方針

県及び市町村は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、必要に応じて義援物資を受入れる。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

(2) 受入れの周知

県及び市町村は、被災地のニーズを把握し、義援物資の受入れが必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の政府本部又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

(3) 受入れ及び保管

県及び市町村は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、(一時的に)保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

(4) 配分

県及び市町村は、受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。

なお、必要に応じて、義援物資の配送、管理に当たっては公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たってはボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

5 義援金の受入れと配分

(1) 受入体制の周知

県、市町村及び日本赤十字社山形県支部は、義援金の受入れが必要と認められる場合は、国の政府本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機開口座(銀行名等、口座番号、口座名等)を公表する。

(2) 受入

県、市町村及び日本赤十字社山形県支部は、次により義援金を受け入れる。

ア 県

(ア) 受入窓口は健康福祉部地域福祉推進課とする。原則として口座振替とし、義援金を受け入れる口座を県の指定金融機関等に開設する。

(イ) 義援金の管理は、一般からの義援金は歳入歳出外現金の被災者見舞金として扱うなどにより、適切に管理する。

イ 市町村

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

ウ 日本赤十字社山形県支部

(ア) 一般からの受入窓口を開設する。

(イ) 受入口座を設定する。

(ウ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者への受領証を発行する。

(3) 配分

ア 県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会(以下この節において「委員会」という。)を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに被災市町又は被災市町が組織する義援金配分委員会に配分し、各市町から被災者に配分する。

イ 県、市町村及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。

また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定化計画

1 計画の概要

大規模地震・津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、沿岸市町及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所開設、運営 ② 相談事項 ③ 罹災証明書の発行 ④ 被害者台帳の整備 ⑤ 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金 の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長
3 雇用の確保	① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する措置 ⑤ 労災保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 県の特例措置 ② 国及び市町村の特例措置

8 公共料金等の特例措置	① 郵便事業 ② 貯金事業 ③ 電気通信事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス及び簡易ガス事業
9 被災者への各種措置の周知	

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

県及び沿岸市町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県の設置する相談所

県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁

イ 沿岸市町の設置する相談所

市役所、町村役場、出張所、コミュニテイ・センター及び避難所 等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

沿岸市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、沿岸市町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、沿岸市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、県は住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の研修等について実施する際、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をすることに努め、災害が発生した際には、発災後速やかに当該業務

に係る事務の研修等を実施する。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対して必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各沿岸市町における課題の共有や対応の検討、各沿岸市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(4) 被災者台帳の整備

沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する沿岸市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

沿岸市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、沿岸市町の活動の支援に努める。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

沿岸市町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
支給限度額	<p>死亡者1人につき</p> <p>主たる生計維持者の場合 500万円</p> <p>それ以外の場合 250万円</p> <p>[支給の制限]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(2) 災害障害見舞金

沿岸市町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	<p>障害者1人につき</p> <p>主たる生計維持者の場合 250万円</p> <p>それ以外の場合 125万円</p> <p>[支給の制限]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。沿岸市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる 自然災害	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村 																		
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2 																		
支給対象 世帯	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 																		
支給限度額	<p>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）</p> <p>1 基礎支援金</p> <table border="1" data-bbox="411 1373 869 1597"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 加算支援金</p> <table border="1" data-bbox="411 1637 869 1816"> <thead> <tr> <th>再建方法</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。</p>	被害程度	支給額	全壊	100万円	解体	100万円	長期避難	100万円	大規模半壊	50万円	再建方法	支給額	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借(公営住宅以外)	50万円
被害程度	支給額																		
全壊	100万円																		
解体	100万円																		
長期避難	100万円																		
大規模半壊	50万円																		
再建方法	支給額																		
建設・購入	200万円																		
補修	100万円																		
賃借(公営住宅以外)	50万円																		
窓 口	市町村																		

(4) 災害援護資金の貸付

沿岸市町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	[貸付区分及び貸付限度額] 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%
窓口	市町村

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条第37条										
特例措置の内容	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。</p> <p>住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <p>(1) 事業開始資金</p> <table> <tr> <td>15,000円以上30,000円未満</td> <td>6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上</td> <td>1年</td> </tr> </table> <p>(2) 事業継続資金・住宅資金</p> <table> <tr> <td>15,000円以上30,000円未満</td> <td>6ヶ月</td> </tr> <tr> <td>30,000円以上45,000円未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>45,000円以上</td> <td>1年6ヶ月</td> </tr> </table>	15,000円以上30,000円未満	6ヶ月	30,000円以上	1年	15,000円以上30,000円未満	6ヶ月	30,000円以上45,000円未満	1年	45,000円以上	1年6ヶ月
15,000円以上30,000円未満	6ヶ月										
30,000円以上	1年										
15,000円以上30,000円未満	6ヶ月										
30,000円以上45,000円未満	1年										
45,000円以上	1年6ヶ月										
備考	災害救助法の適用は要しない。										

5 雇用の確保等

県及び市町村は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

- a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(イ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。

- (2) 東北財務局山形財務事務所は、必要と認められる範囲内で、以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請する。
- ア 災害関係の融資に関する措置
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
 - イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置
 - (7) 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失または流出した場合でも、被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
 - (4) 定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等適宜の措置を講ずること。
 - ウ 手形交換、休日営業等に関する措置
手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。
 - エ 営業停止等における対応に関する措置
営業停止等の措置を講じた営業店舗名等や現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。
- ア 預貯金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
 - イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ウ 郵便局株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

- (1) 調査、監視及び情報の提供
県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。
- (2) 物資の指定等
- ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
 - イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

- (1) 住宅資金の貸付
- ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付
県及び沿岸市町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、沿岸市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

貸付対象	<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設、新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」（※）又は「半壊」（※）した旨の罹災証明書の交付を受けた者 ※住宅の被害状況に関する申出書の添付が必要 ・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者 <p>2 建設 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$</p> <p>3 新築住宅購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2（共同建ての場合は 30 m^2） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2（共同建ての場合は 30 m^2） $\leq A \leq a$ 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅</p> <p>4 リ・ユース（中古）購入 住宅部分の床面積(A) 50 m^2（共同建ての場合は 30 m^2） $\leq A \leq 175\text{ m}^2$ 但し、罹災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合 50 m^2（共同建ての場合は 30 m^2） $\leq A \leq a$ 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅</p> <p>5 補修 床面積・築年数に関する制限なし</p>																												
貸付限度額	<p>1 建設資金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 建設資金</td><td style="text-align: right;">1,650万円</td></tr> <tr><td>(2) 土地取得資金</td><td style="text-align: right;">970万円</td></tr> <tr><td>(3) 整地資金</td><td style="text-align: right;">440万円</td></tr> <tr><td>(4) 特例加算</td><td style="text-align: right;">510万円</td></tr> </table> <p>2 新築住宅購入資金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 新規購入資金</td><td style="text-align: right;">2,620万円</td></tr> <tr><td> うち土地取得資金</td><td style="text-align: right;">970万円</td></tr> <tr><td>(2) 特例加算</td><td style="text-align: right;">510万円</td></tr> </table> <p>3 リ・ユース(中古)購入資金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) リ・ユース購入資金</td><td style="text-align: right;">2,320万円</td></tr> <tr><td> うち土地取得資金</td><td style="text-align: right;">970万円</td></tr> <tr><td>(2) リ・ユースプラス購入資金</td><td style="text-align: right;">2,620万円</td></tr> <tr><td> うち土地取得資金</td><td style="text-align: right;">970万円</td></tr> <tr><td>(3) 特例加算</td><td style="text-align: right;">510万円</td></tr> </table> <p>4 補修資金</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 補修資金</td><td style="text-align: right;">730万円</td></tr> <tr><td>(2) 引方移転資金・整地資金</td><td style="text-align: right;">440万円</td></tr> </table>	(1) 建設資金	1,650万円	(2) 土地取得資金	970万円	(3) 整地資金	440万円	(4) 特例加算	510万円	(1) 新規購入資金	2,620万円	うち土地取得資金	970万円	(2) 特例加算	510万円	(1) リ・ユース購入資金	2,320万円	うち土地取得資金	970万円	(2) リ・ユースプラス購入資金	2,620万円	うち土地取得資金	970万円	(3) 特例加算	510万円	(1) 補修資金	730万円	(2) 引方移転資金・整地資金	440万円
(1) 建設資金	1,650万円																												
(2) 土地取得資金	970万円																												
(3) 整地資金	440万円																												
(4) 特例加算	510万円																												
(1) 新規購入資金	2,620万円																												
うち土地取得資金	970万円																												
(2) 特例加算	510万円																												
(1) リ・ユース購入資金	2,320万円																												
うち土地取得資金	970万円																												
(2) リ・ユースプラス購入資金	2,620万円																												
うち土地取得資金	970万円																												
(3) 特例加算	510万円																												
(1) 補修資金	730万円																												
(2) 引方移転資金・整地資金	440万円																												
貸付条件	<p>1 建設及び新築住宅購入</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>(1) 償還期間</td><td></td></tr> <tr><td> 耐火、準耐火構造、木造（耐久性）</td><td style="text-align: right;">35年以内</td></tr> <tr><td> 木造（一般）</td><td style="text-align: right;">25年以内</td></tr> <tr><td>(2) 据置期間</td><td style="text-align: right;">3年間（その分償還期間延長）</td></tr> <tr><td>(3) 利率</td><td style="text-align: right;">基本融資額 0.55% 特例加算額 1.45%</td></tr> </table>	(1) 償還期間		耐火、準耐火構造、木造（耐久性）	35年以内	木造（一般）	25年以内	(2) 据置期間	3年間（その分償還期間延長）	(3) 利率	基本融資額 0.55% 特例加算額 1.45%																		
(1) 償還期間																													
耐火、準耐火構造、木造（耐久性）	35年以内																												
木造（一般）	25年以内																												
(2) 据置期間	3年間（その分償還期間延長）																												
(3) 利率	基本融資額 0.55% 特例加算額 1.45%																												

貸付条件	2 リ・ユース(中古)購入 (1) 償還期間 ① リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 ② リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 (2) 据置期間 3年間(その分償還期間延長) (3) 利率 基本融資額 0.55% 特例加算額 1.45% 3 補修 (1) 償還期間 20年以内 (2) 据置期間 1年間 (3) 利率 0.55%
------	--

※金額、利率は、平成30年7月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	1 対象世帯 (1) 低所得世帯(概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下) (2) 高齢者世帯(日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり)) (3) 障がい者世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯(所得制限あり))
根拠法令	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 市町村社会福祉協議会(民生委員・児童委員)
貸付金額	貸付限度 250万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

貸付対象	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠法令	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 200万円
貸付条件	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 災害公営住宅の建設

県及び沿岸市町は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(4) 県及び沿岸市町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

9 租税の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(ア) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2

年以内に取得した場合又は取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場合、その不動産の取得に係る不動産取得税について、災害を受けた不動産と同一所有者であるときは減免することができる。

なお、東日本大震災により不動産が滅失・損壊した場合は令和8年3月31日までに、当該震災に伴う原子力災害の場合は居住困難区域の指定が解除された日から起算して3月を経過する日までに、それぞれ代替不動産を取得したときには、被災家屋、従前の土地の面積分には課税しない。

(ウ) 自動車税（種別割）

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車に代わる自動車を取得した場合における自動車税（種別割）について、災害を受けた自動車と同一所有者であるときは一定の要件により減免する。

(エ) 自動車税（環境性能割）

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から1年以内に取得した場合における自動車税（環境性能割）について、災害を受けた自動車と同一所有者であるときは一定の要件により減免する。

(オ) 軽油引取税

特別徴収義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油取引税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

(カ) 産業廃棄物税

特別徴収義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄物税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、被災したと認められた場合、申請により減免することができる。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び沿岸市町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若しくは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん）の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。）の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

- ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。）の減免
- イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町及び同法が適用された市町に隣接する市町の被災者から申し出があった場合（罹災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。

- ア 電気料金の支払い期日の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
- エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置を実施する。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2章 金融支援計画

1 計画の概要

大規模地震・津波により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び沿岸市町が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び沿岸市町は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置

法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、沿岸市町長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	—	—

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
- 2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。
- 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（単位：万円）	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
一般漁業者		200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び沿岸市町は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、沿岸市町長の認定を受けた者
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内（天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで）
償還期間のうち据置期間	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者を行い、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円） 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16～ 0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16～ 0.30%	15年以内	3年以内
		(2) 災害を受けた果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～ 0.45%	35年以内 20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16～ 0.30%	15年以内 5年以内
	農林漁業施設資金	林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～ 0.45%	20年以内 3年以内
			[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内 3年以内
			[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.30～ 0.45%	15年以内 3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合、水産振興法人等	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16～ 0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合	0.16～ 0.24%	15年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者であって農林漁業所得が総所得(法人にあつては農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者 認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者等	0.16%	10年以内	3年以内
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額</p> <p>農業セーフティネット資金：600万円</p> <p>農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額</p> <p>農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円(特例600万円、漁船の場合1,000万円)のいずれか低い額</p> <p>※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び沿岸市町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要等の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、商工会・商工会議所、政府系金融機関及び民間金融機関等と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要等を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金等の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
山形県 (商業振興・経営支援課)	山形県 商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金用途	<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	<p>取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象		
		3 貸付限度		
		4 貸付利率		
		5 貸付期間		
		6 取扱期間		
	山形県 商工業振興資金 (経営安定資金第4号)	1 資金用途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	
		2 貸付対象	県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの	
		3 貸付限度	8,000万円以内	
		4 貸付利率	年1.6%	
		5 貸付期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
		6 取扱期間	県がその都度指定	

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
日本政策金融公庫(国民生活事業)	災害貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人	災害復旧のための設備資金及び運転資金 別に指定される災害により被害を受けた方 それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき、3,000万円を加えた額 各融資制度に定められた利率 一般貸付：設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間 必要により徴する 必要により徴する	日本政策金融公庫 各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
日本政策金融公庫(中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 直接貸付：別枠1億5,000万円 代理貸付：上記限度の範囲内で 基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。 設備資金 15年以内（うち措置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち措置期間2年以内） 必要により徴する 必要により徴する	日本政策金融公庫 各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 災害により被害を受けた方 所定の金額 所定の利率 設備資金 20年以内（据置3年以内） 運転資金 10年以内（据置3年以内） 必要により徴する 必要により徴する	商工組合中央金庫 各支店及び代理店

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び沿岸市町は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び沿岸市町は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

1 計画の概要

大規模地震・津波により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査及び県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計と国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国（関係省庁）に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の調査と推進	① 激甚災害指定の調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成
5 災害査定への促進	① 国（関係省庁）に対する査定設計書の提出 ② 査定計画（日程）の作成と国（関係省庁）との協議
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等 ② 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等
7 資金計画	① 県の資金計画 ② 市町村の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

（別添図：災害復旧事業執行手続きの流れ）

3 被害状況の調査及び県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を沿岸市町又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は県出先機関）に対し速やかに報告する。

また、沿岸市町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

[災害復旧事業一覧]

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課	
	海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課	
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課	
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課	
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課	
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	
	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課	
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	
	(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課
		林業用施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
漁業用施設		農林水産省	農林水産部水産振興課	
共同利用施設		農林水産省	農林水産部畜産振興課	
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育庁教育政策課	
	公立社会教育施設 私立学校施設	文部科学省	教育庁生涯教育・学習振興課 総務部学事文書課 しあわせ子育て支援子ども保育対策課	
	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部文化財活用課	

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て支援子ども保育対策課 しあわせ子育て支援子ども保育対策課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課
(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 浄化槽(市町村整備推進事業)	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 環境エネルギー部水大気環境課
(循環型社会形成推進交付金交付要綱)	浄化槽(公共浄化槽等整備推進事業)		環境エネルギー部水大気環境課
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部医療政策課
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部コロナ収束総合企画課
(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等 街路施設	国土交通省 国土交通省	県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課
(6) 公営住宅等災害復旧事業			

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 企業局水道事業課 産業労働部商業振興・経営支援課 産業労働部産業技術イノベーション課
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課

4 被害状況の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは沿岸市町又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国（前項の災害復旧事業一覧に掲げる関係省庁）に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、防災危機管理課にその内容を報告する。

5 激甚災害指定の調査と推進

(1) 激甚災害指定の調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて沿岸市町の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

沿岸市町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、防災危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 防災危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第 2 章 (3 条～ 4 条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収入総額 × 5%
激甚法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
激甚法第 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額 5 億円以下のものは除く。 (1) 激甚法第 5 条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される場合 但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条が適用される場合
激甚法第 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

〔局地激甚災害の指定基準〕－市町村災害が対象－

（昭和 43 年 11 月 22 日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 2 章（3 条～4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	(1) 次のいずれかに該当する災害 ①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 <ul style="list-style-type: none"> > 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が10,000千円未満のものを除く） （ロ）当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 <ul style="list-style-type: none"> > 当該市町村の標準税収入×20% （ハ）当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 <ul style="list-style-type: none"> > 当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額（※）からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）
激甚法第 5 条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第 6 条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 <ul style="list-style-type: none"> > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （但し、災害復旧事業に要する経費が10,000千円未満は除外） 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね50,000千円未満である場合を除く。

国は、県又は沿岸市町から要請があり、かつ県又は沿岸市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は沿岸市町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は沿岸市町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

7 災害査定促進

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という。）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並びに人事課と調整を行うなど、必要な措置を講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるとともに、国にあっせんを要請するなど、必要な措置を講ずる。

(2) 市町村営災害復旧事業

ア 被災沿岸市町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課

に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、被災沿岸市町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県（財政課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県（財政課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

エ 地方財政措置制度の活用

県（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

〔地方財政措置制度の概要〕

1 地方交付税の種類

- (1) 普通交付税：財源不足団体に対し交付
- (2) 特別交付税：普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

- (1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、
- (2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、
- (3) 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月および11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

オ 短期資金の確保

県（財政課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(2) 市町村の資金計画

被害を受けた沿岸市町は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び沿岸市町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び沿岸市町の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、県及び市町村の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び市町村の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

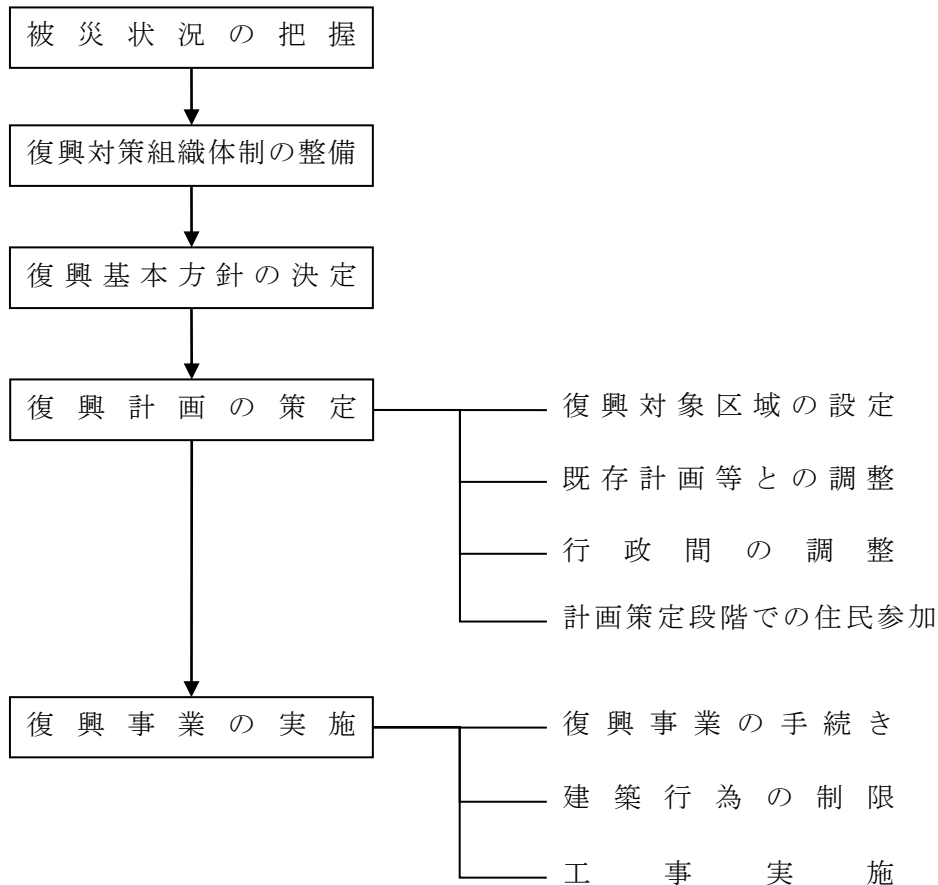
ウ 県又は市町村において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は市町村の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

第4章 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震・津波により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び沿岸市町が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び沿岸市町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

沿岸市町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

沿岸市町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

沿岸市町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

県は、必要に応じて、国の復興基本方針に即して県復興方針を定める。

沿岸市町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた沿岸市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県、沿岸市町は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

沿岸市町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、沿岸市町及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設

等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

沿岸市町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。